

第 3 回臨時会

平成26年 7 月22日開会

平成26年 7 月22日閉会

第 4 回定例会

平成26年 9 月29日開会

平成26年10月17日閉会

三股町議会会議録

三股町議会

平成二十六年 三股町議会議録

第三回臨時会・第四回定例会

— 目 次 —

◎第3回臨時会

○7月22日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	3
日程第2	会期決定の件について	3
日程第3	発議第1号の1議案上程	4
日程第4	質疑	5
日程第5	討論・採決	14

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成26年 第3回臨時会 (7月)	発議第1号	三股町公の施設の指定管理者における 三股町議会の議員の兼業禁止に関する 条例	原案可決	7月22日

◎第4回定例会

○9月29日（第1号）

日程第1	会議録署名議員の指名	27
日程第2	会期決定の件について	27
日程第3	所信表明	28
日程第4	議案第51号から議案第78号までの28議案、請願第4号から第5号ま での2件及び報告第8号から第10号までの3件一括上程	30
日程第5	決算審査報告	40

○10月1日（第2号）

日程第1	総括質疑	44
日程第2	常任委員会付託	49
日程第3	議案第71号並びに議案第76号、第77号の質疑・討論・採決	49

○10月15日（第3号）

日程第1	一般質問	54
	7番 上西 祐子君	54
	1番 池邊 美紀君	71
	4番 内村 立吉君	81
	12番 桑畑 浩三君	90
	3番 堀内 義郎君	96
	5番 福永 廣文君	107

○10月16日（第4号）

日程第1	一般質問	114
	6番 指宿 秋廣君	114
	8番 大久保義直君	136

○10月17日（第5号）

日程第1	常任委員長報告	147
日程第2	会期決定の件について	155
日程第3	質疑（議案第51号から第70号、72号から75号、78号までの25 議案、請願第4号・第5号）	156
日程第4	討論・採決	156
日程第5	質疑・討論・採決（意見書案第5号・第6号）	169
日程第6	やまびこ会調査特別委員会の中間報告	172
日程第7	質疑・討論・採決（発議第2号）	174
追加日程第1	議長不信任の議決	177
追加日程第1	やまびこ会調査特別委員会の閉会中の審査について	183
日程第8	常任委員会の閉会中の審査事項について	183
日程第9	議員派遣の件について	184

付議事件及び審議結果一覧

付議議会	議案番号	件名	結果	年月日
平成26年 第4回定例会 (9月)	議案第52号	平成25年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月17日
〃	議案第53号	平成25年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月17日
〃	議案第54号	平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月17日
〃	議案第55号	平成25年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月17日
〃	議案第56号	平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月17日
〃	議案第57号	平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月17日
〃	議案第58号	平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月17日
〃	議案第59号	平成25年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	原案認定	10月17日
〃	議案第60号	平成25年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について	原案可決 及び認定	10月17日
〃	議案第61号	三股町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例	原案可決	10月17日
〃	議案第62号	三股町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決	10月17日
〃	議案第63号	三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例	原案可決	10月17日

平成26年 第4回定例会 (9月)	議案第64号	三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例	原案可決	10月17日
〃	議案第65号	三股町ふれあい中央広場の設置及び管理に関する条例	原案可決	10月17日
〃	議案第66号	三股町税条例の一部を改正する条例	原案可決	10月17日
〃	議案第67号	三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例	原案可決	10月17日
〃	議案第68号	平成26年度年度三股町一般会計補正予算(第3号)	原案可決	10月17日
〃	議案第69号	平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	原案可決	10月17日
〃	議案第70号	平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算(第1号)	原案可決	10月17日
〃	議案第71号	平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算(第2号)について	原案承認	10月1日
〃	議案第72号	平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	10月17日
〃	議案第73号	平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	10月17日
〃	議案第74号	平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)	原案可決	10月17日
〃	議案第75号	平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	原案可決	10月17日
〃	議案第76号	教育委員会委員の任命について	原案同意	10月1日
〃	議案第77号	教育委員会委員の任命について	原案同意	10月1日

平成26年 第4回定例会 (9月)	議案第78号	都城市・三股町いじめ防止対策専門家 委員会の共同設置について	原案可決	10月17日
〃	報告第8号	専決処分の報告（損害賠償額の決定及 び和解について）		
〃	報告第9号	平成25年度決算に基づく健全化判断比 率の報告について		
〃	報告第10号	平成25年度決算に基づく資金不足比率 の報告について		

一 般 質 問

発言 順位	質 問 者	質 問 事 項	質 問 の 要 旨	質問の相手
1	上西 祐子	1 町長の公約について	① 医療費無料化の拡大について、とあるがその時期と内容を聞く ②中央地区の町営住宅の統廃合で中心市街地の活性化を図るとあるが具体的構想と時期を聞く	町 長
		2 子育て支援制度について	来年4月実施の子育て支援制度で保育園、学童保育はどう変わるのか。子ども園に対しての影響、問題点、準備に向けての課題などを問う。	
		3 子どもの貧困対策について	① 子どもの貧困対策推進法が成立されたが本町における施策を聞く。教育支援、生活支援、経済支援等々。 ② これらの対策を進めるための人材登用は考えているのか。	
		4 災害対策について	全国的に豪雨の被害が起きているが本町の防災計画の見直しはないのか。土砂崩れ地域の拡大、時間当り雨量（災害予測地域）	
2	池邊 美紀	1 町長の公約について	① 産業いきいきプロジェクトにおける、雇用創出・所得の向上および、地場産業の育成・企業立地について ② 学校教育の充実で、これまで環境整備はなされたが教育レベル向上の具体策はあるのか	町 長
		2 障がい者雇用について	障がい者雇用の現状と、対策について。	

3	内村 立吉	1 防災対策について	① 本町における台風災害の状況について伺う。 ② 今後の対策について伺う。 地域防災強化で消防団促進。	町 長
		2 畜産振興策について	① 肉用牛経営(和牛生産)の戸数減、頭数減について伺う。 ② 肉用牛経営(和牛生産)対策について伺う。	
		3 本町教育行政について	全国学力テスト成績について伺う。	教育長
4	桑畑 浩三	1 校区再編の検討は進んでいるか	三股西小と三股小の校区を再検討するとのことであったが、現在どのように検討されているか。	教育長
		2 五本松団地整備案作りにとりかかったか	五本松団地を整備するための案づくりは怎么样了っているか。その未来像を示せ。	町 長
		3 梶山城跡地購入は怎么样了っているか	① 町長は梶山城跡地を購入すると議会で表明したがいつ購入費を予算化するのか。 ② 購入後の跡地利用計画はたっているのか。	
5	堀内 義郎	1 2期目を迎え、まちづくりをどう進めるのか	① 医療費無料化を小学生まで拡大する具体策について。 ② 校区見直しの状況と今後について問う。 ③ 農業の振興について、6次産業化の育成をどう推進していくか。	町 長
		2 児童プールの利活用について	① 各地区における児童プールの現状と利用は怎么样了っているのか。 ② 老朽化した施設の統廃合とあるが、今後の活用は。 ③ 修繕して利用したい児童プールや校区見直しによる再利用が考えられるが、どのように考えるか。	

6	福永 廣文	1 6地区(蓼池)方面に、役場の出張所の設置について	沖水川北側の6地区の高齢者の方々が町役場まで行くのに困難である。くいまーるがあり利用することも可能であるが、時間の制約があり、不便を感じている。地区公民館を活用するなどし、対処できないか。	町 長
		2 蓼池大原地区の道路整備について	旭ヶ丘運動公園の北側に位置する大原地区では、新築の家が次々と建築されているが、南北線の道路の状況を見ると、今だに昔の農道のまま、道幅も狭く舗装もされていない。早急な整備が必要と思われる。	
7	指宿 秋廣	1 過去の町長答弁の検討事項について	① 住所表示の変更について 1) 現在までの進捗状況はどのようになっているか。 2) 今後の予定と課題はどのようになっているか。 ② 地下水保全条例の制定はどのようになっているか。 ③ 避難所指定の太陽光発電はどのようになっているか。 ④ 保育料の軽減策の町内外への周知はどのようになっているか。 ⑤ 最終処分場に粗大可燃物のストックヤードの設置はどのようになっているか。 ⑥ 本人通知制度はどのようになっているか。	町 長
		2 町長の政治姿勢について	① スポーツ環境の整備は今後何を考えているか。	
		3 祭り等のPRについて	① ケーブルテレビの庁舎内との契約はしているか。 ② 祭りに掲載されているポスターの契約はどうしているか。	
8	大久保義直	1 AEDについて	AEDの配置及び使用の指導研修について伺う。	町 長 教育長
		2 小中学校の不登校について	不登校生及び虐待の話聞きます。三股中の現状について伺う。	

9	池田 克子	1 がん対策について	① 各種がん検診受診率向上への目標と、取り組みについて。 ② 特定健診の血液検査でピロリ菌検査の導入は、図られているのか。 ③ 学校での保健教育に、がん教育を実施しているか。	町 長 教育長
		2 小・中学生の健康対策について	① むし歯の予防対策について。 ② 集団フッ化物洗口の実施について。	教育長
		3 消費者の被害防止対策について	① 消費者教育の充実について、どのように推進しているか。 ② 消費者生活相談センターの有効利用について。 ③ 高齢者に対する悪質商法への対策について。	町 長

三股町告示第27号

平成26年第3回三股町議会臨時会を次のとおり招集する。

平成26年7月18日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成26年7月22日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君

佐澤 靖彦君

堀内 義郎君

内村 立吉君

福永 廣文君

指宿 秋廣君

上西 祐子君

大久保義直君

重久 邦仁君

池田 克子君

山中 則夫君

桑畑 浩三君

○応招しなかった議員

平成26年 第3回(臨時) 三 股 町 議 会 会 議 録 (第1日)

平成26年7月22日(火曜日)

議事日程(第1号)

平成26年7月22日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件について
 - 日程第3 発議第1号の1議案上程
 - 日程第4 質疑
 - 日程第5 討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期決定の件について
 - 日程第3 発議第1号の1議案上程
 - 日程第4 質疑
 - 日程第5 討論・採決
 - 追加日程第1 やまびこ会調査特別委員会の設置について
 - 追加日程第2 やまびこ会調査特別委員会の閉会中の審査事項について
-

出席議員(12名)

- | | |
|------------|------------|
| 1番 池邊 美紀君 | 2番 佐澤 靖彦君 |
| 3番 堀内 義郎君 | 4番 内村 立吉君 |
| 5番 福永 廣文君 | 6番 指宿 秋廣君 |
| 7番 上西 祐子君 | 8番 大久保義直君 |
| 9番 重久 邦仁君 | 10番 池田 克子君 |
| 11番 山中 則夫君 | 12番 桑畑 浩三君 |
-

欠席議員(なし)

欠 員 (なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

書記 久寿米木和明君

書記 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木佐貫辰生君	副町長	……………	西村 尚彦君
教育長	……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	……………	大脇 哲朗君
税務財政課長	……………	山元 宏一君	地域政策室長	……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長補佐	……………	渡具知 実君	福祉課長	……………	岩松 健一君
産業振興課長	……………	丸山浩一郎君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	内村陽一郎君	教育課長	……………	山元 道弥君
会計課長	……………	財部 一美君			

午前10時00分開会

○議長(山中 則夫君) おはようございます。

ただいまから平成26年第3回三股町議会臨時会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の氏名

○議長(山中 則夫君) 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において2番、佐澤君、10番、池田さんの2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長(山中 則夫君) 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いいたします。議会運営委員長。

[議会運営委員長 福永 廣文君 登壇]

○議会運営委員長(福永 廣文君) おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議の結果についてご報告いたします。

去る7月18日に委員会を開催し、本日招集されました平成26年第3回三股町議会臨時会の

会期日程について協議いたしました。

今期、臨時会に提案されます提出議案は、条例制定の1議案であります。この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本臨時会の会期は本日1日限りとし、提案される1議案については委員会への付託を省略し、全体審議で措置することに決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本臨時会の会期は議会運営委員長の報告のとおり本日1日間とし、今回提出される1議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は本日1日間とし、今回提案される1議案については委員会付託を省略し、全体審議として措置することに決しました。

日程第3. 発議第1号の1議案上程

○議長（山中 則夫君） 日程第3、発議第1号の1議案を議題とします。

ここで、提案理由の説明をお願いいたします。桑畑君。

〔12番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（12番 桑畑 浩三君） おはようございます。まず、臨時議会の請求については、やまびこ会について執行部の説明を求めたいと。大河内町長時代にやまびこ会はできたわけですが、それからもう三十何年もたって、その当時、直接携わった人はもう既に亡くなっておりませんし、それで世代も変わって、ごらんとおり若い議員もふえてきまして、やまびこ会というのは何なのか、その性格ですね、それがだんだんと薄らいできて、あやふやになっていると思うんですね。それで、ここで、やまびこ会というのはもともと。

○議長（山中 則夫君） 桑畑議員、提案理由の説明ですから、それをまず言ってください。

○議員（12番 桑畑 浩三君） だから、そのやまびこ会については、もともと町の直接運営した施設ばかりであり、やまびこ会というのは誰のものでもないんですね。税金で全部投入してつくったわけですから、これは町民の、みんなの財産。みんなのものなんですね。だから、そのやまびこ会の運営状況、設立の経緯、その後のやまびこ会をどう認識しているか、執行部は。それをここでしっかりと確認しておきたいと思います。

それで、近々やまびこ会の保育園の建てかえがあります。稗田、ひまわりですね。国からの補助金3億2,636万6,000円で、町の補助金と合わせて総額3億6,716万1,000

円となっています。補助金についても、それは税金なわけですから、そこで、業務の現状と今後についても伺いたいと思います。

本日の議題となります発議ですが、三股町公の施設の指定管理者における三股町議会の議員の兼業禁止に関する条例案を提案したいと思います。

本案は、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に当たらないことから、現在までは指定管理の代表者、役員に就任することができるものとされてきました。しかし、本町から業務運営のほとんどの収入が賄われていることから、他の自治体と同様に、指定管理の事業者の代表者、取締役、執行役員、もしくは監査役員、もしくはこれに準ずるべき者、支配人及び清算人たることができないと定めようとするものです。

また、適用を平成26年8月1日としているのは、現在は幸いなことに代表者はおられないと認識していますので、緊急に適用しても引き継ぎ等の事務は発生しないと考えられ、また、組織においては役員の新しい就任はいつでも考えられますので、急いで制定しようとするものであります。

この条例は、都城市では平成22年12月、既に同様の条例を制定しています。また、宮崎市においては全議員がこのような役員にはつかないということを決めております。

議員各位のご賛同で可決していただきますようお願いして、提案理由の説明といたします。

以上、3点ですね。よろしく申し上げます。

○議長（山中 則夫君） ただいま提案者のほうから提案がありましたが、これは指定管理者の議案に対しての提案でありますので、先ほどの2点につきましては、全協の中で資料も渡っておりますので、この資料に基づいて説明をいたしたいと思います。

日程第4. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第4、質疑を行います。

質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑を行ってください。なお、全体審議の質疑は、会議規則により1議題につき1人5回以内となっております。

それでは、質疑はありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これは今、あなたは、要するにこの条例案の審議をするということですか。それを聞いてるんですか。

○議長（山中 則夫君） そうです。

○議員（6番 指宿 秋廣君） そうしたら、議長の退席を求めます。議長はこの条例案に利害関係が絡んでいます。ということは、議長の除斥ということになります。議長及び議員の除斥は、地方自治法第117条の規定によって、自己もしくはこれらの者の従事する業務に直接利害関係

のある事件についてはその議事に参与することはできないと、こうなっていますので、退席してほしいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿議員、それは、本議案の指定管理者の指定についての質疑ですので、それは、やまびこ会の役員をやっているとか、そういうのは関係ありません。

○議員（6番 指宿 秋廣君） やまびこ会に関係ありますがね。

○議員（12番 桑畑 浩三君） やまびこ会じゃないか。やまびこ会が関係しているじゃないか。その役員じゃないか。

○議長（山中 則夫君） だから、議案に対しては。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 当事者だよ、君は。

○議員（6番 指宿 秋廣君） あんた審議に入ったらいかん。

○議長（山中 則夫君） 利害関係が直接であることが重要で、その利害が間接である場合は該当しないということです。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 直接じゃが。この議案そのものがあんたじゃが。

○議員（12番 桑畑 浩三君） やまびこ会理事会、理事やろ。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 理事やろ。

○議長（山中 則夫君） 指定管理者の、指定管理者に対しての理事を決めるのがいかんというんだから、その議案だけなんです。その議案に対してです。

○議員（12番 桑畑 浩三君） やまびこ会が管理しているじゃないか。その理事じゃないか、君は。

○議長（山中 則夫君） 採決とか、そういうのには参加できないけれど、議長としての裁量はありますよ。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 地方自治法の117条は議長も入っているんですよ。議長及び議員の除斥ですよ。採決に入らんじゃなくて、当該の人は、もしあれば、発言をさせることができるんですよ。

○議長（山中 則夫君） ちょっと待ってください。例えば、議長が会長をしている団体に対する補助金が計上されている予算については、その関係議員は排除されないとされております。排除されないんです。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それは補助金やがな。

○議長（山中 則夫君） じゃあ・・・。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 補助金やがな。補助金じゃない。これは補助金じゃない。指定管理の話だ。

○議長（山中 則夫君） だから、指定管理の話は。

○議員（６番 指宿 秋廣君） 補助金を幾らするかというのであれば、予算上いっぱい絡むから。

○議長（山中 則夫君） 排除はできません。できません、ちゃんと書いてあります、ここに。議会規則ですから。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） 何言ってるんだよ。

○議員（６番 指宿 秋廣君） 補助金・・・。

○議長（山中 則夫君） 質疑はありませんか。

○議員（６番 指宿 秋廣君） いや、いかん。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） だめだよ。

○議員（６番 指宿 秋廣君） 正式に言ったら、要するに公たるものを持ってきてください。どこどこにあれしているからって、弁護士でも何でもいいわ。休憩。

○議長（山中 則夫君） 何で・・・。

○議員（６番 指宿 秋廣君） こっちは、あなたは当てはまると言ってるんだから。

○議長（山中 則夫君） 当てはまると言うが、指定管理者の兼業禁止はいかんというだけです。それだけの論議です。まだ採決されてないですからね。

○議員（６番 指宿 秋廣君） 採決するじゃない。審議やがな。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） 審議をするっていうだけやがな。

○議長（山中 則夫君） 除斥する必要はないと書いてあるんです。議会規則でな。

○議員（６番 指宿 秋廣君） 補助金はな。補助金はいっぱいあるから入らんわ。これは補助金じゃない、指定管理だから。

○議長（山中 則夫君） 指定管理であろうが何であろうが、その議案を決めるのは、除斥は対象にならない。（「議会事務局が判断せんな」と呼ぶ者あり）

○議員（６番 指宿 秋廣君） 議会事務局は正式なところに聞いてください。裁判官でも弁護士でも何でもないんだから、町村会でも何でも聞いて。

○議長（山中 則夫君） ちょっと休憩いたします。

午前10時11分休憩

.....

午前10時20分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、町村会にただいま事務局のほうから説明を受けましたところ、地方自治法117条の適用を確認したところ、ただいまの条例制定についての議事であり、直接議長に関係はしないため、除斥には当たらないとの結果でした。

以上で議事を進行いたします。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 直接しているがな、議長に。

○議長（山中 則夫君） 直接、今聞いてくれというところから聞いた結果なんですよ。

それでは、質疑はありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） ここに資料が渡されておりまして、議会運営委員会が開かれた次の日に、その後の三股町養護老人ホーム清流園指定管理者等々につきまして資料があります。資料に基づいて議会運営委員会で説明されたことを説明してほしいと思いますが、よろしく。ただ配られたばかりだとわからんもんですから。

○議長（山中 則夫君） この後全協を開いてちゃんと説明をします。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 全協じゃいかん。

○議員（8番 大久保義直君） 全協じゃいかんよ。

○議員（7番 上西 祐子君） 全協じゃいかん。

○議長（山中 則夫君） 質疑・・・質疑というのは。

○議員（6番 指宿 秋廣君） だから、説明を求めているだけだから、質疑じゃないです。この渡ったのはどういうあれでつくられたんですかと聞いているんです。

○議長（山中 則夫君） 私が、議長が言っているのは質疑ですから、質疑は提案者に対しての質疑ですからね。それ以上のことは、何のための質疑ですか。それは、全協ならいいですよ。全協ならいいんだけど、あくまでもこの本議案に対しての質疑というのは、提案者に対しての質問しかできないんですよ。それは皆さん知ってますがね。

だから私は今、その後ちゃんと説明、全協を開いてこの前のように、議会運営委員会で説明を受けたようにぴしゃっとしますよ。それしかないですがね。これは会議規則をこういうふうにするんなことで曲げると、いつもそうなりますよ。

○議員（9番 重久 邦仁君） 質疑者に、ここに我々議員に資料が配られておりますので、質疑者に質問いたします。

この内容について議運が開かれて説明があったかと思いますが、要約して説明方お願いし、もしそれに補足があれば、また資料を配付された課長等に補足説明を求めるものであります。

以上。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 議長、質問やろ。答えればいいやろ。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、お答えをいたします。

やまびこ会の経緯と位置づけですけども、これは、やまびこ会の経緯と位置づけという、別紙1というのですね。中段ほどに、まあいろいろ、その前は季節保育所とかいろいろあったんですが、最後に昭和45年から4年計画で保育所をつくっています。そのときは町が直接やってたわ

けですね。保育所を、当時は私がやりますと手を挙げる奇特な人もいらっしゃらなくて、町が全て町の土地を買ってやっちゃった。町が土地を買って、町が建設をして、そして運営をしてたんですね。

やまびこ会を、それから老人ホームがありますね。やまびこ会がしているのは、養護老人ホーム清流園、すみれ、ひまわり、こぼと、わかば、りんどう、この6施設です。もちろん老人ホームについては指定管理になっていますので、この議題が出てきているわけです。

で、この中で保育園がずっともう出てきて、やってきたということで、町としてはこのやまびこ会の残余財産の確約というところで、平成7年7月31日に社会福祉法人やまびこ会保育所、こぼと、わかば、りんどう、すみれ、ひまわりは、設立時に町有財産、土地建物を譲与しており、また、建物改築時には一般財源の一部を補助して、官立民営として運営しているところであります。したがって、法人設立の趣旨が町の肩がわりとして発足した事業団的な性格であるため、今後、この保育所の廃止及び法人の解散をした場合の残余財産については、町に帰属することを理事の連署をもって確約いたしますと。というときの理事さんの名前が、ここに実名が載っています。1、2、3、4、5、6、7、8、8名ですね。多分、末尾に書かれているのは当時の福祉課長かなというふうに思っていますが、理事さんが7名、及び福祉課長ということだろうと思います。

で、問題になっています養護老人ホームについては、昭和38年4月に開園しています。町がいろいろやったんですが、昭和47年7月にやまびこ会へ管理運営を委託しています。それで、昭和50年、平成19年と来て、平成18年9月から指定管理者として管理運営を委託し、平成20年4月1日から再度指定管理者として管理運営をやっている。今、その最中という、平成28年度までこれが続くということになっている。

で、大きなものについては町が、リスクの分担表というのがありまして、要するに負担者は誰が負担するんですよと。一番最後のところに、別紙4のところでリスク分担表という表があります。これで、物価変動の分は指定管理者がしますよと。それから、法令等の変更については協議をしますよと。それから、施設設備の運営等については指定管理者、指定管理者の故意とか施設の整備、設計、構造上の原因によるものについては町がやりますよと。それから、経年劣化は協議します。それから、第三者行為ですね、1件20万円未満については管理者がやりますよと。指定管理者が設置した設備備品は、またこれもやりますよと。というふうに、指定管理ですから、施設は三股町のものですから、それを三股町が全部、大きなものについては今、過去もそうですけども、今からもありつづけるんだろうと思います。

この考え方から言うと、いろんなお金をこういうふうに要りますというふうに指定管理者から言われると、それを町は予算化して執行しないと、中に大切なお年寄りが入所されています。そ

うということから言って、町からいろんな工事費を、直接管理するわけじゃないですけども、そこからこれをやってください、これをやってくださいというお金の金額が上下することが考えられます。

そうすると、議員がこの中に入っておれば、要するに、例えば家で言えば杉よりもヒノキがいいに決まっているわけで、スチール製よりもステンレス製がいいに決まっているわけで、ガラスも普通のガラスよりも強化ガラスがいいに決まっているわけで、それを上にやったり下げたりすることがより可能なわけですね。ということは、町のお金が、支出する金額が容易に上下する。

ということから言って、この問題について指定管理者の執行部からは自らが身を引くのが妥当ではないですか。そうでないと、町民みんなの、全員の共益であるものが特定のところに偏りかねませんよということで、この条例を制定しようとするものです。いろんなものが議会、ほかにもありますけれども、この上がっている条例そのものについては要約すると大体こういうところでありませう。

審議される方で、この中で、期間が、その3件提案の中で言いますが、期間が8月1日というのが、期間が言われてませんけれども、これについても8月1日はいろいろ議論があるというふうに事務局から聞きました。事務局はこれは違法だと言いました。違法だと。その点がどうもひっかかるので、要するに三股町には、議会事務局もいろんなあれがあるでしょうけど、執行部にも弁護士さんが控えていらっしやいます。それで、この8月1日のみに限って、違法か合法かのみ、執行部からのコメントがあれば求めたいと思います。よろしくをお願いします。

違法か合法かだけでいい。立っていかんで、そのままがいいが。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 違法か合法かと言われると大変回答しにくいんですけども、弁護士のほうからは、条例の制定に向けては問題はないでしょうと。ここに8月1日と入れることにつきましては、任期途中であるものに関しては、通常、任期まではその身分は保障されておりまして、任期が来た際にはこの条例が適用されるというのが一般的な考え方です。

で、これを8月1日から適用したいということであれば、やはり特約というものを設けないと、それはだめですと。特約がない以上は、8月1日という書き方をされても、任期まではその職を失うことはないでしょうということでございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 先ほどありました8月1日を、要するに特約事項だということのようですけども、要するにこの条例そのものは合法なんですね。要するに違法じゃないんです。

問題は8月1日ですけども、8月1日を、例えばその人が遡及をするのであれば確実に違法ですね。4月1日まで遡ります。遡ったら違法です。だけど、当該本人が、きょうは22日ですか

ら今から10日間あります。10日間の間で辞表を書けば終わりますね。

もう一つの方法は、この8月1日適用となっていますけれども、要するに本人のほうを優先するわけですから、これが通っても何ら違法状態はないということですね。違法状態はない。何でかと言ったら、要するにそれは公にするわけですから、それはそれでいいということであれば、これはこのまま通して、そうすると、ほかの人たちが、ほかの理事、理事長もできるわけですから、そういうところにつくのを抑止することからも、当該この条例案は原文のまま可決してほしいと思います。でないと、これを修正をするということになると、また先ほど言った何月何日までとかをつけないかんのですね。

で、都城市も任期満了かもしくは来年の4月1日から適用というふうに、要するに任期途中でもやめないかんという条例をつくっちゃったわけですね。それでも合法で来たわけです。

だから、私自身は、そんなに多く理事さんがいらっしゃるわけでもないし、指定管理者はたった三つですね。清流園とパークゴルフ場とデイサービスセンターの、この三つだけです。周知する必要も、要するに個別に言ってもそんなに大きな労力を要するものではない。そうすると、このまま、原文のまま通してほしいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ただいまの発案者の説明でありましたが、先ほど、質疑とは関係ありませんけど、都城のほうにも問い合わせた結果、条例だけですので、議長の除斥の対象にはならないという回答でありました。

ほかに質疑はありませんか。重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議長に質問します。この条例制定の説明資料の中に、今度のわかば保育園建設費用、ひまわり保育園建設費用と、社会福祉法人やまびこ会で記載があります。この総体金額と、それから日にち、それから建てかえの費用の中に、建てかえ費用は、わかばとひまわりの中に仮設校舎をつくらないかんという話を聞いておりますが、その点について質疑いたします。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、質問があった、要するにこの補助金の事業名は宮崎県安心こども基金特別対策事業ということだそうですが、総事業費が、わかば、ひまわり、稗田まで入れて4億8,955万円、それから国の負担が3億2,636万6,000円、三股町の負担が4,079万5,000円、補助金合計が3億6,716万1,000円という大変巨額な補助金が計上されています。

今ありましたように、この時期3園一遍に、私は予算のときに言ったんですが、一遍に3園は無理ではないかというふうに言ったんですが、どうしても3園やりたいということで、これは決

まったと認識しています。これについてやっぱり疑惑の生じることがないように執行ということで、これはここに今、説明したわけです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この工事はいつ入札、その日にちとかがわかっていたら教えてください。

○議長（山中 則夫君） わかっているわけではないと思うんですよ。この指定……。

○議員（7番 上西 祐子君） 大体いつぐらいに入札。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それは議長が一番ご存じだと思いますが、今月の末か8月の初めというふうにお聞きをいたしております。どうしても自分のとこでやりたいということで、会計検査院から指摘を受けています。指摘を、わざわざ三股町が該当する指摘を受けています。

それで、こういう指摘です。現地指導事項、社会福祉法人が実施する工事入札について、市長の最低制限価格の設定方法を参考にしないまま、予定価格に対して高率の最低制限価格を設定しています。予定価格と最低制限価格ですね。最低制限価格が下がったら失格ということです。設定したため、落札価格を下回る金額で入札できる業者を排除する結果となっています。

こういうことが、要するにこれは三股町を指して言っているんですね。これが、要するに会計検査院が指摘されて、宮崎県福祉保健部こども政策課長名で各市長に届いてきているものです。これは三股町と書いてありませんが、三股町はそこで受けていますので、これは三股町のというふう理解をいたしております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに質疑はありませんか。佐澤君。

○議員（2番 佐澤 靖彦君） この町が設置する条例は、私は別に問題はないんですけど、指定管理という方面で、今、三つあると言われましたけど、今後どうなるかわかりませんが、町のほうが新たに、指定管理を新しく設けたというときにも適用するというのでよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これは指定管理を町が行った場合という意味ですから、いっぱい補助金がありますけれども、先ほど補助金でもめたように、補助金は山とあります。いろんなところがあります。だけど、そこではなくて、本当に本来町がやらなければいけないところ、利害を無視してせざるを得ないところを指定して、指名してやってくださいというふうになっているんですね。

だから、これを請負でやるなら、もうこの条例は要らんです。請負でやるんなら、もともと

地方自治法にうたわれていますから、要らんです。だけど、その盲点なんです。だから、今回それをしようとするもので、これから、今さっき質問があったように、四つ目、五つ目が生じた場合は、我々12名の議員は誰もその執行部、評議員とか代議員とか、それを指しているんじゃないんです。代表者、その構成員、会社で言えば取締役ですか、それから監査委員、もしやめるときの清算人、これからは身を引きますと、こう言っているわけで、もう理の当然で、これをやめるかやめないかちゅう議論よりも、私は、大変いいことだから全員でばんと通しましょうというぐらいの話があってもいいのかなというふうに思いましたので、以上、つけ加えます。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 1点確認と、それと、まず根本的な質問を行います。

今回の条例に対して臨時議会を開かないといけない理由は何だったのかというのが1点です。

それから、今、お答えになりましたが、指定管理に関するところが、三股町で言えば、例えば商工会館のところあたりが、もし商工会が指定管理をするというふうになったときに、理事の私たちは全員やめないといけないという形になってしまうのかなというふうなことも考えられますが、その点について、もしお答えできればお願いします。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 利害関係が絡むわけですから、議員に出るのか、理事を受けるのか、本人が決めれば済むことですね。要するに、それを両方やるから条例はだめだという論法にはならないだろうと思います。今現在はこうなので、今、商工会がされているけど、そこは指定管理じゃありません。ということは、商工会が指定管理を受けようとするときには、それは自分が議員でおるべきなのか、進むべきなのか、それは商工会の役員をやめるべきなのか、議員をやめるべきなのか、それは個別具体的に考える代物であって、今、そのときのことを今言われても、それは、条例の範疇としては、みんなこれを大切にしましょうねということですから、よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） お尋ねいたします。

先ほどやまびこ会の残余財産帰属確約書について説明を受けたということをおっしゃいました。その中で、保育所の廃止及び法人の解散になった場合の残余財産については町に帰属することを理事の連署をもって確約いたしますということを聞かれたということで説明を受けたんですけども、今回、わかば保育園さんが移設されるということで、多分この中には町の町有財産としての部分があるかと思いますが、その件についてはどのようにされるのかをお聞きになったかをお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 町の財産なんで、私自身も本音を言うと、わかばが土地を買うんではなくて、やっぱり町が買って、そこに法人がつくるといふほうがすっきりするのかなとは思いますが、今回は自分たちで買ってされるというように聞いております。だから、残余の財産については町に帰属するわけですから、町のものになるというふうには私自身は認識いたしております。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、質疑を終結します。

日程第5. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、討論・採決を行います。

議員発議第1号「三股町公の施設の指定管理者における三股町議会の議員の兼業禁止に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま提案されている、三股町公の施設の指定管理における三股町議会議員の兼職に関する条例に賛成の立場から討論をいたします。

本条例案は、桑畑浩三議員、堀内義朗議員、内村立吉議員、上西祐子議員、大久保義直議員、重久邦仁議員、池田克子議員と、私、指宿秋廣の8名の共同提案であります。議長以外の11名の全員の方に声をかけましたが、池邊美紀議員、佐澤靖彦議員には賛同いただけませんでした。また、議会運営委員長である福永廣文議員につきましては、1回賛同いただき議会事務局に提出しましたが、その後、何があったのかわかりませんが、撤回されています。

町執行部からもこの条例が合法であるとの説明がありました。この条例案は本日可決されると、8月1日からの適用とするものであります。全議員が賛同を得られると確信していますが、もし賛同をしないで反対だったと、逆にこのような指定管理者から何らかの恩恵を受けていると勘ぐられてもいたし方ないと思います。むしろ、このような条例がなくても、率先して、最初から就任はするべきではなかったとさえ思っています。

最近、全国では議員の不祥事が頻繁に報道されています。このような不名誉なことで報道される前に、三股町議会の議員は率先して指定管理の運営から身を引く行動をするべきであります。本町の執行部と密接な関係にある指定管理者の執行部から直ちに身を引き、残された期限の前日である7月31日までに当該指定管理者に対して辞表を提出し、この混乱の議会を議長である山中則夫議長自らが解決を図るべきだと思います。

また、三股町議会議員倫理綱領にも、第1条の趣旨に、議員は、主権者たる町民の厳粛なる信

託により、町民の代表者として町政に携わる権能と責務を深く認識し、町民全体の利益の実現を図るため、地方自治の本旨に則り、議員としてふさわしい品位と識見をもって行動するとあります。また、第2条第1項には、町民全体の利益の実現を目的とし、特定の企業、団体等の利益追及に関与しないことと明記してあります。

まだあります。議会基本条例第15条、議員の政治倫理には、議員は町民全体の代表者としてその倫理性を常に自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって町民の疑惑を招くことのないよう行動しなければならないと定められています。

これだけ多くのところで規定されています。その分これだけ重要な議案ですので、議員一人一人自分の意見を賛成か反対か、討論を行うべきではないかというふうに思います。

そこで、議長にお伺いいたします。反対される議員については、こういう理由で反対するというのをこの場で挙手提案して、自ら自分の意見を述べるべきだというふうに申し添えておきます。

重ねて、全議員の本議案への賛同を願って、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ただいまの指宿議員の提案に対しましては、議長としては、討論の反対、賛成討論というのは、議員がその場で討論しなければならないということは、私のほうから言うべきではないと思っております。

というのは、あくまでも議員というのは賛成か反対かだけを明確にして、その理由がどうであろう、それを一回一回、それは会議規則でびしゃっとなっておりますから。だから、そういう、わかっているそういう、これは基本的なことですがね。基本的なこと、とにかくそういう面で、非常に言っていることはわかるんだけど、とにかく。池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 今の指宿議員の討論の中の、訂正をちょっと求めたいところがあるんです。私のほうの名前が出てきて、一緒に言われたんですが、私自身は議案の内容も見えておりませんし、内容も全く把握していないというのは。

○議長（山中 則夫君） 池邊君、待って。暫時休憩いたします。

午前10時49分休憩

.....

午前10時52分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの指宿議員の賛成討論の中で、池邊君、そして佐澤君、そして、その辺はどうなんですか。議事録に残りますので、ただいま言われましたように。訂正するかしないか。指宿議員ですよ。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに、これは私が1人で全員に当たったわけではありません。要するに賛同している議員は横並列ですね。横並列です。ですから、それを私自身が代表して質問されたことをしゃべっています。だけど、これを出すということを知らなかったとは思いません。誰か連絡があったでしょう。こういうことでお願いしますというのはなかったですか。だから、そういうことであって、ならば。

○議長（山中 則夫君） 訂正するかしないかです。

○議員（6番 指宿 秋廣君） わかりません、それは。

○議長（山中 則夫君） 討論ですから。

○議員（6番 指宿 秋廣君） わかりません。私は、これは横並列の提案者なんだよ。

○議長（山中 則夫君） しないということですね。わかりました。

ほかにありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 私はこの条例制定に賛成の立場で討論いたします。

三股町の議員政治倫理綱領というのが平成元年にもう制定されておるわけです。この中で、「議員は、主権者たる町民の厳粛なる信託により、町民の代表者として町政に携わる権能と責務を深く認識し、町民全体の利益の実現を図るため、地方自治の本旨に則り、議員としてふさわしい品位と識見をもって行動する」、行動規範として、「議員は、次に定める「行動規範」に従わなければならない」、「議員は、町民全体の利益の実現を目的とし、特定の企業、団体等の利益追及に関与しないこと」とあります。

私の持論では、今回は指定管理団体だけなんですけど、私の持論としては、やっぱり行政側から補助金をもらったり、そういうふうなところの役員とかにはならないほうがいいんじゃないかなというふうに思います。だけど、今回の場合は指定管理団体になっておりますので、今のところは指定管理団体だけを決めるということには大いに賛成です。やはり行政と深くかかわる団体、企業なんかの役員は、やっぱり議員としては、議員は予算とかそういうもののチェック機関なんですから、やはり町民に疑惑を持たれるようなことはしてはいけないのではないかなと思います。

だから、この条例は、もう一日も早く制定して、きちっと守っていくようにするのがやはり議員としての務めではないかなと思います。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） この前、臨時議会の請求がいったわけですが、この3番をちょっと私は議長に聞きたいと思っております。議長は向こうの理事ですから、ここまで進むのには相当な詰めがあったと思っております。そこを聞きたいと思っております。

先ほども出ましたけれども、今年度の工事予定、保育園建てかえ工事の現状と今後ということ

がここに書いてありますので、これは、執行部が答えられれば執行部でも結構ですが、執行部が答えられんようだと・・・。

○議長（山中 則夫君） 大久保議員、今、討論をしていますので。賛成反対討論だけですから。

○議員（8番 大久保義直君） 私はもう、その条例についても賛成ということで終わります。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 先ほどの訂正がまだ直っていないわけですね。はっきりしたいんですけども、先ほど名前が出て、私は反対の立場というふうに言われていたような感じだったものですから、その部分をしっかり削除なりということを、訂正をお願いしたいと思います。というのはですね。

○議長（山中 則夫君） 休憩いたします。

午前10時57分休憩

.....

午前10時58分再開

○議長（山中 則夫君） 本会議を再開します。

指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） それでは、冒頭の賛成討論の中で、賛同いただけませんでしたとありましたけども、ご署名いただけませんでしたというふうに訂正をさせていただきます。

以上です。よろしいですか。

○議員（1番 池邊 美紀君） いや。

○議長（山中 則夫君） 休憩いたします。

午前10時59分休憩

.....

午前11時00分再開

○議長（山中 則夫君） 会議を再開いたします。

討論はありませんか。池田さん。

○議員（10番 池田 克子君） 私はこの条例について賛成の立場から申し上げます。

私が議員になったとき一番先に説明を受けましたのが、三股町議会運営に関する申し合わせという条項をいただいたことがあります。それがずっと年齢が過ぎまして、平成21年6月11日に少し改正されながら、それもいただいたことがありました。その中で、実は、会議規則以外の関係についてであります。会議録についてとか、議会広報についてとか、そしてその3段目に議員の兼職についてという申し合わせ事項が書いてあります。その中で、職務に専念するために町が補助金を交付する団体の役職は辞退するという、議員の兼職について、申し合わせ事項の中

であります。

今回、こういう形で条例になるということは非常に、自分たちは議員として皆様にご理解いただくためにも、非常に今回の条例案としてはつくることをいいんじゃないかという思いで、賛成の立場から討論いたしました。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案発議第1号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案発議第1号は原案のとおり承認されました。

それでは、以上で平成26年第3回・・・。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議長、緊急の動議。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で平成26年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議長、動議。

○議長（山中 則夫君） 閉会したですがね。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議長、動議。

○議長（山中 則夫君） 一応、全協で言ってください。

○議員（9番 重久 邦仁君） そんな横暴なやり方はない。

○議長（山中 則夫君） 全協で言えばいいが。何に対して。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 地方自治法114条。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 本会議中に動議が出たじゃないか。賛成があったじゃないか。

だから閉会する理由がない。動議は成立している。

○議長（山中 則夫君） ちょうどタイミングよく私が言ったのと同じころだった。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 賛同したらオーケーなんですよ。そげん無理やりせんでいいがな。

○議長（山中 則夫君） それでは再開いたします。訂正します。動議。

○議員（9番 重久 邦仁君） 私はやまびこ会調査特別委員会を設置する動議を提案いたします。

地方自治法第100条第1項の規定によりこの動議を提案するものであります。

○議長（山中 則夫君） ただいま動議が提出されました。

ここで休憩いたします。

午前11時04分休憩

.....
午前11時07分再開

○議長（山中 則夫君） 会議を再開いたします。

ただいま重久君から動議が提出されました。賛成議員の挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○議長（山中 則夫君） 1人以上の賛成がありますので、動議は成立しました。

また、この動議は専決動議でありますので、議事進行はできます。

それでは、動議提出者の説明を求めます。重久君。

〔9番 重久 邦仁君 登壇〕

○議員（9番 重久 邦仁君） 提案理由を説明いたします。

私はただいま特別動議を出し、やまびこ会調査特別委員会ということに提案理由を申し上げます。

先ほどから皆様聞かれているとおり、この臨時議会招集及び議員に対する兼業禁止規定を新たに設けようとする中で、どうしてもこの中身が皆さん方にはわからないし、また私個人もこの中身は何でこのような臨時議会まで開かねばならなかったかというような危惧があるものですから、これについて動議を提案し、その理由を今から述べるものであります。

社会福祉法人やまびこ会は、他の一法人、一園の私財を投じた法人ではなく、土地の所有から建設費まで本町の所有であります。現在は民間所有の法人と同格と位置づけられておりますが、保育園が建設されている土地は、ひまわり保育園、りんどう保育園は全部であります。わかば保育園は111平方メートル、すみれ保育園は267平方メートルが町の所有となっており、民間、社会福祉法人であります。

また、町とやまびこ会とは、平成7年7月31日、社会福祉法人やまびこ会所有保育所、こぼと、わかば、りんどう、すみれ、ひまわり、この5団体は、法人設立時に町有財産を譲与しており、また、建物改築時には一般財源の一部を補助して、官立民営として運営しているところでございます。

したがって、法人設立の趣旨が町の肩がわりとして発足した事業団的な性格であるため、今後この保育所の廃止及び法人の解散をした場合の残余の財産については町に帰属することを理事の連署をもって確約しております。

そこで、現在までの設立から経緯、運営状況、また土地や建物の使用・利用状況と、今回の保育園の建てかえ事業を調査する必要があるために、ここに調査特別委員会を設置する動議を提案するものであります。皆様議員の賛同を求め、動議の提案といたします。

以上。

○議長（山中 則夫君） ただいま動議の提出者の説明がありました。ただいまの動議の、何と
言われましたかね、やまびこ会。

休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....

午前11時16分再開

○議長（山中 則夫君） 本会議を再開いたします。

これよりただいまの動議に対する質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

（不規則発言が続く。）

○議長（山中 則夫君） それでは、暫時休憩いたします。11時30分まで休憩いたします。

午前11時17分休憩

.....

午前11時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これよりただいまの動議に対する質疑・討論・採決を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。

まず、この動議に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 次に、賛成討論の発言を許します。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま上程されております第100条に基づく動議ですけれども、私は、100条と98条というのが議会の審査権にあります。98条でやるのであれば、普通の委員会で十分だと思います。当該のところ、もしくは執行部、もしくは参考人が、いついつは来れません、今度は、次はまた特別委員会はいっぱいですが、次はいつ、その日も忙しい、その日はこれも忙しいと言われたら、永遠に来ないということです。

それよりも、100条ですれば、その日は忙しい、だけどいついつは来れます、そこまで行くのが100条だというふうに認識しておりますので、この100条の設置について賛成の立場から討論いたします。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） これより採決を行います。起立により採決いたします。

やまびこ会調査特別委員会を設置することに対する動議に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、動議は可決されました。

それでは、以上で平成26年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 議長、特別委員会は設置されたけど、構成員は。

○議長（山中 則夫君） 構成員等、それは今から決めます。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 普通、議場で、休憩してですよ。誰々議員、誰々議員と、委員長は誰々と言うとじゃないですか。そうでないと、あしたかいできんことになる。

○議長（山中 則夫君） どう進めますか。訂正します。

○議員（6番 指宿 秋廣君） きょう聞いて、例えば、各委員会から何人とかというふうにすれば済むんじゃないですか。

○議長（山中 則夫君） それでは、きょう決定しますか。（「はい」と呼ぶ者あり）

それでは、暫時休憩いたします。

午前11時33分休憩

.....

午前11時41分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

特別委員会の委員が決まりましたので発表いたします。総務厚生委員会から佐澤君、指宿君、重久君、建設文教委員会から上西さん、桑畑君、大久保君の計6名であります。この6名で特別委員会を構成して審議をしていただきますので、よろしく願いいたします。

それでは、ほかにありませんか。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 正副委員長を決めないといかん。

○議長（山中 則夫君） それでは、暫時休憩いたします。

午前11時41分休憩

.....

午前11時55分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

それでは、費用弁償に関することに関しましては、現在、議会費の中で執行しております事務費として調査経費を6名分、500掛ける20回を6万円以内で執行していきますので、それ以上になった場合はまた予算計上いたしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

やまびこ会調査特別委員会の委員長は指宿議員、副委員長は重久議員の2名です。よろしくお願いいいたします。

それでは、お諮りします。特別委員会の閉会中の審査事項とし、特別委員会は閉会中も活動できることとしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。よって、特別委員会の閉会中の審査事項とし、特別委員会は閉会中も活動できることに決しました。

休憩いたします。

午前11時57分休憩

.....

午前11時57分再開

○議長（山中 則夫君） 会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で平成26年第3回三股町議会臨時会を閉会いたします。

午前11時58分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 佐澤 靖彦

署名議員 池田 克子

三股町告示第35号

平成26年第4回三股町議会定例会を次のとおり招集する。

平成26年9月25日

三股町長 木佐貫 辰生

1 期 日 平成26年9月29日

2 場 所 三股町議会議場

○開会日に応招した議員

池邊 美紀君	佐澤 靖彦君
堀内 義郎君	内村 立吉君
福永 廣文君	指宿 秋廣君
上西 祐子君	大久保義直君
重久 邦仁君	池田 克子君
山中 則夫君	桑畑 浩三君

○9月29日に応招した議員

○10月1日に応招した議員

○10月15日に応招した議員

○10月16日に応招した議員

○10月17日に応招した議員

○応招しなかった議員

議事日程(第1号)

平成26年9月29日 午前10時00分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 所信表明
日程第4 議案第51号から議案第78号までの28議案、請願第4号から第5号までの2件
及び報告第8号から第10号までの3件一括上程
日程第5 決算審査報告
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期決定の件について
日程第3 所信表明
日程第4 議案第51号から議案第78号までの28議案、請願第4号から第5号までの2件
及び報告第8号から第10号までの3件一括上程
日程第5 決算審査報告
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君

補佐 久寿米木和明君

係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	……………	木佐貫辰生君	副町長	……………	西村 尚彦君
教育長	……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	……………	大脇 哲朗君
税務財政課長	……………	山元 宏一君	地域政策室長	……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長	……………	上村 陽一君	福祉課長	……………	岩松 健一君
産業振興課長	……………	丸山浩一郎君	都市整備課長	……………	兒玉 秀二君
環境水道課長	……………	内村陽一郎君	教育課長	……………	山元 道弥君
会計課長	……………	財部 一美君	代表監査委員	……………	谷山 悦子君

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

それでは、これより平成26年第4回三股町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名、定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1. 会議録署名議員の氏名

○議長（山中 則夫君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会期中の会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、5番、福永君、7番、上西さんの2名を指名します。

日程第2. 会期決定の件

○議長（山中 則夫君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

議会運営委員長から報告をお願いします。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） おはようございます。それでは、議会運営委員会の協議結果についてご報告いたします。

去る9月25日、議会運営委員会を開催し、本日招集されました平成26年第4回三股町議会定例会の会期日程等について協議いたしました。

今期定例会に付議されました案件は、専決処分1件、平成25年度決算認定9件、条例の改正7件、平成26年度補正予算8件、人事案件2件、その他1件、請願2件、報告3件の計33件であります。

この提出議案の内容等を踏まえ、当委員会において慎重に審査いたしました結果、本定例会の会期は、本日から10月17日までの19日間とすることに決定いたしました。

日程の詳細については、会期日程案を配付しておりますので、説明は省略いたします。

また、意見書案が2件提出されており、本日、本会議終了後、全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することといたしました。

次に、本定例会に提案される議案のうち、議案第71号及び議案第76号、77号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の10月1日に全体審議で措置することと決定いたしました。

以上、委員会の報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から10月17日までの19日間とすることとし、また、意見書案2件提出されております。本日本会議終了後、全員協議会の場で議論・調整し、その結果を最終日に追加提案することといたします。

次に、今回提案される議案のうち、議案第71号及び議案第76号、77号につきましては、委員会付託を省略し、第3日目の10月1日に全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。

日程第3. 町長の所信表明

○議長（山中 則夫君） 日程第3、町長の所信表明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。町長2期目の就任に当たり、町政運営についての所信の一端を述べさせていただきたいと存じます。

今回の町長選挙におきまして、町議会の皆様を初め、町民各位の深いご理解とご支持をいただき、引き続き町政を担当させていただくことになりました。大変光栄に思いますと同時に、その責任の重大さを改めて痛感し、身の引き締まる思いでいっぱいでございます。

顧みますと、1期目は、「町政の継続と発展」を掲げ、「自立と協働で創る元気なまち三股」

をスローガンに、マニフェストやまちづくりの課題を一つ一つ确实・着実に実施するために全力を尽くしてまいりました。しかし、まだまだ道半ばであります。

2期目も、町民の皆様との「協働の理念」に基づき、情報の共有化を図り、「見える行政」、「伝わる行政」を進め、多くの課題に真摯に取り組み、さらに元気で誇れる町を目指して邁進したいと考えています。町議会の皆様を初め、広く町民の皆様のご指導・ご協力を宜しくお願い致します。

さて、本町は、鰯塚山系を背景に緑と水に恵まれ、自然豊かな農山村で、少子高齢化、人口減少が叫ばれている昨今、生活の利便性、交通アクセス、子育て環境のよさなどから、町の人口は増加しています。しかし、西高東低の人口構成、そのことによる小学校児童数の地域間格差、自治公民館加入率の低迷、中心市街地の活性化、空き家・空き店舗の増加、6次産業化、クリーンセンターや医療ゾーンなど大型事業による財政の硬直化など課題が少なからずあります。これらの課題を踏まえ、1期目に引き続き、選挙公約として「5つのプロジェクト、10のまちづくり」に要約いたしたところがございます。このプロジェクトについて概要を説明いたします。

一つ目は、「街むら元気わいわいプロジェクト」で、中央地区の町営住宅の統廃合により中心市街地の活性化を図るとともに、過疎対策など地域特性に応じた地域づくり、男女共同参画社会づくりに取り組みます。次に、防災行政無線の整備・有効活用で、災害弱者対策、防災減災力の強化や安全・安心なまちづくりに取り組みます。

二つ目は、「産業いきいきプロジェクト」で、農商工学連携による生き活きまちづくりに努め、雇用の創出、所得の向上、交流人口の拡大を図るとともに、地場産業の育成・活性化、企業立地の促進、ふるさと納税の推進に取り組みます。

三つ目は、「少子・高齢化すくすくプロジェクト」で、医療費の無料化を拡大するほか、放課後児童対策の再編・充実を努め、子育てにやさしいまちづくりを推進するとともに、高齢者・障がい児（者）のため、サロンなど交流の場の拡大や少子高齢化に対応した保健・医療・福祉の充実に努めます。

四つ目は、「スポーツ・文化わくわくプロジェクト」で、アスリートタウン・健康づくりを推進するためスポーツ環境の整備に努めるとともに、文教の町みまたづくりを図るため、教育環境の整備、校区の見直し、文化・芸術の振興に取り組みます。

五つ目は、「エコクリーンさわやかプロジェクト」で、町民総参加のごみ減量化運動を展開し、協働・共汗のまちづくりに努めるとともに、公共下水道の加入率アップ、合併浄化槽への切りかえを推進するとともに、環境基本計画に基づいて環境美化、自然との共生に努めて参ります。

地方を取り巻く環境は、依然として厳しく、予断を許さないところですが、ローカルアベノミクスでの地方の活性化、地方再生の施策に関心を持ちながら、上記の五つのプロジェクト、10

のまちづくりを町民の皆様と協働で取り組み、推進することが、本町の課題解決につながっていくと確信しています。

一方、将来は本町も例外なく、少子化、超高齢化、人口減少社会に突入します。また、地球温暖化による気象変動での自然災害が各地で頻発しています。私たちは、このような時代の変化に適切に対応できるまちづくりを展開していかなければならないと考えます。

本町は、平成の大合併においては、自主・自立を選択し、各種行財政改革を実施してまいりました。小さくても輝く自治体として、私も歴代の町長や先人が心血を注いで懸命に取り組まれた夢あるふるさと三股町建設のため、果敢に挑戦し、さらに前進させるため全身全霊をささげる所存であります。そして、町民の皆様が住んでよかった、これからも住み続けたい、安全・安心・快適な・多世代が交流する・活力あるふるさと三股をつくっていきたいと考えております。

以上、2期目の就任に当たり、町政を担当する者として、ここに決意を明らかにして所信表明といたします。平成26年9月29日、三股町長 木佐貫 辰生。

○議長（山中 則夫君） ただいまの所信表明については後で配付いたします。

日程第4 議案第51号から議案第78号までの28議案、請願第4号から第5号までの2件及び報告第8号から第10号までの3件一括上程

○議長（山中 則夫君） 日程第4、議案第51号から議案第78号までの28議案、請願2件及び報告3件を一括して議題とします。

ここで、提案理由の説明を求めます。町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 平成26年第4回三股町議会定例会に上程いたしました各議案について提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第51号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、去る、平成26年7月23日付で、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分付しましたので、同条第3項の規定により今議会に報告し、その承認を求めようとするものであります。

内容につきましては、三股町外国語指導助手任用規則の改正に伴う、ALT（外国語指導助手）の報酬について所要の改正措置を行ったものであります。

次に、平成25年度の各会計の決算認定に係る各議案について、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第52号「平成25年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」、議案第5

3号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第54号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第55号「平成25年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第56号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第57号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第58号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」、議案第59号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」の8議案については、平成25年度の一般会計及び特別会計における決算認定に係る案件でありますので、一括してご説明を申し上げます。

平成25年度におきましても、例年どおり厳しい財政状況下にありましたが、一般会計において、歳入決算額9億464万3,972円、歳出決算額9億3,940万7,329円、翌年度繰越額2億3,946万8,543円。国民健康保険特別会計において、歳入決算額3億9,340万9,490円、歳出決算額2億8,463万8,668円、翌年度繰越額3億877万822円、後期高齢者医療保険特別会計において、歳入決算額2億1,731万8,075円、歳出決算額2億1,634万2,231円、翌年度繰越額97万5,844円。介護保険特別会計において、歳入決算額1億9,008万5,011円、歳出決算額1億9,282万961円、翌年度繰越額4,726万4,050円。介護保険サービス事業特別会計において、歳入決算額1,227万5,879円、歳出決算額1,183万6,006円、翌年度繰越額43万9,873円。梶山地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額5,248万1,992円、歳出決算額5,026万6,015円、翌年度繰越額221万5,977円。宮村南部地区農業集落排水事業特別会計において、歳入決算額4,088万5,894円、歳出決算額3,944万9,717円、翌年度繰越額143万6,177円。公共下水道事業特別会計において、歳入決算額4億1,019万5,559円、歳出決算額3億9,677万3,394円、翌年度繰越額892万2,165円となり、いずれの会計においても剰余金をもって決算ができましたことは、町議会議員の皆様を初め、町民各位の深いご理解とご協力のたまものであり、深く感謝申し上げる次第であります。

次に、議案第60号「平成25年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」ご説明申し上げます。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求めます。

初めに、剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金6,153万8,635円のうち、

3, 000万円を減債積立金に積み立て、3, 100万円を建設改良積立金に積み立て、残余53万8, 635円を翌年度に繰り越そうとするものであります。

次に、決算において、平成25年度は、施設整備更新事業として第4配水池ナンバー2の築造工事、中央浄水場の電気計装設備工事、第5水源の発電機室改修工事などに取り組んだほか、配水管の布設替工事を施工し、良質な水の安定供給と健全経営に努めてまいりました。

決算の状況につきましては、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が3億7, 538万1, 816円、支出額が3億1, 398万4, 766円となり、当年度純利益が6, 139万7, 050円となりました。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入が1億6, 355万7, 956円、支出額が4億78万9, 710円となり、差し引き不足額2億3, 723万1, 754円については、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補填したものであります。

詳細につきましては、決算書10ページの事業報告書をご参照願います。

以上、9件の決算につきましては、監査委員の審査に付し、その意見書並びに関係書類を添えて、議会の認定を求めようとするものであります。

また、物品調達基金ほか二つの基金について、その運用状況報告書を提出しておりますので、よろしくお願いたします。

以上、10議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認並びにご認定くださるようお願いいたします。

引き続き、各議案について、その提案理由のご説明を申し上げます。

まず、議案第61号「三股町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、例規の改版に伴い、条例の整備に関し、条例を制定するものであります。

次に、議案第62号「三股町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げます。

本案は、我が国の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、「子ども・子育て支援法」が平成24年8月に制定され、平成27年4月から施行の予定となっております。新制度では、都道府県等の認可であります現在の幼稚園、保育所、認定こども園のほかに、市町村による認可事業となる地域型保育事業として児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとするため、国の基準を踏まえて条例を制定するものであります。

次に、議案第63号「三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げます。

本案は、子ども・子育て支援の新制度では、給付の実施主体である市町村が学校教育法、児童福祉法等に基づく認可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなりますので、国の基準を踏まえて条例を制定するものであります。

次に、議案第64号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」についてご説明申し上げます。

本案は、町では現在、放課後児童健全育成事業を実施するため、現在は規則・要綱等を制定し対応してきましたが、今回、子ども・子育て支援法の制定に伴い、放課後児童クラブの量の拡充及び質の確保を図る観点から、事業の設備及び運営について、国の定める基準を踏まえて条例を制定するものであります。

次に、議案第65号「三股町ふれあい中央広場の設置及び管理に関する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、都市再生整備事業ふれあい中央広場整備の完了に伴い、地方自治法第244条の2の規定に基づき、広場の設置及び管理について条例を制定するものであります。

次に、議案第66号「三股町税条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じるものであります。改正内容は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に関するものであります。

次に、議案第67号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本案は、事務の適正化及び簡素化を図るため、入居者が住宅を明け渡すときに還付する敷金から控除できるものを追加するものであります。

次に、議案第68号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第3号）」についてご説明申し上げます。

本案は、国・県の補助内示、決定及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等について所要の補正措置を行うものであります。

歳入歳出予算の総額9億7,101万7,000円に、歳入歳出それぞれ4億4,955万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億3,057万5,000円とするものであります。

まず、歳入について主なものをご説明申し上げます。

地方交付税は、普通交付税の交付決定により減額補正するものです。

国庫支出金は、番号制度構築事業ほか学校施設環境改善交付金等の国庫補助金を国民年金事業に係る委託金をそれぞれ増額補正するものです。

県支出金は、保育所緊急整備事業に係る民生費県補助金ほか災害復旧費県補助金を増額補正するものです。

財産収入は、財産運用収入として自動販売機の財産貸付収入を減額補正するほか、土地開発基金等の基金運用収入を増額補正し、財産売払収入は、伐採木売払により増額補正するものです。

繰入金は、特別会計繰入金に国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う清算返還金を、基金繰入金は公共施設等整備基金、ふるさと未来基金からの繰入金をそれぞれ増額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入については、過年度収入として障害者医療費に係る国庫・県負担金前年度清算返還金等を増額補正し、雑入は、肺炎球菌ワクチン接種事業に伴う補助金を減額補正するものです。

町債は、防災行政無線（同報系）整備事業による消防債及び三股西小学校校舎屋根整備事業による教育債をそれぞれ増額補正するものです。

次に、歳出について主なものをご説明申し上げます。

総務費は、一般管理費において委託料、使用料及び賃借料等を減額補正し、庁舎空調設備整備のため庁舎管理費を増額補正し、電算管理費を減額補正するものです。選挙費においては、町長選挙が無投票であったため減額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において番号制度構築事業により一般会計から国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計へ繰出金を、また、平成25年度の後期高齢者医療給付費町費負担清算により負担金補助及び交付金を、年金システムに係る国民年金事務費をそれぞれ増額補正するものです。児童福祉費は、番号制度構築事業による委託料、保育園施設整備事業等による負担金補助及び交付金をそれぞれ増額補正するものです。

衛生費は、クリーンセンター整備事業の委託料、前年度精算による衛生センター負担金の清算による償還金利子及び割引料をそれぞれ増額補正するものです。

農林水産業費は、小鷲巣集落センター施設整備に係る負担金補助及び交付金等を増額補正するものです。

商工費は、企業立地に伴う工場等土地取得補助金に係る負担金補助及び交付金を増額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において道路維持補修費として工事請負費を、都市計画費は、公共下水道特別会計へ繰出金を、各公園草刈りのための委託料、備品購入費をそれぞれ増額補正し、住宅費は修繕料として需用費を増額補正するものです。

消防費は、防災対策費において地域防災計画見直しのための委託料、防災行政無線（同報系）整備事業の追加工事のための工事請負費をそれぞれ増額補正するものです。

教育費は、小学校費において三股西小学校校舎屋根整備事業として工事請負費を、梶山小学校用地購入費として公有財産購入費をそれぞれ増額補正し、保健体育費は、西部地区体育館整備事業の設計に伴う委託料を減額補正し、駐車場用地購入費として公有財産購入費を増額補正するものです。

災害復旧費は台風 11 号による被災に対し、工事請負費を増額補正するものです。

諸支出金については、前年度繰越金の 2 分の 1 を財政調整基金に積み立てし、予備費は収支の調整額を補正するものです。

次に第 2 表、継続費補正についてご説明申し上げます。

庁舎空調設備整備事業について平成 26 年度、27 年度 2 カ年で事業を行うため今回継続費を組むものです。

最後に第 3 表、地方債補正についてご説明申し上げます。

三股西小学校校舎屋根整備事業については、財源の一部を地方債で賄うものです。また、防災行政無線（同報系）整備事業については、限度額を 2 億 9,850 万円に補正するものです。

次に、議案第 69 号「平成 26 年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 30 億 7,814 万 6,000 円に、歳入歳出それぞれ 9,284 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 7,099 万 4,000 円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険準備積立基金からの繰入金を増額補正し、平成 25 年度収支決算による繰越金及び諸収入を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成 25 年度国保事業費等清算による国庫支出金の償還金、一般会計への繰出金に伴う諸支出金をそれぞれ増額補正し、予備費は収支の調整額を補正するものであります。

次に、議案第 70 号「平成 26 年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第 1 号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額 2 億 3,954 万 5,000 円に、歳入歳出それぞれ 177 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,131 万 7,000 円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、番号制度構築事業の繰入金及び平成 25 年度収支決算による繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、総務費の委託料及び一般会計への繰出金を増額補正するものがあります。

次に、議案第71号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額20億3,573万5,000円に、歳入歳出それぞれ5,097万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ20億8,671万3,000円とするものであります。

歳入の主なものとしましては、支払基金交付金及び繰越金を増額補正し、歳出の主なものとしましては、基金積立金及び諸支出金を増額補正し、予備費を新設するものであります。

次に、議案第72号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額1,223万5,000円に、歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,278万7,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金、繰越金を増額補正し、歳出の主なものとしましては、一般会計繰出金を増額補正し、予備費を新設するものであります。

次に、議案第73号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4,972万7,000円に、歳入歳出それぞれ252万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,225万1,000円とするものであります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成25年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、舗装補修委託料及び平成25年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第74号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額3,724万1,000円に、歳入歳出それぞれ143万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,867万6,000円とするものであります。

歳入につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、平成25年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第75号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」についてご説明申し上げます。

本案は、歳入歳出予算の総額4億691万2,000円に、歳入歳出それぞれ1,505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,196万9,000円とするものがあります。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成25年度決算に伴う繰越金を増額補正するものであります。

歳出の主なものとしましては、公共下水道事業費の実施設計委託料及び平成25年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものであります。

次に、議案第76号から議案第77号までの「教育委員会委員の任命について」は、関連がありますので、一括してご説明申し上げます。

本案は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、教育委員会委員の任命について議会の同意を求めるものであります。

現在の教育は、生涯学習の推進、国際化・情報化等の進展と相まって、青少年非行の増大等大きな社会問題化も危惧されております。また、文明と自然との調和を目指して、香り高い文化を創造し、豊かな心と国際社会に適応する教育の推進並びに家庭や地域社会との緊密な連携が求められるなど、教育委員会委員の機能と役割は大きなものがあります。

さきに、邊保美穂氏が任期満了により平成26年10月19日付で退任されます。氏の4年間の本町の教育振興に対する情熱とご貢献に対し、深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。また、坂元克吉氏は、事情により退任されます。氏の7年7カ月間の本町の教育振興に対する情熱とご貢献に対し深甚なる感謝と敬意を表する次第であります。

教育委員は、人格が高潔で教育、学術及び文化に関して識見を有する者の選任が望ましく、また、委員の年齢、性別、職業等に偏りが生じないように配慮するとともに、委員のうちに保護者（親権を行う者及び未成年後見人をいう）である者が含まれるようにしなければならないことから、種々検討の結果、邊保美穂氏の後任に今村一枝氏、坂元克吉氏の後任に屋敷和久氏を最適任者であると考え、ここにご提案申し上げるところであります。

次に、議案第78号「都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会の共同設置について」ご説明申し上げます。

本案は、都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会の規約を制定し、共同設置することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

以上、18議案について、それぞれ提案理由の説明を申し上げましたが、よろしくご審議の上、ご承認くださるようお願いいたします。

なお、今議会に報告3件を提出いたしております。

報告第8号「専決処分報告（損害賠償額の決定及び和解について）」、報告第9号「平成25年度決算に基づく健全化判断比率の報告について」、報告第10号「平成25年度決算に基づく資金不足比率の報告について」の報告3件につきましては、それぞれ関係法令の規定に基づき報告するものでございます。よろしくご理解をいただきますようお願いいたします。

以上で提案理由の説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで、補足説明があれば許可します。福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうで補足説明をさせていただきます。

10月1日に先議をお願いいたします議案第71号、平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

本案は、平成25年度の介護保険特別会計の決算額が確定しましたので、その繰越金4,726万3,000円と支払基金からの追加交付額246万9,000円を主な歳入財源といたしまして、歳出補正を行うものであります。

歳出の主な補正措置といたしまして、介護保険準備積立基金へ2,167万4,000円と国・県支払基金の過年度分返還金287万7,000円と一般会計への前年度精算返還金2,566万2,000円ではありますが、過年度分返還金の中の支払基金過年度分返還金29万8,000円につきましては、社会保険診療報酬支払基金のほうから9月中には支払ってほしいとの請求が来ております。本町の事情を説明し、支払いの先のばしをお願いしましたが、10月8日までしか延ばすことはできないということでございますので、今回先議をお願いするものであります。よろしくをお願いいたします。

なお、本特別会計に予備費の予算措置がございませんでしたので、これを機に予備費を新設するものであります。

また、先議に当たって、お手元に議案第71号の説明資料を配付させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。

準備積立基金の2,167万4,000円が今回議決になりますと、基金残高が4,514万3,000円となる予定でございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 議案第76号並びに議案第77号の教育委員会委員の任命につきまして、補足説明いたします。

まず、議案第76号につきましては、今村一枝氏を邊保美穂氏の後任として平成26年10月19日から平成30年10月18日までの4年間、本町の教育委員として任命したく、議会の同

意を求めるものでございます。

今村一枝氏の経歴につきましては、次のページにありますとおり、平成3年に宮崎県庁に入庁され、日南土木事務所、日南県税事務所、都城児童相談所、北西福祉事務所に勤務されたところですが、平成17年3月に都合により県庁を退職されたところでございます。平成21年度からは三股西小学校のPTA役員として、平成23年度、平成24年度は副会長としてPTAの運営に携わっていただいたところでございます。

次に、議案第77号につきましては、屋敷和久氏を坂元克吉氏の後任ということで、残任期間の平成26年10月19日から平成27年3月31日までの間、本町の教育委員として任命したく、議会の同意を求めるものでございます。

屋敷和久氏の経歴につきましては、同じように次のページにありますように、平成15年4月に中米にあります光明寺に入寺され、同時にひかり保育園に勤務されたところでございます。平成16年にはひかり保育園の園長に、平成19年には光明寺の住職となられ、現在に至っております。その他の経歴につきましては、平成23年度、24年度に三股保育会の会長に就任されております。現在は県保育連盟連合会人権委員会委員や県学童保育連盟の幹事に就任されているところでございます。

以上、補足説明を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

次に、請願第4号、第5号について、提出者の趣旨説明を求めます。上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、請願第4号、町民、県民の生命を守る避難計画すら作れない川内原発の再稼働に反対を表明するよう求める請願書の趣旨説明をいたします。

2011年3月に東日本大震災津波によって引き起こされた福島第一原発事故は、3年半たつのに今もなお汚染水はふえ続け、溶け落ちた核燃料がどこにあるのかわかっておりません。約14万人もの人々がふるさとを追われ、避難生活を余儀なくされております。それにもかかわらず、規制基準適合を合格として川内原発が全国トップを切って再稼働されようとしております。これは活断層評価問題、甘い評価の地震動、予知できない巨大カルデラ噴火、核燃料が溶け落ちるときの水蒸気爆発の危険性、避けられない被曝労働など大問題を切り捨てての合格です。本来なら、規制基準と避難計画は車の両輪のはずですが、規制委員会の審査は、施設などプラントのみで、避難計画は審査対象外です。重大事故が起これば、風下になりやすい宮崎県は、壊滅的被害を受けます。

以上のことをよろしくご審議の上、採択していただきますようお願いいたします。

次に、請願第5号、特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書の提出を求める趣旨説

明をいたします。

2013年12月臨時国会で、広範な国民の反対を押し切って制定されました秘密保護法は、言論、表現の自由を初めとした基本的人権、国民主権と議会制民主主義を踏みにじる憲法違反の法律です。何が秘密か、それも明らかにされず、国民の財産である行政情報を政府が勝手に秘密に指定し、それを漏らすだけでなく、知ろうとするだけで重大な処罰を受けるとんでもないものです。しかも国民は逮捕・拘留や捜査の際も起訴状や判決にさえ、どんな情報に近づいたのか明らかにされないまま処罰される危険があります。

今回、この請願者の宮崎県弁護士会の会長、柏田弁護士が言われるには、もし逮捕された方から弁護を依頼されても、何が秘密情報かもわからないとなれば弁護の方法がないと言われておりました。この法案成立直後の共同通信の世論調査では、82%の人が秘密保護法は修正・廃止をと答えております。

国民の知る権利を侵害する秘密保護法は廃止すべきと考えますので、十分に審議をされて、よろしくご審議してくださいようお願いいたします。

以上で終わります。

日程第5. 決算審査報告

○議長（山中 則夫君） 日程第5、決算審査の報告を求めます。谷山代表監査委員。

〔代表監査委員 谷山 悦子君 登壇〕

○代表監査委員（谷山 悦子君） おはようございます。

平成25年度決算審査について報告を申し上げます。

一般会計、特別会計及び基金運用状況報告書につきましては、7月4日、町長より依頼がありまして、池田監査委員と2名で7月10日から8月7日までの期間、決算審査を行いました。

また、水道事業会計の決算については、5月31日に町長より依頼があり、7月2日に審査を行いました。

決算書、事項別明細書、証拠書類、諸帳簿及び関係書類等を審査した結果、いずれも正確に適正に処理されていると認めましたので報告いたします。

さらに、財政健全化審査につきましても、8月20日、健全化判断比率及び資金不足比率について審査を行いました。

報告第9号、第10号のとおり、早期健全化基準、経営健全化基準をそれぞれ下回っており、町の財政状況が健全であることを確認いたしましたので、あわせて報告いたします。

詳しいことにつきましては、別紙審査意見書をご参照いただきますようお願いいたします。

報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここでしばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午前11時04分休憩

.....
〔全員協議会〕
.....

午前11時14分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、お知らせとお願いをいたします。

一般質問の通告期限であります。あすの30日正午をもって締め切ることにしておりますので、一般質問をされる方は時間厳守の上、事務局に提出してください。また、総括質疑の通告についても、あすの正午までといたします。詳細な数値等の提示を求める質疑については、事前に通告してください。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前11時15分散会
.....

議事日程(第2号)

平成26年10月1日 午前10時00分開議

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 議案第71号並びに議案第76号、第77号の質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 総括質疑
日程第2 常任委員会付託
日程第3 議案第71号並びに議案第76号、第77号の質疑・討論・採決
-

出席議員(12名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長	木佐貫辰生君	副町長	西村 尚彦君
教育長	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長	大脇 哲朗君
税務財政課長	山元 宏一君	地域政策室長	鍋倉 祐三君
町民保健課長	上村 陽一君	福祉課長	岩松 健一君
産業振興課長	丸山浩一郎君	都市整備課長	兒玉 秀二君
環境水道課長	内村陽一郎君	教育課長	山元 道弥君
会計課長	財部 一美君		

午前10時00分開会

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 総括質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第1、総括質疑を行います。

総括質疑につきましては、今回は五つに分けて行います。今定例会の初日に提案されました議案等のうち、全体審議をします議案第71号及び議案第76号、77号を除く全ての案件に対する質疑であります。

また、自己の所属する委員会が所管する議案に対しては、委員会の場で行ってください。また、くれぐれも一般質問のようにならないようご注意ください。

なお、質疑は、会議規則により1議題について定例会では3回を超えることはできなくなっております。質疑の際は議案番号を明示の上、質疑をお願いします。

それでは、まず議案第51号の専決処分に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、議案第51号の1議案に対する質疑を終結します。

次に、議案第52号から議案第60号までの決算の認定に対する質疑を行います。質疑はありませんか。池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 決算審査意見書、平成25年度監査委員が、と書いてあるものの19ページです。上から5行目、平成20年のところで2万6,415円、7.7%の増という行の終わりほうです。普通建設事業においては3万2,077円、80.6%の増というふうになっております。これは表の34を見たところ、1人当たりの普通建設事業費の決算額というのが出てますが、そこを計算すると44.61%になるんですけども、これは割り戻しの間違いじ

ゃないかなというふうに思っておりますが。

○議長（山中 則夫君） 34ページ。19ページ。

○議員（1番 池邊 美紀君） もう一回説明します。三股町監査委員という平成25年度の資料です。その19ページです。上から1、2、3、4、5行目の後ろのほうです。3万2,077円、80.6%の増というふうになっております。これを表34の表のところの一般会計のところのうち、普通建設事業費の1人当たりの決算額の7万1,894円から3万9,817円を引いて、そしてそれを割って計算すると、80.6%にならないというふうに思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 休憩いたします。

午前10時02分休憩

.....

午前10時05分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

答弁をお願いします。

○監査委員会書記（久寿米木 和明君） ただいまのものについては、欄を確認していただければ、その数値については間違いがないということによろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 間違いがないということで処理いたします。

それでは、ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第52号から議案第60号までの9議案に対する質疑を終結いたします。

次に、議案第61号から議案第67号までの条例に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 議案第62号と63号はちょっと関連があるので、この条例を読んでみましたがなかなか詳しく、制度が変わるということで難しいので、福祉の課長からわかりやすく説明をしていただきたいと思います。よろしくをお願いします。その後でまた個別に質問します。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、説明をさせていただきますが、保育、子育て制度の大きな変換ということで少々わかりにくいところがあるということで、本日はお手元に資料を配らせていただきましたので、それに基づいて説明をさせていただきます。

まず、この「なるほどBOOK」という薄いほうを見ていただくと、3ページと4ページです

けども、幼稚園と3歳から5歳、認定こども園ゼロ歳から5歳、保育所ゼロ歳から5歳、これにつきましては今までどおりあったところでございますが、この認可を所管しているのが都道府県知事、政令都市市長とかそういう方々のほうから認可を受けております。新たに出てきましたのが、この地域型保育ゼロ歳から2歳というやつでございます、ここは市町村の認可事業ということになります。これはここに書いてあるとおり、保育施設を新設する場所のない都市部に加えて、子供が減少している地方など、地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を確保するために設けられたというものでございまして、この地域型保育の中には四つのタイプが下のほうに書いてありますけども、定員5人以下の家庭的保育、事業所で保育施設などをつくりまして、従業員の子供と地域の子供と一緒に保育する事業所内保育、そして定員が6名から19名までの小規模保育、そして障害・疾患などで個別のケアが必要な場合の、保護者の自宅で1対1で保育をする居宅訪問型保育というのが新たにできまして、この認可は市町村がするということになりました。一点はそれが変わったところでございます。

そして8ページをお開きいただきますと、右上のほうです、三つの認定区分を設けるようになります。この認定は認可外保育園を除く全ての保育園、幼稚園に入所希望される方々は受けていただければならないんですけども、1号認定というのが3歳以上で教育を希望される方々、幼稚園や認定こども園がその利用先となります。2号認定というのは、満3歳以上で保育が必要な方々、共稼ぎ等で両親ともいっしょにいないというようなところ、今の保育所ですけども、それが2号認定ということで、保育所と認定こども園が利用先となります。3号認定というのがゼロ歳、1歳、2歳の方々を受け、保育の必要理由でゼロ歳、1歳、2歳の方々に対する認定でございます、保育所と認定こども園、先ほど申しました地域型保育、この認定を市町村がまず保護者に対してその認定交付をしなければならないということになります。

それと、あと変わってきますのが保育料、今幼稚園は幼稚園のほうで文科省のほうからの基準があるんでしょうけども、授業料を決められておりますけども、通常の幼稚園じゃなくて認定こども園の幼稚園、今第一幼稚園とかみまた幼稚園がそうですけども、ここも今からは市町村が保育料を決めていくということになります。保育所も、この地域型保育所も、市町村が保育料を決めるということになっております。今現在の保育料は所得税の割合によって段階で分けてありますけども、今後は市町村民税の所得割等を利用して決めなさいということになってきます。国がある程度の基準を示しますけども、それに基づいて町で独自に保育料を決めなさいということになるわけでございます。

そういうところが変わってきておるところでございます、認定保育園には市町村のほうから運営費を給付する、保育所に今給付しておりますように、運営費を給付する。地域型保育も市町村から運営費を給付するということになります。そして現在の幼稚園をそのまま、三股町にはもう

ございませんけども、幼稚園をそのまま継続される方々は、やっぱり文科省のほうからの補助金等をいただくと、幼稚園就園補助金も出るというパターンに分かれるということでございます。

そういうことで、ここの7、8ページに書いてありますように、保護者の方々の保育所入所申し込みの仕方が若干変わるということになるわけでございますけども、保育の質、内容等についてはさほど変わらないという状況でございます。福祉課としても認定証を今から受け付けて交付するという作業が出てくるところでございます、またあと保育料をどのようにして決めていくかということもあるということでございます。

それでこの条例につきましては、まず62号の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例というのは、町が認可をするものですから、認可をするに当たっての基準を示してあるということになります。63号の三股町特定教育保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準というのは、町が運営費を出しますので、運営費を出すに当たっての基準額、基準を定めているという条例でございます。そういう、概略そういうことになります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 家庭的保育事業というふうなのが3ページにあります、家庭的保育事業というふうなことになると、少人数の子供を家庭で保育するというふうなことだと思っております、この中に保育士の免許を持ってない人でもできるようなこと、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業のと書いてありますが、これは研修を受ければそれができる、保育士の免許は持ってなくてもできるというふうなことで捉えてよろしいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 家庭的保育の保育従事者は、市町村が行う研修を修了した保育士、保育士と同等以上の知識及び経験を有すると市町村長が認める者という、そして家庭的保育の補助者というのもつくんですけども、その方々は市町村長が行う研修を修了した者ということで、保育士の免許がなければならないということではございません。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今の話でいくと、今の保育園の制度でいうと措置ですよ。これは契約になってますね。だから今から先、県が保育園に入って指導監査をやってますけども、これから先は市町村が契約に、契約というのは保護者と町が契約するんですか、保育園が契約するんですか。まずそうなったときに、どうやって保育園との関係が出てくるのかというのが、これじゃとんとわからんですけど、どういう格好で、今までは県が全責任をもって指導監査なんなりしよったわけですけども、これは市町村が保育所に向かって、保育園に向かって指導監査したり、幼稚園に向かったりもそういうふう大きく変わっていくということで理解していいのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） そのところはちょっとあれなんですけど、運営費を出すことを確認するのが市町村になりますので、今後は市町村が運営状況については指導監査に入っていくということになるかと思えます。認可基準を幼稚園と保育所と認定保育園は県が出しますので、認可に関して施設等との何かそういうのがあれば、県が入っていくのかなというふうに思っていますが、運営は全て市町村が見ていくということになりますので、運営監査というか、そういうのは市町村が行うのではないかなというふうに今は思っているところでございます。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 決定じゃない、まだわからない。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今度は、次の特定教育のところなんです。

○議長（山中 則夫君） すみませんが、議案名で。

○議員（7番 上西 祐子君） 63号のところなんですけど、特定教育保育施設、この特定教育の意味というんですか、これは何か幼稚園と言われましたが、幼稚園と書いてありますが、ここにも今まで幼稚園は文科省の管轄で、今度は幼稚園と保育園と両方やって、子供たちは一緒の処遇を受けるのか、それとも幼稚園生は幼稚園生で別におって、保育の人は保育、そういうふうなものと捉えてよろしいんですか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） この特定教育保育施設というのは、市町村が施設型給付費、施設型給付費といいますと認定こども園、幼稚園、保育所、3施設を通じた共通の給付ということで施設型給付というんですけれども、市町村のほうから給付を出すところは特定教育保育施設と申しまして、私学助成を受ける私立幼稚園は、この特定教育保育施設には含まれないということになっております。ちょっとあれなんですけど、認定幼稚園が3歳以上の普通の幼稚園児を受け入れて、2時以降は保育所、ゼロ歳から3歳、そういう方を受け入れてはいますが、そういう感じで幼稚園は午後2時まで、2時以降はまた延長保育というか、保育するというような形がとられています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） そしたら子供は、朝来たら幼稚園生も保育生も一緒だけど、2時からまた教室が変わる、担当者も変わるということですか。そう捉えてよろしいんですか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 担当者が変わるかどうかわかりませんが、3歳未満児は朝来て夕方の6時までいる子がいると。3歳以上の幼稚園だけする子は2時で帰るとか、そういう状況になると。

○議員（7番 上西 祐子君） あとはまた一般質問で出します。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。

質疑もないようですので、議案第61号から議案第67号までの7議案に対する質疑を終結します。

次に、議案第68号から第75号までの補正予算に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第68号から第75号までの8議案に対する質疑を終結します。

それでは、最後に請願2件、報告3件に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、請願2件、報告3件に対する質疑を終結します。

それではもう一件、議案78号に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、議案第78号に対する質疑を終結します。

日程第2. 常任委員会付託

○議長（山中 則夫君） 日程第2、常任委員会付託を行います。

お諮りします。各議案は常任委員会付託表のとおり、それぞれの常任委員会に付託することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、各議案は付託表案のとおり、それぞれの常任委員会に付託することに決しました。

各常任委員会におかれましては、審査方よろしくお願いします。

なお、各常任委員会におかれましては、委員会の日程を協議の上、きょう中に事務局に提出くださるようお願いします。

日程第3. 議案第71号並びに議案第76号、第77号の質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第3、議案第71号並びに議案第76号、77号の質疑・討論・採決を行います。

質疑の回数は、一つの議案で5回までといたします。

まず、議案第71号「平成26年度三股町介護保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないようですので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第71号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第76号「教育委員会委員の任命について」の質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第76号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第76号は原案のとおり同意されました。

議案第77号「教育委員会委員の任命について」の質疑、討論、採決を行います。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、質疑、討論を省略して、直ちに採決を行います。

議案第77号は原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第77号は原案のとおり同意されました。

○議長（山中 則夫君） 本日の議事日程は以上ですが、今後各常任委員会におかれましては審査日程を協議の上、事務局に提出ください。

それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午前10時30分散会

議事日程（第3号）

平成26年10月15日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員（12名）

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木佐貫辰生君	副町長 ……………	西村 尚彦君
教育長 ……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長 ……	大脇 哲朗君
税務財政課長 ……………	山元 宏一君	地域政策室長 ……………	鍋倉 祐三君
町民保健課長 ……………	上村 陽一君	福祉課長 ……………	岩松 健一君

産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 内村陽一郎君 教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項を遵守して発言してください。お手元に配付の通告一覧表の順番に発言を許します。

それでは、発言順位1番、上西さん。

〔7番 上西 祐子君 登壇〕

○議員（7番 上西 祐子君） おはようございます。通告に従いまして質問してまいります。

まず、最初の質問です。少子高齢化によって、日本の人口は減少するだろうと言われ、国もいろいろと対策を検討すると言っております。宮崎県でも、宮崎市と本町以外は人口減が続いています。その中であって、本町が子育て支援を打ち出し、都城市のベッドタウンとして施策を進めていることは正解だと思います。今回の選挙でも、子ども医療費を小学校卒業するまで拡大することを町長が公約されたことをうれしく思います。その時期と内容を質問していきます。

次に、中央地区の町営住宅の統廃合で中心市街地の活性化を図るとありますが、その具体的構想といつごろまでにやるのか、財源はどう考えておられるのか伺います。

あとは質問席にて質問してまいります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 町長の公約について、この①医療費の無料化の拡大についてと、そして②中央地区の町営住宅の統廃合についてのご質問がございましたので、それについて回答させていただきます。

まず第一点、医療費の無料化の拡大についてでございますけれども、この医療費の無料化の拡大につきましては、マニフェストの五つのプロジェクトの3番目、少子・高齢化すくすくプロジェクトの中で、子育てに優しいまちづくりのさらなる推進の一環として提示いたしましたところでございます。本町人口がわずかながらでもふえ、子ども世代の人口が維持できているのは、子育て

支援が充実しているとの評価もその要因の一つではなかろうかというふうに考えています。

この医療費無料化の拡大につきましては、ことしの3月定例議会で質問がございましたが、その際の答弁は、仮に小学校まで拡充したとして試算しますと、入院で1,200万円、通院で6,300万円、合計額7,500万円程度が新たに必要になるのではないかと答弁をいたしたところでございます。また、小学生以上については県からの2分の1の補助がないため、給付総額が全額町負担となりますので、財源をどうするかというのが大きな課題でありますので、さらに検討してまいりたいというふうに回答したところでございました。その後、内部で協議を重ねておりますけれども、私としましては平成27年度から小学6年生までの入院につきまして、無料化を拡大する方向で取り組みたいというふうに考えているところでございます。ただ、必要な財源をどう工面するかが課題であります。ぜひ実現し、子育てに優しい町三股町をさらに県内外に発信したいというふうに考えております。

次に、中央地区の町営住宅の統廃合で中心市街地の活性化を図るとあるが、具体的構想と時期を聞くというご質問でございますが、公約の一つ、「街むら元気わいわいプロジェクト」の中で地域特性に応じた地域づくりを掲げておりますが、中央地区については空き家、空き店舗に象徴される空洞化の問題とともに、老朽化が進んでいる五本松、射場前、榎堀団地の三つの町営住宅の統廃合に取り組んでいきたいというふうに考えております。つまり射場前、榎堀団地の敷地に塚原団地のように住宅を建設し、そこに三つの射場前、榎堀、五本松の入居者を集約し、最後に五本松団地を解体するというものでございます。五本松団地のエリアは町の中心部に近く、スポーツ・運動主要施設や図書館などの文化施設にも近いことから、この2.1ヘクタールの敷地を今後どのように有効活用していくかが、中心市街地の活性化を図る上で非常に重要であるというふうに認識いたしております。

跡地利用につきましては、現在役場内で協議を行っているところでありますが、まずは100世帯、200名以上いらっしゃる入居者の方々のご理解とご協力を得ることがまず最優先ではなかろうかというふうに考えております。今考えているスケジュールとしましては、榎堀第4団地の建てかえ、射場前団地の建てかえ、射場前第2団地の建てかえが完了し、全入居者の転居が終了した後に五本松団地の解体というふうになるかと考えております。早速今年度より入居者のアンケート調査に取り組んでいるところですが、多額の費用、大体13億円以上かかるという見込みでございますが、住民の理解が必要となることから、はっきりした時期を今ここで示すわけにはできないところでございますので、ただ計画的に取り組んでいきたいというふうに考えてるところでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 子どもの医療費無料化ということで、小学校6年生までの入院を来年度から無料にするというふうなことの回答ですが、通院のほうは今考えてらっしゃらないのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどご回答いたしましたように、通院については多額な財源が必要というふうに考えます。ただ、今回の入院につきましてもこの1,200万円をどう工面するかというのが課題でございます。そういう意味合いではいろいろな制度の見直し等をまた12月、3月議会に提案しながら、この財源の確保に努めたいというふうに考えています。ですから、一つ入院のほうをまず先行させまして、そしてまたいろんな改革等を通じながらこの財源確保、そしてまた国の動き等もございますので、その辺を視野に入れながらこの通院については今後の課題ということで検討させていただきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今の若い子どもさんたちを育てていらっしゃるご両親は、私の知ってる人でご主人が転勤族で、三股に住んでらっしゃったんですけど、ことしの4月から曾於市が高校まで医療費を無料化するというふうなことをインターネットで知って、もう4月の段階で都城市のほうに通勤というふうなことだったものですから、都城市から通勤するのも曾於市末吉から通勤するのもそう変わらないということで、ことしの4月に転居されたんです。そういうふうなことで、やはりその方はちょっと子どもさんが障がいを抱えてたものですから、そういうふうな形で結構今の若い人たちはインターネットでいろいろな情報を得られて、もう住居をかえたりすることが割と簡単にされるというふうなことを聞きますと、やはり本町も今まで保育料が安いとか、医療費が小学校入学前まで無料というふうなことで、子育てに優しいというふうなことで若い人たちが移り住んでいるということを考えますと、入院だけでも本当にありがたいんですけど、後の子どもの貧困のところでも出てきますけど、学校の先生たちが言われるには、アトピーの人とか、ちょっとした命にかかわらないような病気の子どもたちが、皮膚とか物すごく荒れてるのに病院に連れていってもらえずに保健室に来るといふんです。保健室で治療してもらった子どもが今ふえているというようなことを聞いたものですから、やはり一日も早く小学生も医療費の支援をしていただきたいというふうなことをお願いしたいんです。子どもはやっぱり将来の宝であるし、今でもそうなんですけど、とにかくやはり箱物よりもそういうソフトな面を一日も早く拡充していただきたいということを申し添えてこの質問は終わりますけど、町長、ぜひそこら辺をお約束していただきたいなというようなことを思います。いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 言われるように、三股町としましては子育て支援というところに従来か

ら力を入れてきておりまして、これは医療費の無料化だけではなくて、子育て支援全般、つまり今回三つの保育園の建てかえ等もございましたけれども、そのような保育所等の建てかえ支援、あるいはファミリーサポートセンターの設立、それからまた放課後児童対策、パッケージとして子育て支援に全体的に力を入れると、もちろん保育料の上乗せ支援等もございます。そういう意味合いで、この施策がその辺の評価を受けてるといふふうに考えてます。そういう中で、さらなる一歩を踏み出すという意味合いで、この入院に限定しておりますけれども、将来的なパッケージとしてどう多くの通院までできるか、いろいろと検討させていただきたいなというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひそのあたりを強く要望しまして、次の質問に移ります。

子育て支援制度について質問していきます。今度の子ども・子育て支援制度は、これまでの保育所、幼稚園の制度を根底から改変する改革であり、多くの問題を抱えているのではないかと思います。これまでは保育所入所を希望する場合は町への申し込みだけでしたが、新制度では保育必要量認定の手続が必要になるとありますが、どういうことなのかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 平成24年8月に、子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために子ども・子育て支援法が成立いたしましたして、27年、来年の4月からの施行ということになります。この新支援制度に基づく保育園、幼稚園、認定こども園や地域型保育のあり方、手続、課題、準備など具体的な内容についてのご質問でございますので、福祉課長のほうから回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうから答弁させていただきます。

子ども・子育て支援新制度によりまして従来から変わってくる部分につきましては、まず現在都道府県の認可となっております幼稚園、保育園、認定こども園に、新たに市町村が認可する地域型保育が始まります。この地域型保育とは、家庭的な雰囲気のもと保育を行う家庭的保育、定員6名から19名を対象に家庭的保育に近い雰囲気のもと保育を行う小規模保育、事業所などが従業員の子どもと地域の子どもを保育する事業所内保育、障がい・疾患などで個別ケアが必要な場合、保護者の自宅で1対1の保育を行います居宅訪問型保育の4タイプとなっております。

次に、認可外施設以外の幼稚園、保育園、認定こども園、地域型保育の入所を希望される保護者に、3歳以上で教育を希望される1号認定、3歳以上で保育の必要性があり保育所等を希望される2号認定、3歳未満で保育の必要性があり保育所等を希望される3号認定と区分し、市町村が認定証を交付する事務が新たに必要となりました。

次に、私学助成を受ける私立幼稚園を除く認定こども園、幼稚園、保育所に市町村が共通の給付を行う施設型給付と、地域型保育事業に対し市町村が給付を行う地域型保育給付に関する事務が出てまいります。また、市町村がこのように給付を行いますが、給付を行う施設の保育料等を国の基準を参考にして市町村が決定することとなりました。

以上が、従前とすると変わる主な内容であります。利用者にとって従来と変わる部分は入所申し込みの方法が変わる程度で、どの施設を利用するかを選択肢は広がるものと思われま。契約保育料については、認定こども園、幼稚園、公立保育所、地域型保育の場合、利用者は施設事業者と契約し、保育料を施設事業者へ支払います。私立保育園の場合は従来どおり利用者は市町村と契約し、保育料を市町村に支払うこととなります。今後の準備としましては、保育料の決定と認定区分の業務を行う予定であります。なお、9月12日に第4回目子ども・子育て会議を開催し、教育・保育施設に係る供給確保方策を協議し、さきを実施しましたニーズ調査等をもとに町内11カ所の保育所と2カ所の認定こども園の平成27年度から平成31年度までの定員について、1号認定を190人、2号認定を605人、3号認定を475人と定めたところがございますが、ニーズ調査の結果と比較すると平成27年に115人、平成31年に232人の定員不足となる結果が出ておりますので、新たな施設の認可も可能と考えております。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 保育必要量認定の手續というふうなことをお聞きしたんですが、何かこれからはパートとフルタイム等では保育に出る時間が違うというふうなことを聞いたんですけど、そのあたりは本当なんですか、どうなんですか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 保育認定を今からそれぞれ、私立保育幼稚園以外に希望される方は全員に対して認定をするということになるわけですが、そういう受け付けを役場で行いたいと思っておりますが、11時間と8時間未満の保育をさらに分ける。そこで認定の際に分けるんですけども、そういう作業も出てまいりまして、11時間以上利用される方と8時間利用の方は保育料にも差が出ますので、そこあたりを保護者の方が考えていただいて、どちらを希望されるかを聞き取りして認定していくという形になります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 保育園の園長先生が心配しておられるのは、8時間の保育時間の子どもと11時間の子どもがいると。その親に一人一人調査をして、そのあたりを決めて、そしてその利用調整は市町村が行うとなっておりますが、公定価格がどうなるのかというのが保育園の心配されてたところなんです。子どもによって8時間の人の保育料と、11時間の人の保育料と、

そのあたりがきちつとなされてない、聞いてないものだから心配だと。それともう一つは、仮にパートだったけど何らかの都合で11時間預けなければいけなくなったというふうなときに、約束が違うからペナルティーがくるのかどうか、そのあたりが何かまだ決まってないというふうなことで心配されてるんですけど、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 公定価格につきましては、国のほうから一つの案という形でも示されております。保育料の算定方法等も示されてきております。保育料を極端に従来と変えるということではできませんので、大体现行に沿った形で決めなさいという形になっておりますので、保育料に極端な増減が出るということはないんですけども、8時間と11時間は、少し8時間のほうが安いというような状況になってきます。働いていらっしゃる方々も、その日々の状況によって普通のパートタイマーから正職員になられたりいろいろする可能性がございますので、その際はその場で相談を受け付けて、状況を変えていくというふうになろうかと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） そのあたりの説明会は保護者に対していつごろする、全員に対していつごろするかももう決まってるのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 現状のところ、保育料はこのぐらいにしなさいという基準は聞きましたけども、まだ町としての保育料を定めておりませんので、そういうのを定めて大体保護者の方にお示しできるようになったら、それも早くしなきゃいけないんですけど、早く説明会等もしていきたいなというふうに思っております。11月中にはしなきゃいけないなというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） そのときに8時間か11時間かを決めるということですね、相手に選ばせるということですね。一人一人チェックするということですね。

それと、今度はさまざまな施設ができると。保育所とか認定こども園とか小規模保育とかができるわけですが、事業所の認定申し込みは、今認定されている保育所以外に新たにそういうことをされる申し込みはもう行われているのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 現在のところ、新たにどうかしたいというのは、認可外の施設の方が将来的に認可を受けたいと、それが一つ来ております。あとはもう一つの認可外がございますけど、そこからはまだ何も来ておりませんが、そこにはちょっと説明にでも行ってみようかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと保育園と認定こども園は、今まで保育園というのは児童福祉施設、それから認定こども園は認定こども園法に基づく学校及び児童福祉施設というふうなことで、福祉課と教育課に管轄が分かれてたと思うんですけど、これからはどうなるのか、やはり福祉がもう全部幼稚園もあれするのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 現状のところでは、私学助成を受ける従来の幼稚園、これにつきましてはまだ教育課ということになるんじゃないかなという、そこら辺はまだ協議をしておりますが、子ども全般を扱うところは一つにまとめたほうがいいという意見等もあろうかと思っておりますので、いまのところは決まっておりますが、認定こども園とか保育所、地域型保育所は全部福祉というふうな現状ではなってるという状況です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 都城市あたりはこども課というのがあって統一されてるから、今回のようなあれは起こらないと聞いているんですが、やはり子どもを扱うところはまとめたほうがよしいんじゃないかなというふうな考えるんですけど、そのあたりいかがですか。町長にお聞きしますけど。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど福祉課長が回答しましたけれども、まだ庁内のほうでこの組織のあり方については検討いたしておられませんけれども、そういうお話等も聞いております。どういうふうな形が一番スムーズに子育て支援関係、そして保育園、幼稚園等の取り扱いがスムーズにいくのか、内部でまた十分検討したいので、今後の課題といたしますか、そのあたりも視野に入れながら検討させていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それと認定こども園では、幼稚園と保育所というふうな形になるんですが、幼稚園の子どもは保育料というんですか、幼稚園費が3歳以上は安いと。だからこちらのほうに希望者が流れるのではないかと、そういうふうなことが言われていますが、ゼロ歳から3歳までは保育園の措置費というふうなことになるわけですね。そういうふうな心配というんですか、定員とかそのあたりは認定幼稚園、こども園ですか、そのあたりはどう、幼稚園のほうで安いというふうな、今までのような、幼稚園の就園のほうは補助が出てきますよね。関連でそのあたりはどうなりますか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） この認定保育園ではお昼ごろまで預かる従来の幼稚園、2時ごろま

での方と、その後また預かり保育という形で預かる保育一時預かり事業ですけれども、それが組み合わせあって認定こども園というふうになっておりますので、幼稚園に2時ごろまでしか預けないという人のほうがやっぱり安くなりますけれども、自分が働いていてどうしても5時ごろまでは見ていただきたいという方々については、幼稚園のその分と一時預かりの保育料の分が加算されますので、料金設定は保育所とそんなに変わらない状況に持っていかなければならないだろうというふうに思っているところがございます、幼稚園に応募が殺到するということはないというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 幼稚園では学校のように土曜日とか夏休みとかがあるわけですが、保育園の子どもは土曜日も預けられますよね。それから夏休みはありませんよね。そのあたり、今の認定保育園はどのようになっているのかちょっとお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） やっぱ幼稚園の部分は従来の幼稚園と一緒に土曜日は休み、夏休みとかそういうのもございます。今度は第一幼稚園さんもみまた幼稚園さんも認定こども園ですので、そのほかに5時ごろまで保育が必要な子どもも一緒にいますので、その子たちは土曜日も預かる、夏休みもないという分かれるという形になります。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 次は、小規模保育事業のB型と家庭的保育事業などは、この条例を見ますと保育士割合が2分の1以上となっておりますが、ちょっと問題ではないかなというふうに私は考えるんですけど、保育にかかわる人は全て有資格者とすべきではないのか、そのあたり検討されたのかどうかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） その点につきましては、国がこの審議する段階でも一つ問題に出たところだというふうに聞いておりますが、小規模型のB型保育は、小規模型AとCの中間的タイプであり、基本的には2分の1以上の保育士を求めるということでよいのではないかということに最終的には決定されたということでございまして、市町村が研修等を十分行うことによってそこら辺はフォローできるのではないかということでございますので、当町にB型保育の希望等が出てきた場合は、その点は十分留意して指導していきたいというふうには思いますが、当町は待機児童数とかそういうふうな状況等も勘案して、そういう小規模事業所が必要かどうかということもまた検討、そういう希望が上がってきたときにはそういうこともまず一つの検討材料になりますので、そこら辺をクリアされてもしもできた場合は、またそういうことをちゃんとした保育ができる体制をとっていただきたいということで指導していきたいというふうに思って、国の準

則どおりに今回は条例を制定しております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今回のこの子育て支援の制度改革は、都会の待機児童が多いところでいろいろな要望があつて保育所をふやさないといけないというふうなことで、こういうふうな支援制度ができたと聞いてますが、このあたりではそんなに待機児童というふうなことで大騒ぎするようなことでもないわけで、やはり今度のこの制度では資格者割合とか面積基準とか、いずれも現行保育制度よりも質が下がるというふうに指摘されているわけです。その点を考えたときに、保育にかかわる人はやはり全て有資格者とすべきじゃないかなというふうに考えます。都城に聞いたところ、都城では都城独自の条例というふうなことで、そのあたりは有資格者に限るといふふうなことでされたそうなんです。だから本町でもやはりそのあたり、ただ研修だけを受けた人が預かるとかいうんじゃないで、やはり事故防止とかいろんなことを勘案して、やはりこれからは町が許認可をするわけですから、事故が絶対に起こらないというふうなことを考えた措置として、やはり有資格者とすべきことを考えていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 今回のこの新制度は、消費税3%アップ分の財源が回ってくるといふことになっておりますので、公定価格も今までの国の運営費、国庫負担金の算定額よりは若干高めになるのではないかとこのように私どもは期待しているわけです。そういうようなときはやっぱり保育士の処遇改善とかに使っていただいて、優秀な保育士が集まってくるようにとか、そういうふうなお金の使い方を園のほうにさせていただきたいなというふうには思うんですけども、ここの2分の1のところには、2分の1以外にも保健師とか看護師を雇って保育士とカウントできるというふうなこともありますので、保育士だけではなくて保健師さんとか看護師さんたちを、また給料がちょっと高い人たちでも雇える体制をとれば、なお充実していくのではないかなというふうに思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） やはりいろいろな点から、国の基準よりも少し厳しくするような形でして欲しいというふうなことを、希望を伝えておきます。

それと、あと放課後児童クラブについてお伺いたします。今度の支援制度でも放課後児童クラブにも国が認めて予算を出すわけですが、本町では児童館もたくさんあつて皆さんから喜ばれているわけで、ただこの条例を見ますと定員が40人以下となっております。その中で西小校区では待機児童がいるのではないのでしょうか、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 学童保育事業につきましては、職員、施設、設備について新たな基準が設定されて、質の確保の向上が求められております。また、小学校6年生までが対象となるところが変わってきている部分でございます。

本町は西小学校区に待機児童がということですが、待機児童というのは把握はしてないんですけども、とにかく利用児童数が多いと。そしてまた児童館と児童遊園の間を小さい町道ですけども走っているというのもあって、なかなかあそこに行くと子どもがあふれておりますので、あそこを分けたいなど、人数をちょっと分散したいなどというのは前からある話でありますので、それができないかなということで今後さらに検討していきたいなと思ってます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この前子どもの医療費の無料化の署名を集めるために、各保育園とか児童館とかをお願いして回ったんですが、そのときに今市児童館の方が言われたのは、建物も古い子どもも40名以上、50名ぐらいいるんじゃないですか。それでとにかくもう大変だと、何とかしてほしいというふうなことをお願いされたんですが、そのあたりどう考えていらっしゃるのか、放課後児童クラブ、児童館、今市のほう、西小校区、そのあたりの構想がありましたら町長か福祉課長か、お尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま言われますように、この西小学校区の放課後児童クラブ、今回学童保育というような方向に持っていかれるかちょっとわかりませんが、大変児童数が多くなりまして、そしてまた放課後児童クラブ自体も多くなっているという現状がございます。今市、そして植木の児童館、そしてまた一部が東原児童館という形での対応をしているというふうに聞いておりますけれども、やはり学校の近くにそういう受け皿というものがあるのが一番好ましいというふうに認識しております、これも以前からこれをどうにかしなくてはならんということは内部では十分いろいろと協議を重ねておるところなんですけれども、ただこれについても国の補助事業はあるわけなんです、県が予算を付けないものですから、町としては今のところ新たな施設云々というのは補助事業等では取り組めないという状況でございます。

ですから、これも県知事のほうにもいろいろと申し上げてるんですけど、なかなか県が予算措置しないということですから、そうならばもう町単独でやらざるを得ないのかなということで、先ほどの子育て支援もそうでしたけれども、財源の問題、そのあたりを十分議論しながら、言われるようにこの西小学校区の放課後児童クラブへの対応というのを今検討しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひそのような措置を、希望的観測をもってしていただきたいと思います。

それともう一つ、この条例によると、放課後児童クラブの面積基準が1人当たり1.65平米と書いてあるんです。これはずっと見てみますと、保育所の乳児と同じ基準なんです、1.65平米というのは。これはちょっとおかしいんじゃないですか。乳児と小学生とは全然体格も違って、面積基準のところではちょっとおかしいなと思ったものですからお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 乳児の1.65平米は、1人当たりが広く換算されてるのかなとは思ってたんですけども、普通の幼児とすると、1.65平米という基準は入ってますけども、本町の児童館は全て200平米近くあって相当広い、規準はもう完全にクリアしておりますので、そのことは余り考えていなかったのが事実でございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） わかりました。

最後に町長にお尋ねいたします。この子育て支援制度は9月議会で条例制定、来年4月から実施、この短期間に制度を大幅に変えることに関して、福祉の担当者、子育て関係、保育所関係の担当者は大変な作業をやらないといけないんじゃないかなと。その上に、今ある保育所の建てかえが3つもあるわけです。係の方々は大変な仕事量になってるのではないかと考えますが、この事態を町長はどう考えておられるのか、職員をふやしたりすることは考えなかったのか、そのあたりお伺いいたします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 今福祉課長のほうから、今後事業の推進体制も決めていくという言葉がありましたとおり、今後それを決定してから年明けに人事ヒアリングという形で進めてまいりますので、そこでそういう調整をしていきたいというふうには思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 国が何もかもいろいろと制度改革というふうなことで町に仕事を押しつけてくるわけですが、本当に見ていてそのあたりはわかってたわけで、その上に本町では保育所の建てかえとかいうふうなことがあって、大変忙しいんじゃないかなと外から見ても思うんですけど、町長はそのあたりどう考えてらっしゃるのか、町長のお考えを聞かせてください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これについては先ほど総務課長が言いましたように、各課長のヒアリング等を踏まえて、そしてまた人事関係については実態に合ったところの要望等を踏まえて人員の配置をしておりますが、子育て支援関係のほうは今回26年度に保健師のほうを1人増させてお

りまして、ですからこういう仕事もあると、そして3つの保育園と、3つの保育園についてはほとんど問題のほうで、それぞれの保育園でやるべき仕事でございますので、あとはその補助事業関係のところの指導というのがございますので、そういう意味合いでは今回は重なったというのがあります。そしてまた今回新たな27年度に向けての子育て支援のさらなる見直しと申しますか、そういうものもございますので、大変仕事量を含めて多くなってるなど認識しております。ですから先ほど提案がございました子育てについて特化する何らかの町としての機構改革、そのあたりがすぐできるとは限りませんが、そのあたりもPRしていく意味合いでも機構改革の一つの視点に置くべきかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） ぜひ、やはりそういうことを考えていただいて、職員のほうも仕事量と見合う、そうしないとやはり精神的なストレスで病気になったりとか、今でさえも手いっぱい仕事でされている職員のことを考えたら、そのあたり町長も上に立つ人として目配りしていただきたいなというふうなことを要望しておきます。

それから、次の3番目の子どもの貧困対策について質問いたします。2013年6月に子ども貧困対策推進法が成立しました。2014年1月に施行、8月に貧困の世代間連鎖を打ち切るとの基本方針を掲げた子どもの貧困対策大綱を閣議決定したとの新聞報道がありましたが、本町ではそれに対してどのような施策を考えておられるのか伺います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 平成25年6月に制定されました子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づきまして、子どもの貧困対策に関する大綱が去る9月10日に県のほうから送付されておりますが、大綱に示してあります施策等の検討はこれからというのが実際でございます。

内容につきましては担当課長が回答いたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは答弁させていただきますが、先ほど町長のほうからありましたように、大綱が送付されたのが9月10日でございますが、まだ何も検討等はしてないんですけども、本来本町では従来より児童扶養手当とか児童手当、母子家庭・父子家庭・寡婦医療費助成とか、母子家庭等日常生活支援事業とか乳幼児医療費助成事業、母子寡婦福祉会に加入していただければ生活つなぎ資金の貸付制度とか、母子福祉強化推進事業とか、日用生活物品リユース事業の利用、そしてまた保育料についても国の基準より低く設定するなどの支援策は一応現在まで実施しております。また、本町の生活保護世帯で18歳未満の児童のいる家庭は11世帯でございますが、これらの世帯の就労支援につきましては県のほうが主体で対応されておりますの

で、それを町としてはサポートしているという状況でございます。

大綱に基づく制度拡充、大綱をちょっと読んだんですけども、制度拡充を行うとなりますとまた財源が必要となりますので、子どもの貧困対策に関する大綱等を参考に今後どのような子ども貧困対策がいいのかとか、いろいろ検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） いろいろな福祉面での支援は私も承知しておりますが、子どもの教育の問題で学習支援とかそのあたり、スクールソーシャルワーカーとかそのあたりのことをこれからどう考えていらっしゃるのか、教育課のほうにお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 子どもの貧困に対する大綱では、教育支援としてきめ細かな学習指導による学習支援や、学習のおくれがちな中学生を対象とした学習支援などが重点施策に掲げられておりますが、将来を担う子どもたちが自分の夢や希望を実現できるためにも学力保証することが必要であるというふうに考えております。そのため学校におきましては、貧困の子どもたちを特化した教育ではございませんけども、学力が十分身につけていない子どもたちに対して、昼休みや放課後の時間を活用して個別指導を行ったり、少人数授業において児童間の学力の格差を少しでも縮められるよう心がけているところであります。また教育委員会では、要保護、準要保護児童の家庭について就学援助を行っております。さらに今年度から学校支援地域本部事業の一環として、小学校ごとに地域ボランティアによる「みまたん子夏休み子ども教室」を6日間にわたり実施しました。初めての取り組みではありましたが、子どもたちの学習意欲の向上につながったのではないかと確信しております。今後も学校、家庭、地域、そして教育委員会が連携して、心豊かでたくましく生きる力を持った子どもたちを育てる教育環境づくりを推進していきたいと考えているところであります。

また、ご指摘のありましたスクールソーシャルワーカー等につきましては、国の事業で県が配置しておりますので、三股町にもスクールソーシャルワーカーは都城と兼務した形で配置していただいております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今日本では本当に格差の連鎖というふうなことが言われて、これが経済格差とか家庭環境によって、学力も格差が生まれているというふうなことが言われております。やはり先ほど夏休みに地域支援ということでやられたとお聞きしましたが、やはりそういうことを踏まえて、本町でもこれから学校の先生をやめられた人とか、地域のボランティアとかにやはり手を挙げてもらって、学習支援を週1とかでもやれないのかどうか。やはり子どもた

ちも小学校高学年から塾に行ってる子どももいるわけだから、そういう貧困家庭の方々は塾にも行かれない、学力が落ちるとまた学校にも行きたくないというふうなことになるかねないわけですから、子どもたちにわかる喜びをして、子どもたちが本当に学習意欲を引き出せるような支援をできないのかなというふうなことを思いますので、そのあたりどのように考えてらっしゃるのか、もう一回お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 先ほどの答弁の中で、夏休みのみまたん子ども教室の話をしていただきましたけども、実態をちょっと紹介しますと、6日間の子どもたちの人数が、延べではございますけども756人、ボランティアの方たちが延べ人数ではございますが218人ということで、たくさんの方たちにご協力いただきました。町内の教職員OBの方を含めて、一般の方も含めて、あと南九大の学生さんたちもたくさんボランティアとしてご協力いただいたところであります。ことしが初めてでしたので不安なところもあったんですが、子どもたちも熱心に学習してくれた、地域の方々も子どもたちとの触れ合いで楽しかったというような、自分たちも久しぶりに子どもたちと触れ合った、生きがいにもつながったというようなことも聞いて非常にうれしく思っているところです。

その中で、ご指摘のありましたこういった学習支援で週1回でもというお話がございましたけども、今国のほうでも土曜授業の復活だとか、土曜日が週休2日になってなくなったわけですけども、またそれが学力、あるいは授業時間の確保とかで動きが出てきておりますけども、今県内ではまだ浸透はしておりません。ただ今後、今おっしゃるように土曜授業というのは教育課程内であるものですので、いろんな勤務時間等の問題が出てきます。ただ土曜学習というものは地域の方々の支援をいただきながらの学習ということになってきますので、これについて年間どのぐらいできるか等も含めまして、今後検討はしていきたいなというふうに思っているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今県内でも延岡市が生活困窮世帯等への学習支援、それから高鍋町がボランティアを募ってそういう子どもたちへの学習支援をするというふうなことを新聞報道で見ましたが、やはり本町でも文教の町みまたと言われる町ですので、本当に子どもたちへの学習支援を夏休みだけじゃなくて、やはり春休みとか冬休みとか少しずつでも拡大して行って、子どもたちに少人数で丁寧に教えてやって、わかる喜びが子どもたちになされていけばほかのことにも意欲がつながっていくわけですから、そのあたりぜひ検討課題として前へ進める施策をお願いしたいんですが、どうでしょうか、よろしいでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 先ほど申し上げましたけども、進めていくためには地域のボランティアの方々の協力というのが非常に大きなウエートを占めてまいります。今後はそういった方々の啓発を含めて、少しでも参加していただけるということを狙いにしていきたいというふうに思っております。その上で前向きに検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 最後に町長にお尋ねいたしますが、今奨学資金が、ほとんどが貸し付けですよね。それでやはり家庭の事情で能力があるのに大学とか高校に通えない子どもも、貧困家庭もあるわけですので、本当に選抜してでもいいから1人でも、2人でも給付型の奨学資金を創設することはできないのか。国はこの子育て支援、貧困対策で言いましたけど、そのあたりが抜けてるんですよ、今度の予算にはしてないわけで。町では国に先取る形で給付型の、昔は給費生というのがいたわけで、そのあたり町長として考えていらっしゃらないのか。えびの市では今度成績優秀者に奨学金を給付するというようなことを打ち出したみたいですが、そのあたり町長のお考えをお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今本町では都城と連携しながら、都城の育英資金、そちらのほうに取り組みまして、そちらのほうで対応されなかった方については三股町で救うという形で、今奨学資金を運用しております。ですから、まずはやはりこの給付ではなくて貸与という部分で、そしてまた給付につきましては日本育英会のほうもあろうかと思っておりますので、そちらのほうで対応していく。やはり限られた財源をいかに使うかということなんです。先ほども言いましたけども子育て支援に使うためには、この財源をほかを削らなくてはならんわけですから、そのあたりは議会の皆さんも十分今後条例改正等を提案いたしますので、理解していただきたいなと思っております。やはり全てのことをできるわけではありません。やはり今のところは選択と集中の中で、今子育て支援の入院費のところの拡大というものに絞っておりますので、ご理解方お願いしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） それでは、災害対策についてお尋ねいたします。今局地的な大雨や土砂災害、火山の噴火など全国的に災害が発生し、心が痛みます。本町でも平成17年9月に土砂災害で2名の方が亡くられました。本町での防災計画は立てられておりますが、このところの記録的短期間大雨を経験しますと、この防災計画の見直しは必要ないのかどうかお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この地域防災計画の見直しについてのご質問でございますが、地域防災

計画は災害対策基本法第40条に基づきまして、三股町防災会議が策定する計画でございます。三股町、そして防災関係行政機関、住民とが、その全機能を有効に発揮し、地域における災害予防対策、災害応急対策及び災害復旧対策を実施することにより、地域の保全並びに住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的としてつくる計画でございます。

現在の地域防災計画は平成20年3月に改定したものです。質問にあります集中豪雨や南海トラフ地震等を踏まえた避難対策の推進及び避難所、避難経路の見直し等を含めた避難所計画を作成するなど、国の防災基本計画、宮崎県地域防災計画及び関連法令との整合性を図りながら今議会に関係予算を上程し、今年度見直しを行う計画でございます。

また、地域防災計画の中では第2地区、3地区、4地区、5地区、6地区の一部の箇所を土砂災害危険区域として指定しておりますが、そのほかに地元の要望に基づき毎年県土木事務所、農林振興局をはじめ、警察署、自衛隊、消防署、消防団とともに土砂災害のおそれのある箇所の点検、協議を毎年実施しているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 今話を聞いて少し安心しましたが、本町にも災害危険箇所が、Aというのが36カ所、地すべり地区2カ所、急傾斜地28カ所、土石流地区6カ所、これらの危険箇所の整備、それらは年次的に順番がもう決まってやってらっしゃるのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） ただいまご質問のありました急傾斜、土石流災害というところにつきましては、随時県のほうへ要望して県営事業で実施しております。本年度、今は寺柱地区の砂防事業を実施してもらっているところでございます。あと急傾斜におきましていろいろな高さや角度の要件がございますので、そういうところにつきましては要望を行ってございまして、随時採択して事業を実施してもらっているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） この異常気象等、土砂災害というふうなこれを読みますと、1時間当たりの雨量は70ミリというふうなことを書いてあるんですが、今現在全国的に1時間当たり70ミリとはいわない大雨が降ってますが、そのあたりを考えて危険箇所の拡大とかいうふうなことはないのでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 今言われた警報・注意報発表の基準ということで、70ミリというものが気象庁のほうから示されているのであって、ケースによってはかなり大雨が降るといってもございます。

一方、先ほどから出ております土砂災害の危険箇所、こちらにつきましては一定のやはり基準がございまして、高さが5メートル、そして角度が30度の傾斜ということで、さらにその下に住宅、または公共施設等があること、道路も公共施設に入ると思いますけれども、そういうのがあるところを県のほうで指定していくということで、全体でそれぞれ先ほど言われたのはAだったんですけれども、100カ所近いところが町内に指定されてるところでございます。

独自にと言われると、先ほど町長の答弁にもございましたけれども、毎年土木事務所、振興局、それから警察、自衛隊、消防署、消防団とともに危険箇所点検を行っております、新たな場所もそういう形で点検、調査をしておりますので、独自のもあれば町のほうで単独指定というのも可能だということ考えております。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 開発行為、これは民間がやったりするわけですが、やはりそこらあたりの認可とかいうふうな形、広島あたりでは物すごく山の近辺に開発行為がなされて住宅が建ってましたが、本町でもそのあたりがなされてるところがあるのではないかな。そのあたりの開発行為に対する規制、そのあたりはどう考えてらっしゃるでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 都市計画区域内の開発行為につきましては、1,000平米以上について開発行為の許可が必要になります。最終的には土木事務所の建築主事のほうで許可という形になるんですが、あと都市計画区域外の山手側のほうの開発行為になりますと、地域政策室のほうで指導という形になっておるんですが、それにおきましてもある程度土木の構造基準等を踏まえて、そのとおりに設計されているとか、そういうところ辺は一応審査はさせて、指導はしていると思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 最後に、やはり本当にそういう事故が起こらないように、厳しくそのあたりも、今本当にどういう、思いもかけないような100ミリ以上の雨が短期間に降ったりして土砂が流れ出すというふうなことも起こり得るわけですので、そのあたりも厳しくチェックして、大変でしょうけど頑張ってくださいなというふうに思いますので、これで私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで11時25分まで本会議を休憩いたします。

午前11時11分休憩

.....

午前11時25分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位 2 番、池邊君。

〔1 番 池邊 美紀君 登壇〕

○議員（1 番 池邊 美紀君） 皆さん、おはようございます。

さきに行われました三股町長選挙におきましては、無投票で木佐貫町長が再選ということになりました。1 期目は最初だからという温かい目で見ると向きもありますが、2 期目となるとそうはいきません。町民からそれなりの成果、また結果が求められていきます。ぜひ木佐貫町長におかれましてはリーダーシップを発揮していただきまして、ほかの自治体が手本にするような三股町にさせていただきたいというふうに思います。いわば将来の三股町民が、木佐貫町長がいたから今の三股町があるんだと、そう言ってくれるような、町長が自身のパンフレットの表紙に書いた「夢あるふるさと」を全町民が実感できるような、そういったまちづくりを2 期目に期待しております。

さて、リップサービスこれぐらいにいたしまして、質問に入ってまいります。町長は5 つのプロジェクト、10 のまちづくりを掲げておられます。1 期目の公約と見比べると、よく言えばぶれてないなというふうなことになりますけれども、かわりばえしないなというふうに感じるところです。

そこで質問であります。町長の公約の一つである産業いきいきプロジェクトにおける雇用創出、所得の向上及び地場産業の育成、企業立地について質問いたします。続きは質問席から行います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 町長の公約について、産業いきいきプロジェクトにおける雇用創出、所得の向上及び地場産業の育成、企業立地についてのご質問についてお答え申し上げます。

私は重点施策としまして5 つのプロジェクトを掲げたところでございます。その中の産業いきいきプロジェクトについてのご質問でございますのでお答えいたします。この産業いきいきプロジェクトでは、農商工学の連携で農畜産業の振興や6 次産業化に努め、雇用の創出、所得の向上、交流人口の拡大を図る取り組み、そして地場産業活性化づくりとして地場産業の育成、企業の立地・促進、ふるさと納税の推進を掲げたところでございます。雇用創出、所得の向上に関しましては、まず農林商工業の連携が一つの方策であると考えます。まず、現在計画的に取り組んでおります畑地かんがい事業を活用した露地野菜やキュウリ、イチゴ、トマト、マンゴーなどハウス栽培を推進し、JA や地元企業、例えば霧島酒造、白はと食品、上沖産業、セイカワールドと連携をするとともに、和牛生産や肥育ブロイラー、子豚生産など農畜産業の振興を図り、雇用

の創出、所得の向上につなげていきたいというふうに考えております。特に現在進行中のゴマやアーモンド、プチヴェールなどの新規作物や、どぶろくや漬物など既存素材の6次産業化には、農商工の連携に加え産学官の連携で臨むことというふうに考えております。さらには6次産業化で開発された特産品と、継続的に生産、販売するシステムを構築することで雇用創出と所得の向上を図りたいというふうに考えております。また、雇用の創出につきましては地場産業の育成、支援と、企業の立地促進も重要だというふうに考えてます。地場産業の育成支援につきましては、住宅リフォーム事業やふるさと納税の推進による支援とともに、空き店舗を活用した店舗誘致や、新たな利活用による中心市街地のにぎわい創出など、地場産業の活性化につながるよう検討してまいりたいと考えてます。また、地元企業を対象とした特別融資制度も充実するというふうに考えているところでございます。

企業立地につきましては、雇用の場の創造と所得の向上を図る上で重要な施策だというように考えております。これについては6月議会で議員から質問を受けお答えしておりますけれども、交渉中であった3件のうち、食物を扱う企業が本町へ新規立地される案件につきましては、9月22日に開催された三股町企業立地促進審議会をしました結果、9月30日付をもって企業立地工場として指定するとの答申がございました。この企業は既に事業開始されており、新規雇用者13名となっております。また、必要なパート職員についても随時町内から雇用していくというところでございます。なお、立地交渉中である他の2件も含め、今後も企業立地に向けた取り組みを継続して推進してまいりたいと考えてます。

ところで、8月25日に都城地区企業立地促進協議会が設立されました。これは県、市、町及び関係機関が連携し、情報共有を図りながら効率的な企業立地活動を行い、都城地区への企業立地の促進を図ろうとするもので、本町としても積極的なかわりを持ち、企業立地につなげたいというふうに考えているところでございます。

以上、回答といたします。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 1期目を終わられて、現在2期目に入っていくわけですがけれども、1期目と果たして2期目に向けて新しい事業というのは考えてらっしゃらないのかということをお尋ねします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、この立候補に当たって大きなテーマとしまして、駅周辺の活性化、その中の一つが五本松団地と射場前、そしてまた榎堀団地の統廃合、これについて、これは大きな事業だというふうに考えてます。それとまた、それぞれ地域特性に応じた地域づくりをやっていこうと。そしてまた、やはり雇用の創出、そういうところのものは継続してやっていくという

ようなこと、そして子育て支援についても力を入れたいということで、やはり継続しながら、そしてまたその中を安定させながら、そしてそれを一歩ずつ確実につなげていくということが大事だろうと思います。ですから新たに、新規に云々というのは、先ほど言いました大きな事業が幾つかございます。そういうところを見ていただければというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） やはり2期目というふうなことで、町民の期待も大きいわけでありまして。今おっしゃられたようなことというのは、1期目で十分下地ができたところでありまして、産業関係、そして雇用関係を創出するためにも新しい何かというのを見出していきたいと思っておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今お話ししたように、やはり本町の売りは何かというところを起点にしながらか、それを発信していくということによろしいではなかろうかと私は考えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 安倍政権では2014年7月25日にまち・ひと・しごと創生本部、通称地方創生本部を設置いたしまして、9月2日の第2次安倍内閣で石破氏が地方創生大臣となりました。この地方創生の根本は、来る人口減少と東京一極集中という両問題の共通解に地方再生というテーマを設定した点に特徴がある、これはご存じのとおりだというふうに思いますが、この中身が国会のほうでは明らかになってきています。人口の問題、少子高齢化の問題もありますが、今回はそれが論点じゃありませんので省きますが、今回見えてきたのは地方自治体の声を反映し、幅広い事業で利用できる交付金の形というのが見えてきております。地方の活力を生かす施策を募集して、それに対して予算をつけるという形式のような感じでありまして、全国津々浦々、名産品もあり特色もあります。その中で自治体を選ばれるというのは実現性の高い事業、また地方の知恵比べというようなものになって、よういどんで始まるわけですから、待っていても来るようなものではありませんので、ぜひ木佐貫町長のアイデアと熱意で交付金の獲得に、「夢あるふるさと」三股町のすごさを全国に発信して知らせてほしいというふうに思いますが、そのあたりは町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） まち・ひと・しごと本部のほうで、今どういうふうなメニュー等を検討されてるみたいですが、中身をちょっと見てみますとまだまだ区町村全体に行き渡るというメニューではなくて、その地域の中心市あたりに発信するような内容等もございます。まだまだこの中身の精査をしまして、本町としましてはやはりこの総合戦略という形での取り組み等は

前向きに、大いにやっていきたいというふうに思います。このメニュー等、十分これからが勝負かなというふうに考えます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） しっかり精査をしていただきまして、ぜひ三股町が潤うような、そういうふうな施策に反映していただきたいというふうに思います。

次に進みたいと思います。学校教育の充実で、これまで教育における環境整備というのがなされてきておりますけれども、教育レベル向上の具体策はという質問であります。回答をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 教育委員会といたしましては、これまで長田小学校における複式学級の解消や、特別な配慮を要する児童生徒への支援のため、町雇用の支援員を配置して、きめ細かな指導による教育の質の向上に取り組んでおります。また、国内や海外へ児童生徒を派遣し、現地でさまざまな交流や体験活動を通して将来を担う人材の育成に努めているところでございます。また、本年度は学校支援地域本部事業を立ち上げまして、ボランティアによる夏休み子ども教室を小学校ごとに実施いたしました。さらに、幼保小連携事業にも取り組みまして、幼稚園、保育園、保育所から小学校への円滑な接続ができるように合同研修会を実施し、先生方の指導力の向上を目指しております。

今後は文教の町として、学校のみならず家庭や地域の教育力の向上が重要であると考えております。そこで教育について関心を高めていただく機会として、10月18日に「文教みまたフェスティバル」を開催いたします。これは活動を通して、文教のまち三股町として地域総ぐるみでみまたん子を育てていこうという気運を高めるとともに、教育レベルの向上に努めてまいりたいというふうに考えておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） それでは教育長にちょっとお尋ねしますが、今回全国学力テストがありました結果が出ておりますけれども、文教のまち三股町の教育長として、この結果をどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 学力テストの結果につきましては、全協でちょっと大体の概略を報告したところでありますが、教育長自身としては数字に一喜一憂することなく、あるいは順位とか数字に一喜一憂することなく、基本の部分を中心に捉えて地域とともに、教育は、いわゆる学力というのは、向上のためにはこれをやればよいという特別な策というのは簡単に出るものではないかと考えております。そこで長く捉えまして、学力も含め、教育はいわゆる全人教育を目指しておるとこ

ろでございます。学力も含めまして、いわゆる体育の面だとか、徳育の面だとか、いろいろな総合的なものを目指しているのが教育でございます。その中での学力テストというのは、いわゆる子どもたちが学んだものの一環でございます。だから、その結果に一喜一憂することなく、地道に地域とともに取り組んでいきたいというふうに思っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 私は、この三股町の教育長としては、今の答弁というのはふさわしくないのではないかなというふうに思っています。子どもたちはまだまだ伸びるというふうに私は思っています。そういうことを考えると、現場のほうに教育長の熱意をしっかりと伝えていただいて、学力向上に伝えていくべきではないかなというふうに思いますが、教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） このテストの結果は真摯に受けとめております。そして各学校に対して、その向上策につきまして課題をどう捉えているか、そして学校のいわゆる指導方法の工夫改善につきましてどのような手段で取り組んでるかということについては、校長等指導いたしまして、その改善策を今求めているところでございます。学校についてはそういうことで、あるいはまた町全体を含めましても、今県の指定を受けまして、タイトルは「宮崎の子どもの学力を伸ばす総合推進事業」というものでございますが、指定を受けましてことしから3年間でその取り組みをして、これも小学校、中学校、高等学校が一緒になって子どもの学力を伸ばすということで指導、いわゆる授業のパターンだとか授業のモデルケースをつくったり、あるいは家庭学習のあり方等を含めて一体となった取り組みを推進し、3年後にはその成果を発表したいというふうに思っております。そういった意味で、教育委員会で作っております教育研究所を中心とした取り組み、そして各学校の研究として、それを今着実に推進しているところでございます。

そういった取り組みは実施しているところでございますが、いわゆる結果というのは毎年子どもたちの実態に応じて、点数だとか順位だとか毎年変わります。よって、ことしの結果が全てだというふうには思っておりません。よって、長い目でやはり一体となって取り組むことが必要かなというふうに思っておるところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） とはいえ、やっぱり優秀な地域というのはずっと優秀なわけで、そういうふうなところもしっかり見きわめたところでやっていただきたいというふうに思います。

町長にちょっとお尋ねいたしますけれども、私は今回、23年度から今回までの木佐貫町長の所信表明を全部読み返してまいりました。そんな物好きは私だけかもしれませんけれども、全くと言っていいほど変わっていない箇所がありました。それが学校教育のところでありました。ちょ

っと読み上げますけれども、学校教育については、教育基本法の理念と町民憲章の精神を基調とし、特色ある教育、学校づくりに取り組むとともに、体験的学習や問題解決的学習などの手法を取り入れ、児童生徒が意欲的、主体的に取り組む、豊かな思考力や表現力、想像力を育成できる学習体制づくりを推進してまいりますというふうに、23年度から変わらずやってきて、今回26年3月の分はちょっと書き加えられておまして、「知・徳・体の調和のとれた豊かな人間性を育む」という文が追加をされているぐらいの感じでありました。つまり教育長や学校現場に木佐貫町長の熱意というものが、これは伝わっていないじゃないかなというふうに私は思うんですけども、町長自身は子どもたちの学力向上に対してどのような見解をお持ちなのかお答えください。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 施政方針のお話ありがとうございました。施政方針につきましては本町の総合計画に基づいて、その施策を実行するという観点からつくっておりますので、大体同じような内容と文脈になっていくということをご理解いただきたいなというふうに思います。毎年毎年政策が変わってくるというのは、これこそ行政の安定性に欠けますので、その点をご理解方お願いしたいなと思います。

この質問の中で環境整備ができたということでちょっと評価はされておりますけれども、といいますのも町としましてもやはり教員の先生たちの授業力アップのために書画カメラの導入、それとかまた指導要領等の軽減のためにICTを活用した取り組みと、いろんな形での学校支援等、積極的に三股町としてはさせていただきました。これについては県内でもトップクラスに位置するんじゃないかなというふうに思います。

そういうふうな環境が整って、それからその先生たちの力を今度は子どもたちの教育に熱意を伝えていくと、そういう事業が学力向上につながるような努力をしていただくということがこれから大事だというふうに思います。そういった意味では、また成果はこれからかなというような気がします。そしてまた今教育長からお話がありましたように、この学テの結果を真摯に受けとめまして、そしてやはり子どもたちの学力向上にどうつなげていくか、先ほど上西議員のほうからもお話がありました。町としましてもやはり学校だけの取り組みではなくて、放課後児童を含めていろんな取り組みをさせていただいて子どもたちの学力を向上させていく、そういう努力も今後させていただきたいなというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 私が今回あえて町長にこの質問をぶつけたというのは意味がありまして、もとの五ヶ瀬町長の飯干町長、それから今の日南の市長さんのお話を先日聞きまして、お二人に直接私は聞きました。町の教育レベルの向上というのはどこで変わってきますかと聞き

ましたら、それは首長の考え方一つなんだというふうにおっしゃったんです。といいますのは、三股町で考えると、やはり町長がどのように考えているかということ、そしてそれをどのように教育長が酌み取るかということ、そしてそれをどう現場に反映していくかというふうなことになるかというふうに思っております。ですから、あえて今回質問させていただきました。このことを聞きまして、町長は今どのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 全くそのとおりではないかなと思います。やはりどういう熱意があることによって、それをやっぱり教育委員会がどう受けとめていただいて、そしてそれを実践していくかという意味合いで今回夏休みの子ども教室、これについても以前から教育長にお話ししまして、今回この支援法も立ち上げまして、そして実行していただきました。本当にありがたいなと思います。そしてまたこれを、先ほどの議員の回答ではありませんけれども、これを拡大していくという努力も今後されるのではないかなと。そういう意味合いでは、子どもたちの学力向上、これは非常に重要なことでございます。そして本町ではそういうアスリートの町というのも掲げております。要するにスポーツと、そして学力との文武両道、こういうふうな子どもたち、そういう健全な子どもたちの育成、そういうものを目指していきたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 12月に予算の査定がありまして、来年度の、次年度の予算が次々決まっていく時期ですので、この時期にあえてこの質問をしておりますが、以前から私が質問しております小学校の全児童のテスト、学年を分けてでもいいんですけども、中学校に入って慌てるというふうなことはやはりあるというのが実情なんですね。ですから小学校の段階で自分のとこの子どもが今町内で何番ぐらいにいるんだ、中学校になったらこれぐらいのレベルしかないんだというようなことを、実情をつかむための何らかの方策はできないかというふうに何度も質問しております。その辺は教育長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 以前も議員からお尋ねがあったところでございますが、前にもお答えしましたように今いろんなテストがございます。9月には小学校6年生と中学校2年生の宮崎学力テストもございました。そのほか秋田県も同じ、今宮崎県と大体同じようなテストの流れです。そして单元ごと、数学とかなんですけどもウェブ学習单元評価システムというのを実施しております。これは秋田県が先にやりまして、今宮崎県も取り組んでおります。これは单元ごとにすぐテストを実施しまして、それをぱっと入力しますと今どこが、自分のとこの学校がどのぐらいの達成率かというのが即時に出るといふ、県内の分、それと教科によって单元ごとにやっております。

す。それを今他の教科もということで、県で今それを実施しつつあります。そのほか、テストを町内での順位、位置づけというのがどうかということでの早く知らせたほうがいいんじゃないかというご指摘なんですけども、以前こういう全国テストというのが昭和40年前後にあった時代に、一旦なくなりました。10年間ぐらい続いてなくなった。弊害がたくさん出ました。これはそういった点数にこだわったために、いろんな弊害が出たということでなくなって、新たにまた全国でできたわけなんですけども、いろんな問題点、もう順位だけにこだわるというような問題点も出てきます。そして今公表しないのも、いわゆる長田小学校は1クラスが数名ですので、個人が特化されるおそれがあるということからいろんな問題点もありまして、今公表等には至っておりませんが、テストを実施する、しないということにつきましても、昨年度も校長会等で審議をいたしまして、ほかにもいろんな業者テストもあるものですから、かなりふえるということでいろんな子どもへの負担等も考えまして、現状でいいのではないかとということで判断したところですが、再度また今後慎重に、いろんな関係者を呼んで中で検討していきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 小学校の段階でやっぱり、業者テストでもいいと思うんです。業者テストでもいいので、中学校に入ったときの大体の自分のレベル、自分の子どものレベルというのがわかれば中学校になって慌てなくてもいい。中学校になって慌てて勉強し始めても、なかなか追いつかないというふうなことは先生も、教育長は先生を経験しておりますのでよくおわかりだというふうに思っておりますので、基礎学力の段階でそれを示していただきたいというふうに思っているところでございます。

次に進んでまいります。障がい者雇用についてでございます。障がい者雇用の現状と対策についてお尋ねいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 障がい者雇用についてのご質問でございます。障がい者の就労意欲は近年急速に高まっておりまして、障がい者の皆さんが職業を通じ誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、国の施策として障がい者雇用対策が進められております。障がい者雇用促進法においては50人以上の従業員がいる企業に対し、雇用する労働者の2%に相当する障がい者を雇用することを義務づけています。国はこれを満たさない企業からは納付金を徴収しており、この納付金をもとに、雇用義務数より多く障がい者を雇用する企業に対して調整金を支払ったり、障がい者を雇用するために必要な施設整備費等に助成したりしております。障がい者雇用率の現状につきましては、都城ハローワークに確認したところ、三股町内における障がい者雇用が義務づけられている企業が5社あり、本年6月現在5社とも障がい者雇用の法定雇用率を達成してい

るということでございます。

本町の障がい者雇用についての対策については、担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 福祉課におきましては、一般企業に障がい者の方々が就職できるようにというような対策をとっておりますので、それを説明させていただきます。

障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律のもと、現在障がい者のある方々を可能な限り地域社会に受け入れる方向を目指して、さまざまな障がい者施策が行われております。福祉課では障がい者福祉サービス事業における就労事業として、就労を希望する65歳未満の障がいのある方に対し、生産活動や職場体験などの機会の提供を通じ、就労に必要な知識能力の向上のために必要な訓練、就労に関する相談や支援を行い、一般就労に必要な知識・能力を養い、本人の適正に見合った職場への就労と定着を目指す就労移行支援事業というのを実施しております。また、企業等に就労することが困難な障がいのある方に対して、雇用契約に基づく生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上などに必要な訓練などを行い、一般就労に必要な知識や能力が高まった方は最終的には一般就労への移行を目指す就労継続支援A型事業、また通常の事業所に雇用されることが困難な就労経験のある障がいのある方に対し、生産活動の機会の提供、知識及び能力の向上のために必要な訓練などを行い、生産活動や就労に必要な知識や能力が高まった方は就労継続支援A型や一般就労への移行を目指す就労継続支援B型事業を行っており、現状での町内の利用者数は就労移行支援事業が8名、就労継続支援A型事業が21名、就労継続支援B型事業が56名となっております。また旧寿屋の1階にはみやこのじょう障がい者就業・生活支援センターが開設されて、障がい者の雇用、保健福祉、教育等の関係機関の連携拠点として、就業面及び生活面における一体的に相談支援が実施されており、本町も利用させていただいております。またさらに平成24年6月に、国等による障がい者就労施設等からの物品の調達の推進等に関する法律が制定されましたが、本町も障がい者就労施設の受注の機会を確保するため、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務に対する需要の増進等を図り、障がい者就労施設で就労する障がい者、在宅就業障がい者等の自立の促進に寄与するための配慮を行っているという状況が、対策として行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 私のほうから産業振興、特に国とかハローワーク等に関する部分での障がい者雇用について、対策等をご紹介させていただきたいと思っております。

障がい者本人に対しましては職業訓練、あるいは職業紹介、職場適応援助者等の職業リハビリテーションを実施して、それぞれの障がい者に応じたきめ細やかな支援を国のほうがなさってお

ります。その中で障がい者を雇用することにつきましては、国の特定就職困難者雇用開発助成金の制度というのがございます。この制度の中で社会福祉法人など、先ほど福祉課のほうでありましたが、障がい者支援団体を通じて、まず職場実習などで体験をしてもらうことで本人の適正を見きわめ、そして就労が可能であると判断された後に、ハローワーク等の紹介をもって継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に対し、助成金を支給する形となっております。ほかにも条件等がございますので、細かなところはハローワーク等にご相談されるよう勧めているところです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 他自治体で障がい者雇用制度としてはファーストステップ、奨励金とか障がい者トライアル雇用奨励金などがありますけれども、三股町で雇用した場合に、この通年の雇い入れというのは難しいけれども、アルバイト・パート、いわゆる今お話が出たようなトライアルというふうな感じの雇い入れというふうなのがあるのではないかなというふうに思っています。

そこで障がい者の方たちのお話を聞いたところ、やはり企業がまず理解をしてくれるということ、それから企業側の話を聞くと、やっぱり人件費を抑えたいので使うというところがこれはあるんです。そう考えますと人件費の上乗せ、例えば50円とか30円とか、そういったところあたりも考えてもいいんじゃないかな、それは三股町独自の施策としてやってもいいんじゃないかなというふうに思うわけです。というのは、最低賃金の引き上げというのは必ずから始まります。26年10月16日からの施行というふうに宮崎県はなっておりますので、人件費も上がっていくというふうなのはどこの企業も認識しているところでありますので、ぜひ障がい者雇用をされる場所に賃金の上乗せができるような、そういう施策ができないかということでもありますけれども、町長、そのあたりはどのようにお考えでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ただいま産業振興課長が回答いたしましたように、雇い入れた場合のいろんな国の制度等、助成等がございます。まずはそちらを第1次的にいろいろとご相談いただきまして、そしてそれで問題があればいろいろとまた検討させていただきたいと思っておりますけれども、第1次的にはやはりこのトライアルの雇用奨励金もございますし、そしてまた発達障がい関係とか難病関係、中小企業の、そしてまたこれについては本人への助成とともに企業への助成というのもございますので、ぜひそちらのほうをまずはご利用いただきたいなというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 先ほど話をしましたけれども、雇い入れる側としてはやっぱり人

件費を抑えたいというふうなこと、障がい者の側からすれば少しでも社会参加をして豊かな生活につなげたいという思いというのがこれはあるわけですので、ぜひこれを前向きにご検討いただきたいというふうに思います。こういうふうなものがなされれば、やはりこの三股町としての障がい者に優しい町というのが十分PRできるというふうに思っておりますので、前向きにご検討いただきたいというふうに思います。

最後になりますけれども、2期目となります木佐貫町長に対して大いに期待をしているところでございますが、同時に厳しい目をもって注視をしていきたいというふうに思います。三股町民が町長が掲げている夢ある町という気持ちになるような、そういうふうな町政に期待をしておりますので、最後に町長のほうより一言お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回2期目に当たりましてマニフェストという形で、前回のものが54項目ほどございました。大体それに似たような形のメニューを新たにいたしまして、5つのプロジェクト、10のまちづくりは変わりませんが、中身は変えております。それにつきましても町の職員の皆さんに来ていただきまして説明会をいたしました。思いというのを伝えました。それをどう理解するか、また職員のそれぞれでしようけれども、しかしこのマニフェスト、要するに公約を一つ一つ実践することが町民への期待に応える方法だというふうに考えてますので、誠心誠意努力をしたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 池邊君。

○議員（1番 池邊 美紀君） 以上をもちまして、一般質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで昼食のため、午後1時30分まで本会議を休憩いたします。

午後0時00分休憩

.....

午後1時30分再開

○議長（山中 則夫君） 開会前ではありますが、池田さんから欠席の通知が来ておりますので報告しておきます。

休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位3番、内村君。

[4番 内村 立吉君 登壇]

○議員（4番 内村 立吉君） 発言順位3番、内村です。午前中に今定例会で執行部から説明、そして午前中に2人の議員からいろいろと質疑がなされました。その中でダブるような面もあります。皆様方のご理解をよろしくお願いいたします。

本町は自主自立を選択してきょうまで来ています。町長の2期目に際しての所信表明が行われ

ました。1期に引き続き5つのプロジェクト、10のまちづくりが掲げてあります。2期目に対する町民の期待は非常に大きいものであろうかと思えます。また、国では第2次安倍内閣がスタートしております。人口減少克服、地方創生に向け、政府のまち・ひと・しごと創生本部が動き出しております。人口減少対策の理念を明記したまち・ひと・しごとの創生法案や、国のさまざまな地域支援策の申請窓口を一元化する地域再生法改正案などの成立を急ぐと言われております。本町におきまして、この中で人口増という町でもあります。そしてこの政府の創生法案を大いに活用していただきたいと思っております。

今怖いものは、噴火、津波、台風、竜巻、大雨、猛暑等々と言われております。ことしも猛暑による熱中症、台風被害、竜巻、噴火、大雨による河川の氾濫などが相次いでおります。県内に台風が次から次へと接近して、天候不良も続きました。日照不足や雨が多く、台風の影響でいろいろな行事が延期、中止で悪天候に悩まされております。本町におきましては避難準備、避難勧告が出されております。本町におきましても避難された地区、ところがあったかと思えます。そのような地区はどのようなところで避難されたか、そこの辺の対応を伺いたいと思えます。あとは質問席にて質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 防災対策についての内村議員のご質問でございますけれども、具体的には担当課長のほうに回答させますが、まず9月27日に発生しました御嶽山の噴火でとうとい人命が失われたことにつきまして、お亡くなりになられた方、そしてそのご家族の皆様にご謙んでお悔やみを申し上げたいと思えます。また、けがを負うなど被害に遭われた皆様へ、心からお見舞いを申し上げます。

ことしに入りましてから2月の関東甲信を襲った大雪被害を初め、各地に水害をもたらした台風、広島のと砂災害、そして御嶽山の噴火と、立て続けに自然災害が発生し、自然の猛威を思い知らされているところでございます。本町においても町民の安全・安心、信頼に応えるため、常在危機の覚悟でふだんから備えることが重要であると改めて考えているところでございます。

ご質問の台風被害の状況については、担当課長のほうから回答させます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） きょうの冒頭に台風19号の状況についてということで報告いたしましたので、ご質問には11号についてということで答えていきたいと思えます。

7月29日に発生した台風11号につきましては、8月3日に中心気圧が920ヘクトパスカル、瞬間最大風速75メートルといった猛烈な台風に発達し、その後も強い勢力を持ったまま九州に上陸するものと予想されておりました。このことから8日の午前5時には元気の杜を自主避難

者のための避難所として開設し、翌9日午前5時には土砂災害のおそれがある第3、4、5、6地区に避難準備情報を発令、同時に4カ所の避難所を追加開設したところでございます。その後、三股町に土砂災害警報が発令され、長田地区が土砂災害の危険性が高まったということから、午前9時45分、第5地区に避難勧告を発令したところでございます。この台風11号による被害につきましては、お1人の方が自宅屋根から転落されまして病院へ搬送されたとの情報がありましたけれども、その他の人的な被害報告は受けておりません。また家屋の損壊等もなく、公園や道路において倒木、一部のり面の崩壊等がございましたけれども、消防団等の迅速な対応等により影響はほとんどない状態でした。

それから質問にございましたどのようなところに避難されたかというところで、先ほど5つの館を避難所として開設したと言いましたけれども、まずは元気の杜のほうに10世帯14名の方が避難されております。それから3地区分館のほうはどなたも非難されませんでした。4地区分館につきまして2世帯5名、それから避難勧告を出した長田地区が長田小学校の体育館ということで8世帯18名、6地区分館も開設したんですけど、こちらもどなたも見えなかったということで、合計20世帯37名の方が避難されたところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 被害といいますか、災害は予期したときには起こらないわけですから、災害というのは忘れたころにやってくると言われます。その中で午前中の質問にもありましたけれども、災害区域といいますか、危険なところがあつちに傾斜が何とかあるというようなことも言われましたけれども、水の災害、風の災害とかいろいろあるわけですよ。水路というのがやっぱりあつたりして、その災害というのもありますから、その中で危険区域というのをつかんでらっしゃるかもしれませんけども、自然が起こる災害ですからそのようなところの災害もあろうかとも思いますけども、役場としてこのいろいろな災害対策本部を構えてらっしゃると思うわけですけども、そのようなことに対して伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） まず午前中とちょっと重複しますが、今町内で急傾斜地の崩壊危険箇所ということで70カ所、こちらは午前中も説明しましたけれども、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上で、なおかつ人家や公共施設に被害を及ぼすおそれがある地域ということで、これが70カ所。それから土砂、土石流の危険渓流ということで、こちらのほうが40カ所、こちらの渓流の勾配が3度以上あるということで、そういうところを40カ所指定しております。それから地すべり危険箇所ということで、こちら空中写真のほうから持ってくるそうなんですけれども、地すべりの発生するおそれがあると判断された区域のうち、河川、

道路、それから公共施設、人家等に被害のおそれのあるところを7カ所ということで、100カ所を超える危険区域をしております。

そのほかにということで、基本この地域を消防団と連携をしながら、災害が発生するおそれがあるということで巡回等お願いしております、午前中の回答と似たような回答になりますけれども、それ以外のところにつきましては年に1回、地元の要望というところで警察、それから消防、自衛隊等々、一緒に調査をして回っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今非常に雨の被害が多いわけですね。その中で25年度に池の耐震化についての調査が行われておりました。この中で別に問題はないというようなことの説明だったわけですが、このことに対しまして今現在は問題はないというようなことですね。するとこれは今から先何年か後は、そういう可能性があるというようなことがあるわけですか。今現在、何年かしたらやっぱり、結局そういう路肩なんかも傷んでくる可能性がありますから、そういうことは報告はされてないわけですか、伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 前回もため池等の耐震調査についての報告をさせていただいたところだったんですが、現状では特に問題のある箇所は見受けられてないところです。ただ、もし震度6強とか、そういった大きな地震がこの地を襲ったときに、どういった状況になるかというところあたりは調べてはいたんですが、ただ一部には液状化も起こって崩壊するのではないかとのおそれもあります。ただ今あるため池の今までの補修状況を見ますと、30年、あるいは40年で一度ほどの補修でまわってきております。ですから、今現在のところは補修の計画等は持っていないところです。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今これだけすごい雨が降ったら、やっぱりそういうことも想定されるわけですから、土地改良の関係者の人といろいろと話をなさったりして、いろいろ決められるでしょうけども、そこにもやっぱりキャッチといいますか、把握してもらって、今後やっぱりそういうことが起こらないようにやってもらいたいと思います。

次に、パークゴルフ場の増設について第2宮田池を埋めるというようなことですね。第1宮田池が一つになりますよね。今までは第1宮田池と第2宮田池と二つの池で賄ってたわけですね。山水が出たり雨が降ったときのため池は。第2宮田池の下のほうが上米集落がずっとありますよね。決壊するようなことというのはないわけですか。その辺は調査済みだと思いますけども、そこ辺たいのところを安全かどうか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今パークゴルフ場の増設ということで、上のほうの池をなくして一本化するという計画でございます。今の状態が、上のほうの池はその上米公園の山から入ってくる山水を一旦ためて、そしてそれを大きい池のほうに流しているというような状況ですので、今後の工事の中で今の上の池を潰したときの水路をため升とともにつくりまして、流していくような形になります。ですから、さほど今までの状況とは変わりはないというふうには考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） この水路に関しても土地改良さん、農業委員さんの方と連携してやったろうと思いますけども、このようなことがあったらまた大変だから、そこ辺たいのところとかまた、今答弁があったように重大事故が起こらないように把握していただきたいと思います。それで避難指示、避難の出し方、いつの時点ですすかというような問題点もあろうかと思えます。いろいろ地区では高齢者の方もいらっしゃる、障がい者の方もいらっしゃる、いろいろあろうかと思えます。そのところに対しての連絡とか、そういうことはどのような形でやってらっしゃるか伺いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 基本的にまず避難勧告の基準と申しますか、こちらにつきましては気象庁のほうからの土砂災害警報、そしてまたは大雨洪水暴風警報を基準に、その地区、または町全域に避難勧告、そしてもっと災害の発生するおそれが強まったときには避難指示という形ですすけておりますけれども、今言われたような形でどのような形で避難を呼びかけているかということだと思っておりますけれども、まず基本的には防災行政無線、こちらのほうで呼びかけをいたしまして、次は防災メール、それからケーブルテレビへの情報提供、それからホームページ、そして何よりも一番活動してもらうのが地域の消防団の方々でございます、消防団と、あとは福祉課のほうで災害時要援護者というおひとり住まいで避難するのに人の支援が要するという方々につきましては、事前に調査をいたしまして避難の体制を整えておりますので、そういう形で避難の呼びかけを行っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 災害はいつ起こってくるかわからないわけですから、寝たきりの人とか、やっぱり体が自由に動かせない人とかいらっしゃるわけですから、そういうところもやっぱりつかんでらっしゃるというようなことですが、最終的にやっぱりこの地域の中で一番動くのは消防団だと思うわけです。消防団が一番地域の中で動いて、いろんなことに対して活躍とかしてらっしゃるわけですが、その中で消防団の果たす役割、責任というものは非常に大きなものがあるかと思えます。地区での消防団の確保というのは、どういうものであろうか伺

いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 防災対策の地域消防団の果たす役割、また確保というようなご質問ですが、本町では昨年度から地域防災力を高めるために、地域住民の防災士資格取得者をふやして、自主防災組織である自治公民館の防災力の強化を図る取り組みを行っているところでございます。

同時に災害時等において中心的な役割を担う地区の消防団員の確保、育成、これも大変重要であるというふうに認識しております。この対策については担当課長に回答させます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） まず防災士の育成でございますけれども、平成25年度から資格取得のための受講料支援を行っているところでございます。それも手伝ってか、25年度は19人の方が防災士の資格を取得、本年度も18人が資格取得のための講習に参加している状況でございます。また、質問にあります消防団につきましては、今年度消防庁から加入しやすい環境づくりを初め、適正な報酬、退職報償金の支給、装備・教育訓練等の充実と消防団のさらなる充実強化についての取り組み依頼がございまして、今議会においても消防団員安全装備品を計上するなど、今計画的に対応しているところでございます。

本町におきましては、消防団員の加入促進については各部で対応をお願いしているところであり、今日まで消防団員の定数160人を割るような状況になったことはございません。今後も消防団員の処遇改善や環境整備を図りながら、加入促進に努めてまいりたいと考えております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 今地域の防災強化で消防団促進ということが言われているわけですが、その消防団活動に理解を促し、団員に対して誇りを持ってもらうということが重要であると言われております。消防団活動に協力する事業者への減税や、団員の家族に対する優遇処置というようなことは、このようなことに対してはどのようなことがあるか聞かせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 今町のほうで事業所に対してというところでは、入札を行う際、総合評価という方式で実施する際は、それぞれのボランティア活動の中に消防団への加入というところでポイントを加算するというものは採用しておりますけれども、その他につきましては今やっております。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 次に行きます。肉用牛の経営の戸数減について伺います。肉用牛

経営、和牛生産、これまで戸数が減少する中で、経営を大規模化することで飼養頭数を維持拡大してきたと言われております。近年、生産者数の減少が加速、離農する人が多いと言われております。このような状態を考えたとき、本町の実産者の戸数状態、北の都府の戸数状態、県内全体の戸数状態がわかりましたら、その中で質問したいと思ひます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 畜産振興策についてということで肉用牛経営、これについての県内、また都府JA管内について私のほうから説明しまして、そして本町の状況については担当課長からということでご説明申し上げます。

和牛生産戸数、頭数については全国的にも減少傾向にあり、その要因は後継者不足と高齢化にあります。全国を見ますと北海道で唯一増加傾向にありますが、それは酪農からの経営転換によるものであります。宮崎県は生産戸数、飼養頭数ともに、平成26年2月1日現在全国第2位のシェアであり、そしてJA都府管内は生産戸数1,629戸、飼養頭数2万1,658頭と、宮崎県内の約25%を占める全国屈指の産地であります。このような中、JA都府管内の状況は過去5年間の動向を見ますと、年平均で生産戸数は150戸ほど、飼養頭数は1,000頭程度の減少傾向にあり、平成30年度の予測数値では生産戸数900戸、飼養頭数1万8,000頭と予測され、地域経済に大きな影響を及ぼすものというふうを考えております。

本町での状況については担当課長からご説明申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） それでは本町での状況を申し上げます。JA都府管内の約10分の1ということで、年平均で15戸、そして100頭ほどの減少となっているところです。20年前550戸を超える生産戸数であったのが、現在では約140戸ということで、このあたりからも年々減少していくことがおわかりかと思ひます。これら生産戸数、飼養頭数の減少は、後継者不足、高齢化が大きく起因するものですがその歯どめとなる対策について肉用牛基盤の再編整備が早急に必要であることから、ことし7月にJA都府を中心に県、市、町、畜産関係機関による都府・北諸地区「人・牛プラン」を策定しまして、再編目標を達成するための具体的施策、対策について今協議をしているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（4番 内村 立吉君） 戸数が大分減っているというようなことですが、戸数、頭数に対しての対策といひますか、それはいろいろあろうかと思ひます。今まで繁殖経営の新規参入者の促進とか、優良繁殖雌牛の増頭促進支援事業とかいろいろありましたけども、これから先は今まで以上のやっぱり取り組みをしていかないと、戸数というのはなかなかふえるものじゃないと思ひております。その中でやっぱり人口増ということは、その地域の中で三股町が暮らしやすい

から結局人口増につながってるんじゃないかと思っております。やっぱり地域の中で曾於市、志布志市、都城に三股定住圏を結んでる中で、その中でやっぱりそういう定住圏というのを三股町がふえているのは、やっぱり三股町が魅力ある町、すばらしい住みやすい場所であるから、そういうつながってるんじゃないかと思っております。その中で農家の所得を上げるためにも、今から先こういう地域創生といいますか、こういうものはやっぱり、きょうの新聞にも出てましたけども、地方創生交付金というのは使い道は自治体の判断と言われております。その中で今後そういう話し合いの中で、南九州は畜産地ですから、曾於市、都城市北諸は特に日本の基地ですから、そういうことの推進事業を努めていただきたいと思います。

それでは最後になりますけども、全国学力テストについて、それぞれ教育課長のほうから説明もありました。午前中の中で2人の議員が質問もいたしました。その中でもいろいろ質問したいことはいろいろ答えられております。県内全国学力学習状況について、市町村別や学校別の成績を公表しないということを決めておられます。自分たちが考えたときに、学力一つだけでは判断しきれないことがあろうかと思えます。なかなか見える面、見えない面もあろうかと思えます。本町における教育委員会の考え方といいますか、方向性といいますか、そこら辺のところを聞かせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 一応全国学力・学習状況調査の結果についても再度ご報告したいと思いますが、よろしいでしょうか。

本調査は学力と学習状況に関するものであります。学力についての結果は、小学校において国語の主として知識を問う問題では、全国、県の平均を上回っております。一方国語の主として活用を見る問題や算数では、わずかながら平均を下回っております。また、中学校においては国語、数学とも全国、県の平均をやや下回る結果となっております。

次に学習状況では、学習面で家で学校の授業の復習をしている児童生徒の割合は全国よりも高く、1日当たりの勉強時間も全国よりも高くなっております。しかしながら授業などで自分の考えを説明したり書いたりすることが難しいと感じている児童生徒が全国よりも多くなっており、課題が見られます。

続きまして、生活面ではスマートフォン等の使用時間等、学力低下の関係が問題になっておりますが、本町ではふだんの1日当たりのスマートフォン等を使用する時間は、全国よりも少ない結果となっております。課題としましては新聞を読んだり、テレビやインターネットでニュースを見たりする児童生徒の割合が全国より低いことなどが挙げられます。教育委員会といたしましては、各学校に対して自校の調査結果を分析し、指導方法の工夫改善など学力向上対策をお願いしたところであります。

ただ、本調査の結果は学力の一側面であり、学校のみならず家庭、地域が一体となって、体育、徳育、知育の調和のとれたみまたん子を育てていくということが重要であるというふうに考えているところがございます。調査結果の公表につきましては、文部科学省のほうから全国学力・学習状況調査に関する実施要領というものに基づいて取り扱うように通知されております。公表に当たっては、序列化や過度な競争が生じないようにするなど、教育上の効果や影響等を十分に配慮することが重要であるというふうに言われております。具体的に言いますと、児童生徒、個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しない、学校や地域の実態に応じて公表しないなど、必要な配慮が求められております。そこで本町教育委員会では、こういった配慮事項を踏まえた上で、特に小規模校の学校もありますので、個人の特定につながるおそれがあるということから、また中学校では1校しかありません。そういったことで、いわゆる公表についてはしないことにしております。

今後この学力向上につきましては、先ほど池邊議員からもありました、上西議員からもありましたとおり、小学校のテストを実施して云々というのもありました。ちょっと今後検討していきますが、やはり一番大事なことは学校だけの教育だけでは、今教育というのはなかなか大変であると。要するに今後、学校支援地域本部事業を立ち上げましたけども、全国的にも学校支援地域本部事業、あるいはコミュニティスクールといったものが展開しております。つまり地域が一体となって取り組むことが必要だというふうに言われております。秋田県でこういった効果を上げておりますのは、先ほど40年前後というのは言いましたけども、その当初秋田県はほとんど最下位でした。宮崎県も同じように最下位のグループでした。今やっと真ん中ぐらいに来たところ、宮崎も来ました。ただし秋田県は順位を上げました。秋田県の施策でやはり一番功を奏しているのは、家庭が一生懸命になっていると、安定した家庭をつくると、挨拶のできる子、ルールを守る子、そして親も一生懸命取り組むという姿が功を奏しているというふうにお聞きしております。もちろんさまざまな施策はありますが、学力を上げるということに対しての特効薬といったものは、これといったものはなかなか見つからない状況であります。だからいわゆるいい子を育てる、学校で授業が成立し、先生たちの教えが子どもにすんと入ってくる、そして家庭が子どもと一緒に語り合っ、学び合っ、将来の夢を語ったりする、そういった雰囲気こういった1つの中学校、6つの小学校、これぐらいの地域のところなんです。だからまとまりやすい地域ではないかなと、教育効果が上げやすい地域ではないかな、そういった意味で文教のまちというのがあると思っております。そういった意味で18日に文教の町みまたの1つでありますけども、家庭をあげて啓発し、ボランティアを多く募って全体で盛り上げていけると、それが長い意味で少しずつ教育効果が上がってくるのではないかなというふうに思っております。

端的にこれをやってあったものは長続きしないというふうにもありますので、じわっと考えて

おります。そういった意味でやはり家庭と地域、そして学校、行政の一体となった取り組みが大事というふうに思っているところであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 内村君。

○議員（４番 内村 立吉君） 私も議員になりましてから、いろいろ教育委員会のいろんな場所に行かせていただいているわけですが、その中で教育についてはやっぱり地域と学校と家庭が大事ではないかということは、いろんなところでつくづく言われております。まさしくそのとおりじゃないかと思っております。今後も、三股町は教育に対しては文教みまたですから、進んでいますから、今後またそういう方面でいろいろといいほうに子どもを導いていってもらって、やっぱり導く方向が教育だと思いますから、やっていただきたいと思います。

私の質問を終わらせていただきます。

○議長（山中 則夫君） 発言順位４番、桑畑君。

〔１２番 桑畑 浩三君 登壇〕

○議員（１２番 桑畑 浩三君） 通告に従いまして３案件、簡潔に質問したいと思います。

以上です。

まず、西小と三股小の現在の生徒数を教えてください。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 三股小と西小ですね。三股小が平成２６年度は合計で４２０名でございます。三股西小学校は合計で７５２名でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） 相対的に減少の傾向にありますね。三股西小の７００台ということは大分減りましたね。６年後はどうなりますか。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） ６年後と申しますと３１年度でよろしいでしょうか。教育課の推計では、まだゼロ歳児だと思うんですが、住基の台帳における推測値でございますが、３１年度におきます、ちょっとお待ちください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） ２５年５月１日現在という資料なんです、平成３１年度は三股小学校が３９５名、三股西小学校が８５６名。

○議員（１２番 桑畑 浩三君） ふえるの。

○教育長（宮内浩二郎君） はい、ふえるのです。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） わかりました、西小はふえるわけですね。今校区割りを検討してるんですか。校区再編を検討してるわけ。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） はい、検討しております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） ちょっと聞いたところによると、岩下橋から三股運送の道路がありますよね。私のうちの前を通った、あそこで分けるとか分けようとかいろんな案があるんですが、やっぱりふえる新興地と減少する旧部落、これを横に割ってはだめなんです。最初、平成元年の分けるときは、生徒数が全く同じで分けたわけです。だからそれはだめだと言ったんですよ。私はちょうど議員をやめてまして、それで当時の教育長やらなんかにさんざんやかましく言ったんですが、議員をやめるとやっぱり発言力がないですね。結局、その結果どうなったかと、三股小がどんどん減り出した、あつちはふえ出した、そうするとそれが今日のすなわち西小と三股小の格差になったわけです。当時は、最初私はPTA会長でしたから、分けるときのあれは植木は反対したんです。植木部落は西小に行くのに反対やったんです。なぜか、距離は同じなんです。植木から三股小まで一本道なんです。西小に行くには都万道路、都三道路、鉄道、早水線を横切らなければいけないんです。交通安全上も問題だし、また現に7地区の皮膚科か耳鼻科か、あそこの交差点のところを改良せざるを得ないと、生徒がたまって、そういうことになる。西小には5,000万円をかけてプレハブをつくる、借りて、そういう無駄な金を使う。それも全て当時の岩崎教育長なり桑畑三夫なりの校区を最初割るときの失敗なんです。その失敗の結果がそういうことになった。だから今回の再編については失敗しないようにやってほしいと。やっぱり横に割るんじゃなくて、ふえるところを縦に割ることが大事だと思うんです、わかりますか。私の考えでは植木をこっちにやればいいと、三股小へ。一本道です、真っすぐ、通学もいい、距離も同じ。いわんや岩下橋からみまた運送のあの道路で切るとなれば、私の下新部落は真っ二つです。部落が二つに校区が分かれるということはわかりますか、どういうことになるか。部落には歴史があり文化があり、いろいろ習慣があります。そうすると、同じ部落で同級生がいないわけです。学校は校区外に出るなと言うんです。今も校区外に出るなという指導をしていますか。私が私の子どものときは、校区外に出るなという指導で、新馬場児童館がありますが、あれは新馬場の児童館ですけど上新にあるものだから、上新が三股小になってしまったものだから児童館に行かなくなったんですよ、校区外だから。だから同じ部落で校区外だから交流しないというようなことになったら大変ですよ。あるいは棒踊り保存もそうです。新馬場棒踊りです。校区外、三股小に編入されたら樺山の棒踊りを新馬場で踊らないかんと、継承されんわけです。そういう

こともあります。だから部落というのは自治の基礎単位だから、それを動かすなら部落ごと動かさなければだめなんです、と思います。だからその校区再編については、ふえるところを縦に割るというのを大原則にすべきだと、そうすればこれだけの格差はできないと私は思っています。その考えにどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） ご指摘のとおり、校区再編につきましては西小学校の開校当時、その再編がなされまして、それ以来約26年経過しておるわけですが、先ほど数字を言いましたとおり西小と三股小の差が、西小がふえ、三股小が減るということで今見直しに入っておりますが、教育委員会におきましてもまずは役場職員の代表により三股西小、三股小通学区域見直し検討委員会を設立いたしまして、7月から3回の検討を行ったところであります。そして9月18日には第1回三股町立学校通学区域審議会を開催しまして、三股町立小学校の通学区域に関することについて教育委員会として諮問をしたところであります。

審議会におきましては、三股西小学校の教室が不足することへの対応として、普通教室の増築ではなく、通学区域の見直し、また調整区域の導入等について審議することとなりました。今後はこの審議会の議論の推移を見ながら、地区住民の理解を図りたいと考えているところでございます。現状ではそういったところでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） しっかり考えて、この失敗を二度としないように。三股西小800名、三股小300名となるわけですから、やっぱり今後ふえるわけですよ、植木、稗田、新馬場のあたりが。やっぱりここを縦に割ることが大事だと思います。そうしない限り、この問題は再び失敗します。

それと、だから町長、行政が一度判断を間違うと、後々までずっと尾を引くんです、影響が大きいんです。よかもんやも同じです。一度、だからよっぽどよく考えて判断していかないと失敗すると。

そこで次の質問に移りますが、五本松住宅、これについては先ほど上西議員に町長がいろいろ答えられてるので、もう私のほうから言いません。しかし、ただあそこに総合体育館をつくりたいなという考えがありますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど上西議員にお答えしましたが、まずはあそこに今お住まいの方々をどう転居をさせていくか、そのあたりのやっぱり心象を壊さない形での取り組みをきちっとさせていただいて、要するに榎堀に残ると、それと射場前、そちらのほうに住宅を建て、そちらに移転すると、それが前提、その道筋ができましたらここをどうするかということは一つの

大きな課題になろうと思います。これについては、言われるように総合体育館というお話もごございます。プールというお話もごございます。まだほかにもいろいろな民活を活用したPFIの事業での民間活力というのもごございます。そういった意味では、この検討についてはまずは道筋をつくらないと、それはちょっとお住まいの方に失礼ではなからうかというふうに考えますので、計画的な取り組みをさせていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 中国では簡単にだんだんぶっ壊してつくってますよね。ああいうわけにはいかんでしょうけど、必ずあそこに中央広場をつくる、中央公園なり運動公園なり、三股の看板どころですから、あそこにつくるということですよ。そうすると百何人かの人を移住させると、それだけのことでいいですね。だから必ず実現をしてほしい。なぜ総合体育館かというと、やっぱりアスリートの町三股町が、こんな貧弱な体育施設がばらばらでよく言えたものだと、アスリートなんて、思いますよ。だから2万5,000の町、総合体育館一つぐらいは必要だと、すばらしいのをつくって、何コートもとれてやれる、それで民間が五木ひろしでも連れてきて公演をするような、できるわけですよ。鹿児島県なんか町々にありますよね、ないところはないです。だからそういう総合体育館をつくるという構想がもし町長が持ってるなら、植木の体育館は要らんということじゃないですか、西部体育館なんて。あの小さな、総合体育館があそこにできたら、たった車で1分しかかかるところに、小さな中途半端な体育館なんか要らんです、無駄遣いですよ。だからそういう構想を持ってるなら西部体育館はやめにして、そしてそれを総合体育館の基金に入れると。そのぐらいの腹を持ってやるべきと、大きくやっぱり絵を描いてやらなければだめだと思うんです。よく考えていただきたい。

それから次に移ります。梶山城の城跡を購入するということですが、予算はいつごろつけますか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 梶山城跡の歴史的、文化的価値というのは、有識者や県教育委員会、あるいは文化庁から高い評価を受けております。本町にとって保存すべき貴重な文化遺産であると認識しているところであります。

この梶山城跡の範囲は20万平米を超える広大な面積が想定され、今後は現地調査を含めた県教育委員会との範囲設定に関する協議が必要となりまして、年次的に用地購入計画を策定すべきと考えております。なお、9月26日には地元説明会を実施しまして、町教育委員会の方針及び計画について説明を行ったところであります。今後は梶山城の保存、活用について地元との連携を図りながら、城跡の公有化を進めていく所存であります。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 来年の3月議会には、1回目の購入費を計上しますか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今教育長のほうからも話がありましたけれども、計画的な購入と、そしてまたそれについての整備、そしてまた文化庁、あるいはまた県の文化財顧問、そういうところからこれがどういうふうな指定を受けるか、まだそれが未定でございますので、町での購入ということではなくて、開発公社のほうでの先行取得のほうが適当ではなかろうかと。その後に補助事業等機会がありましたら、その事業で用地購入していくということのほう町にとってはメリットが大きいと考えますので、そのあたりを今この地元と詰めているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 来年の春から開発公社で買うわけ。買っていくわけ、早速。そこはどうか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほど9月26日に説明会をしたというふうに報告がございましたけれども、それを踏まえて地元との協議、単価を含めてそちらのほうの打ち合わせ、そちらのほうは先行するかと思います。そのあたりの見通しができましたら開発公社のほうで当初予算か、あるいは補正か、そのあたりは予算措置していきたいというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） わかりました。私も梶山の城跡をずっとくまなく歩いてみたんです。そうすると、昔の建物が建ってたりいろいろしてましたから、デラが幾つもありますよね、平地が幾つもある。そうすると跡地、あそこの遺構を壊さないように、堀とか森とか壊さないような形で町民に親しまれるには、やっぱり跡地利用が大事だなと。ただ買っただけで杉の木は生えっ放しで、やぶはぼうぼうというだけじゃつまらんなど。そうした場合に、あのいっぱいあるデラを何に利用できるかなと思ったときには、パークゴルフ場なんかは最高でしょうね。最高でしょう、あの杉の木を切って造成が簡単ですから、あの上米公園の谷を埋めて、上米公園のパークゴルフ場は今度つくるやつは幾らお金がかかるんだっけね。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 一応予定では1億2,000万円の予定でございます。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） ほら見なさい。1億2,000万円ですよ。あっどんが遊ぶ場所、遊ぶ場所ですわね、パークゴルフ場。1億2,000万円も金をかけるんですよ。それはやめにして、もう梶山城公園、あの城跡地を公園化したほうがよっぽど安上がり、何分の1で済む、そう思います。だから世の中変化するんだから、町長、やっぱり勇気を持って、一旦決めたこと

も引くという勇気も必要ですよ。1億2,000万円、最初から上米公園のパークゴルフ場は失敗なんですよ、あれも判断ミス。最初から2コースしかとれんのに、2コースじゃだめだという主張をしたけど、溝口課長だったかな、つくってしまった。これもやっぱり失敗です。やるなら、むしろ島津紅茶園を買って、あのあたりにどんと広くつくればよかったんです。

だからそうい考えつき思いつきでちょこちょこつくったらだめ。やっぱり大きく構えて絵を描いて、これをつくるからこれをやめにしよう、これのほうがいいというふうに物事は考えていてほしいと思います。だから今後のことでしょうけど、梶山城跡地も非常にあそこはすばらしいところになります。遺構を壊さないように周辺にカントリーコースができますよ。本当に、やろうと思えば。だからクロスカントリー、そういうことも考えながらやってほしいと。

それでさっきからちょっと質問がずれますが、最後に教育長、学力向上、これを向上といろいろ質問が出てますけども、教育長の仕事は何だと思えますか。あなたの仕事は何だと思えますか、一つだけ答えてください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 子どもの教育はもちろんですけども、町民、子どもに夢を与えることかなというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 私の見解とちょっと違うんです。あなたの仕事は、よか教員を連れてくることですよ、三股に。そういうことですよ、教育長の仕事とは。中心は指導者ですよ。よか教員を連れてくるのが、あなたの仕事なんです。だからそこをしっかりと踏まえておいてほしいと思います。そうすれば学力も向上いたします。

以上です。終わります。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 先ほどのこの梶山城の用地購入の関係なんですけれども、これは先ほど言いましたように地元の協力がないと用地購入できないんです。要するに公共事業だからといって、一般の相場以上のことをいろいろと地元のほうで考えられると非常に困るというように町としては考えますので、地元の方と十分連携をとりながら、相場でというようなお話を今していこうかなというように考えてます。それを踏まえての予算措置というふうにご理解いただきたいと思います。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 安しいもんじゃが。

○議長（山中 則夫君） ここで、本会議を2時35分まで休憩いたします。

午後2時24分休憩

午後 2 時35分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

発言順位 5 番、堀内君。

〔3 番 堀内 義郎君 登壇〕

○議員（3 番 堀内 義郎君） 皆さん、こんにちは。発言順位 5 番、堀内です。通告に従いまして質問していきたいと思いますが、前議員と重なる質問がありますけれども、よろしくお願いたいと思います。

先月、9月の地元の新聞には、再選された町長のことが大きく掲載されておりました。2期目の抱負や課題が記事として掲載されていましたが、見出しとして「子育て支援を強化」、「農畜産雇用受け皿に」と大きく載っていたのが印象的でありました。また、9月29日の本会議に所信表明され、見える行政、伝わる行政をやるということであり、先ほどありました5つのプロジェクト、10のまちづくりを公約として掲げておりますが、告示前の3日間ですが、地元の新聞には町政の課題として大指摘されたところがあり、まちづくりとして人口の地域格差拡大、財政運営として選択と集中、6次化PR戦略、積極的な発信力必要とあり、今後の課題が記事として掲載されておりました。

1期目は町制の継続と発展を掲げ「自立と協働で創る元気な町みまた」を進めてきましたが、まだまだ道半ばであるということがございます。さらなる元気なまちづくりが不可欠だということをお考えですが、2期目へ迎えてどう、こういった点を含めていくのかお聞きしますのでよろしくお願いたします。

最初の質問ですけれども、医療費無料化を小学校まで拡大する具体策についてお聞きいたします。三股町は子育てしやすい町であると言われてますが、理由として小学校入学前までの乳幼児の医療費の無料化の件が挙げられ、この件につきましても3月議会でも他の議員より引き上げができないかということで、小学校卒業までできないかとか、一部助成ができないということが質問されました。今回も同じ質問ですけれども、それだけ関心が高いということがうかがえますので、再度お聞きいたします。

子育てしてる家庭において、小学校に入学すると医療負担費がふえるということになっていくわけですが、所信表明の中で町長は、子育て支援は町のセールスポイントであるということをおっしゃいました。無料化を小学生まで拡大するなど、子育て世帯に優しいまちづくりを推進したいとありますが、前回の答弁では選択と集中というのが選別等をしながらというのがありましたが、その後どうなっていくのかを質問席についてお伺いします。あとの質問も質問席で願いたしますので、よろしくお願いたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

[町長 木佐貫辰生君 登壇]

○町長（木佐貫辰生君） 2期目を迎え、まちづくりをどう進めるかということで、ただいま堀内義郎議員からいろいろとご指摘がございました。地元の新聞に町政の課題ということで、上・中・下、3回にわたりまして三股町の現実、現状についてのご指摘もございました。それは本当に当たっているな、的を得てるなということは十分理解しました。それを踏まえたこれからのまちづくりについて、課題を克服という取り組みをさせていただきたいなと思っています。その中でまちづくりの一つが、この子育て支援が、先ほどお話がありましたように三股町のセールスポイントの一つでございます。それについて考え方を説明申し上げたいと思います。

上西議員の質問に答弁しましたように、本町は子育て支援に対し一定の評価を得ており、このことも人口増の一因ではないかと考えています。現在、乳幼児の医療費の無料化、保育料の上乗せ支援、放課後児童対策事業、ファミリーサポートセンターの運営支援、保育園の建てかえ支援等を行い、子育てに優しい町をアピールしているところであります。さらに子育てに優しい町を発信するために、平成27年度から小学校6年生までの入院について無料化を拡大する方向で検討中であります。財源をいかにするかが課題であります。ぜひ実施したいというふうに考えています。必要な財源は1,200万円程度というふうに考えています。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今答弁があったように、平成27年度から小学6年生までを無料化するというので、大体1,200万円かかるということで、ちょっと前回よりかは少し前に進んだ気がしますけども、まだまだ財政との前進とかがありますので、何回か詰められていくかと思えますけども、例えば今現行でやっている乳幼児医療費助成事業についてですけども、平成25年度決算を今やってますが、これは支出額が約6,170万円の事業になり、一般財源から3,880万円を支出しております。過去4年間を見ても、平成22年度が約5,110万円で、支出で一般財源が2,920万円ということで、人口の増にもよるかと思えますけども、25年度より940万円ぐらいがふえてるということで、4年間、その中でも審査委託料というのがありますが、平成25年度が320万円、国保連合会に払っている、それも上がっているということで、これについてはことし、25年度は上がったんですが、昨年度にはなかったような気がするんですけど、このことについて説明がありましたら。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） これにつきましては、必ず毎年上がってくる数字でございます。やっぱり入院、外来を受けられた、その実績に基づいて支払い審査手数料委託料とか、医療データ作成委託料とか、こういうのは毎年上がってまいります。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） この委託料だけで見てみますと、平成20年度拡大、70万円は上がっているということで、現行の医療費、乳幼児医療助成についてもちょっと負担が大きくなっているということがうかがわれます。3月議会でもあったんですけど、無料化の拡大によっては、国保税とかそういったことに負担が来るのではないかというような声も聞きましたが、3月の町長の答弁では入院、通院などの無料化、小学校3年生まで無料化のいろいろな施策があるということで、一部負担もあるかもしれないということを踏まえてこの検討はするというので、今回、回復としてまずは平成27年度の入院費ということで答弁でありましたけれども、約1,200万円ということを考えていくと、こういった事業を進めていくには税収の増加を図っていかなければなりませんけれども、町長が先ほど言われたように、条例改正もあるのではないかということをおっしゃいましたが、ほかにしわ寄せが来るんじゃないかという心配がありますけど、この件については財政課長はどういう見解か。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今後のこの財源をいかに確保するかというところの検討を今内部でやっているとございまして、まだどれをどうするかというところはこれからと。それを12月議会に提案するか、また3月議会かというふうに考えています。条例改正だけではなくて、それ以外の多くの規則等の見直しとか、あるいはまた事務事業の見直し、いろんな多角的に検討させていただきたいというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 財政については今後検討するというのでありますけれども、町長が公約として挙げられました産業いきいきプロジェクト事業、それに対して企業誘致とか、地場産業の育成、活性化などを推進していくということでございますけれども、またこういったことを含めて税収を図るというか、今回食品関連会社が誘致されるということでございますけれども、この前北諸の農林振興局でもちょっと研修会があったんですが、都城地区に今バイオマス発電施設が二、三社進出するんじゃないかということをおっしゃっております。

今太陽光とかが盛んに呼ばれているんですけども、買い取り見直し制度で事業がストップしているということで、このバイオマス発電については林地残材とか製材残材だとか、そういった二酸化炭素が出ないということでカーボンフルということでありまして、買い取りにつきましては聞くところによると全量買い取るというようなことを聞いております。太陽光のようなことはないかと思いますが、そういったことをふやして税収をふやすというか、要するに今生産年齢、15から64歳が25年度によりますと1万5,154人でしたが、今年度が1万5,053人と101人減っているというわけでございます。一方、この年少人口ゼロ歳から14歳が130人の増

ということで、老年人口も193人にふえているというところで、年々扶助費が上がっている状況でございます。それに対して税収を図ってきた、いろいろこういった企業誘致とか図って、税収を図るんじゃないかと思いますが、ここについてはどうのお考えか所感をお願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 池邊議員のときも回答いたしましたけれども、やはり雇用の創出ということは所得の向上につながっていくというふうに理解してます。また、ここの地域はやはり農林畜産業、このあたりが中心にしながら、そしてまたその農林畜産業とタイアップしたところの食品関係の事業所、そちらのほうとの連携というのが非常に重要だというふうに考えています。

そういう中で、今言われました林地残材の活用を含んだバイオマス発電、これが都城地域に立地されようというふうに取り組みがされております。そちらのほうにも、この本町としましても森林組合とともにかかわりながら推進していく、そしてまた林地の所得向上、林業家の所得向上、雇用の創出、そちらにもつなげていければというふうに思います。そしてまた企業立地についても、先ほど言いました都城地域との連携というのもございまして、そしてまた本町の中でもそれなりに大きな団地というのはございませんけれども、本町にマッチングするような企業等をいろいろと探していきたいなというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先ほど触れましたバイオマス発電につきましては、聞くところによると高城あたりにできるんじゃないかということで、高城にできるんだったらこの三股もできてもいいのかなという気がしましたので、そういったことでお伝えしました。

次の質問に入りますが、校区見直しの現状と今後についてお聞きしますけれども、これも今回質問がありましたが、医療費無料化と同様に関心が高いということで再度お聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 先ほどの桑畑議員の質問でもお答えいたしましたけれども、通学区域の見直しにつきましては非常に難しい問題と捉え、慎重に検討しているところでございます。今後は保護者や地域住民の意見を聞きながら審議会を月1回開催し、来年1月までには答申を出していただく予定です。なお、途中経過につきましては、議会の全員協議会において説明をさせていただきたいと考えております。その後、教育委員会におきましては、その答申内容を参考に慎重に協議し、通学区域を決定することにしております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今後の小学校の児童数について調べてみたんですが、この5年間でさらに西小のほうに100人ぐらい、一方で勝岡小もふえてるということで70人ぐらい、三股小も減少傾向にあるということで、前回も話題にもなりましたが西小にプレハブ教室を建

てるということで、ちょっと経費がかかるんじゃないかということがありました。そのために校区の見直しを早急に行うべきということになったんですけども、審議会とかそういった協議会が開催され、今2回ですか、会議をなされているというか、審議に関して。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 審議会につきましては1回開催し、その前に役場内の検討委員会というのをやりました。それは3回ほどやったというところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 三股町の児童数の増加については、以前校区の見直しがあっかなか進まなく、まずは塚原住宅を建ててから、跡地とかを含めて子育て世帯を優先するというところで若干の試みがありましたけども、いま少しはふえているんですけども、なかなか歯どめがかかってないということで、今回また榎堀団地等をふやすということでございますけれども、ちょっと話がそれるかもしれませんが、特に三股小に通わせることを考えていると、東植木地区をまずちょっと三股小に通わせるという案が、以前私が平成17年にPTAの役員をしたときにちょっとした審議会がありまして、そういった意見が出たんですが、どっちかという三股小のほうが西小より近い、安全性もあるということがありました。その件については意見が出てなかったのかお聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 審議会の内容の質問ということでよろしいでしょうか。

○議員（3番 堀内 義郎君） はい。

○教育課長（山元 道弥君） 今回9月18日に行われました審議会におきましては、まだ下新の自治公民館のところの線引きのところ議論のほうはされておりまして、まだ植木のところまで議論のほうは進んでいないところであります。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先ほども言いましたが平成17年の時点におきましては、こういった意見が出たことを私も記憶してはるんですが、三股小と西小の件ですけども、三股小ばかりじゃなくて宮村も近いんじゃないかということがありまして、この時点では。というのは、今東植木地区の児童数が146名いるということですが、宮村小はもうだんだん減っているという現状で、東植木地区はこれ以上宅地がないからふえないだろうというような予感がします。宮村小につきましては眺夢台とか、そういった効果があっちょっとはふえているんですけども、今後は見込めないということで、平成30年、新一年生で見ると、この時点で新一年生がふえるのが勝岡小ぐらいということで、あとはもうどんどん減っていくということがデータ的に出ております。特に宮村小についても32年で新一年生が8名、だんだん減っていくんですが、そうい

ったこともありまして参考にしていただければいいかなと思いますが、というのは宮村小は割と距離的にも近いと、三股小ぐらい、あと信号機もなく交通の便もあるんじゃないかということが当時出ましたので、今回は三股小と西小の件ですけども、そういったことがあったということで今回お話しさせていただきました。当時は保護者の理解が得られなくて頓挫したんですけども、そういったことがあったということで出してみましたけども、過去の話なんですけども、私たちが子どものころは谷地区を宮村小に通わせるという話も出まして、そのときも地元の自治公民館と保護者会が無理だということで進まなかったんですけども、そういった件があったということでお話ししました。

次の質問に入りますけれども、農業の振興についてですけども、6次産業化の育成をどう推進していくかお聞きしますが、その前に農業の振興ですけども、農家からよく農道の舗装をしてほしいということをおっしゃるんですが、担当課に行くと予算が足りませんということで断られてしまいます。そこでせめて敷き砂利でもしていただけないかというお願いをするんですが、敷き砂利代は町のほうが負担するということで大変ありがたいんですけども、敷き砂利を敷く前に農道の整備をしなきゃいけないということでありまして、その農道をするための機械がないということをよく言われます。あるいはまた、樺山地区の方は長田とか勝岡とかそういった遠くをつくっておきまして、なかなか移動するのが大変だということではありますが、前に役場に道をならす大型機械、あれがあったと思いますが、メンテナンスとかそういった経費がかかるということではないというわけでございますけども、そこで農家さんに聞きますと、畜産農家が持つてる堆肥を運ぶ、何と言うかちょっとわからないんですけども、あれでも欲しいなということはおっしゃるんですけども、それについてはどうお考えかお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 今までは都市整備課が管理しておりましたタイヤショベルを使って多分敷き砂利等をやってたと思うんですが、タイヤの1本がもう四、五万しまして、タイヤを4本かえるのに20万、30万、そして車検が入ると年に50万ぐらいの必要経費がかかってまいります。現在の三股町内の舗装率がいいんですが、1年にタイヤショベルが稼働する日にちが10日もないぐらいだったものですから、ことしから今言われるような畜産農家が持つておられるような小さなタイヤショベルというところをリースで借りたほうが安くつくということで、ことしから都市整備課としてはリース代を予算化計上して使用しているところでございます。

あと、農道のことについては。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今都市整備課のほうからありましたように、ここにローラーについてはそういうことなんですけども、農家さんのほうでパワーショベルを買ったり、そういった事

業というのが以前はあったんですけど、最近はそのほとんどが農業機械、例えば掘りとり機であったり、播種機であったり、そういった部分の助成事業というのはございますけれど、トラクターであったりそういうローラーだったりするのは、なかなか今はない状態です。畜産のほうで一部ございますけれど、そちらのほうでもなかなか今補助を使って機械購入というのは難しい部分もございます。

それから農道の補修につきましては、先ほど議員がおっしゃったように予算の範囲内であることがまず頭にありますので、その中で回していくんですが、部分的には先ほど言われましたように敷き砂利だけの提供と。あとはその地区の農地・水の団体であったり、土地改良であったり、そういったところで処理をしてもらうということがほとんどになっております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） レンタルで借りるということですけども、これは申し込めばすぐにレンタルできるのでいいんですか、これは。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） 基本的に都市整備課におきましては、町道、町が管理する道路等を管理しておりますので、うちの予算の中では役場が使う部分のリース代を支出しておりますので、地元が使用されてる分についてはちょっとうちの予算からは支出できません。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） わかりました。

次は6次産業化についてですけども、農業は特に生産性を上げるためには機械が欠かせないということであり、以前コンバインとかそういった購入時の助成はしているということで、大規模担い手コスト低減対策事業で助成いただいているということでもありますけども、一方6次産業化の流れで、生産から販売までということで特産品化に向けた取り組みがありますけども、この件についても3月議会でも質問は出ましたが、こういった6次産業をどう育成していくのか、今後取り組んでいくのかをちょっとお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 農業の振興、6次産業化の育成をどう推進していくかというご質問にお答えいたします。本町は水稻、野菜、園芸、そして畜産と、農業生産活動が活発に展開されており、農業を基幹産業として位置づけているところであります。また、畑地かんがい事業による露地野菜や園芸の振興も見られ、農産物の品質向上、農家の所得安定にも力を入れております。その中で、農商工学官が連携した特産品につきましては、6次産業化を目指しさまざまな取り組みを行っているところでございます。

本町の6次産業化は平成17年10月に初蔵出しをしましてどぶろくを皮切りに、どぶろく大福など関連商品が発売されております。また、2番目となるどぶろくも昨年より発売されているところでございます。畜産物の活用では、平成22年度に開発しましたみまたんメンチカツがあり、学校給食用資材として県内で広く利用されているところでございます。露地物では、特に12ヘクタールの畑で生産されているゴマにつきましては、商工会の中に生産者、商工業者、大学、メディア、行政など、それぞれの組織の代表者からなるプロジェクトチームが組織され、6次産業化を目指して研究や販売試験などを行っております。また、町内の飲食業組合やお菓子の組合などでは、ゴマを活用した料理、お菓子の試作もされておまして、ことしのふるさとまつりでお披露目を予定しているところでもあります。なお、中心となるゴマ生産者においては、6次産業化となる総合化事業計画の認定を得られるよう、申請書の提出等も進んでいるところでございます。また、新しい野菜プチヴェールにつきましても、6次産業化への検討を継続しています。ほかにも6次産業プロデューサー資格取得のため、研修に参加されている農家もおられます。

6次産業化を推進していくためには、いい素材の発掘に始まり、素材の確保に伴う創意工夫、そして販売に向けたネーミングやパッケージ、流通ルートの確定などさまざまな流れがございます。そのためにはそれぞれの分野における専門的な知識や経験が必要であり、関係機関や行政だけではなく農業、商工業者の方はもとより、地域にいらっしゃる経験豊富な住民の皆様などが携わることが産業として成り立っていくものだと考えます。よって、町としましては県やJA、商工会など関係機関と連携しながら、6次産業化に取り組む方々に対しましてさまざまな支援を行っていきたいというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 先ほど町長がおっしゃられたとおり、どぶろくに続きいろいろゴマやアーモンド、ムルグリとかプチヴェールといろいろ試行錯誤しながら取り組んでいるということで、中でもふるさと納税とかも商品化している、よかもんやでもいろいろ売っているということでございますけども、今回は6次産業化の可能性について、前回は6次産業化の可能性についても質問が出ましたが、今回は特にゴマについてですけども、みまたんごまということで、最近畑を見るとゴマを植えてるところがふえてるのかなという気がしますが、今回ちょっと大きな台風が2回ほど来たんですが、それについての被害はどうだったのか、ゴマを含めた農産物の被害についてはどうだったのか、わかれば教えていただきたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今回の台風のゴマの被害というところなんですけど、台風が来るということで、またことしはゴマの生育が例年より早く動いてたと。ですから、従来ならこれから刈り取る場所を、台風前に刈り取った部分も結構ございまして、そういったもので大きな被

害というのはまだ耳に届いてないところです。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 今回はそういう大きな被害のなかったようなということで安心してはるんですけども、開けゴマ大作戦といろいろ生産者が頑張っているんですが、生産者とか新聞を見ると、そういった生産品が製油会社のほうに流れてしまっているということで、新聞にも載っていましたが、加工施設のないことが一番の最大のネックであるということが書いてあり、生産者もそういうことを聞いておりますが、町長がさっき今後助成していきたいということですが、何かそういった具体的な、ゴマとかそういった6次産業について助成していくあれがあれば、お聞きかせ願いたいと思いますけども。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） ゴマが約12ヘクタール生産されてるということでございますが、一部がゴマとしての商品化、それ以外については湧水町のほうの鹿北製油のほうでゴマ油という形がありますので、できるだけこれをゴマとして商品化して、食材として、あるいはまたゴマというのはアンチエイジング、要するに老化を防ぐ作用等があるということでございますので、どういふふうな売り出し方とか含めていろいろと商品化の方向があるのかなと考えてます。意味合いでは町内でいかに回していくかとなると、やはりそれなりの支援等も必要になってくる。ただ、その支援のやり方については、今県のほうでもこのフードビジネスという形でいろんな窓口もありますので、そのあたりのことも検討しながらといいますか、そのあたりのところも問い合わせながら、町としてはどうあるべきかというところを検討させていただきたいなというふうに思っています。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） 聞くところによりますとゴマを選別するのが大変難しいということで、選別機器ですか、わからないけど、それだけでも1,000万円する。あとは小さな設備をしている方もいらっしゃると思いますが、先ほどもありましたフードビジネスに向けた取り組みがあるということで、その助成が受けられないかということがありましたが、ほかの地域を見ますと、都城市のほうで都城市はばたけ都城六次産業化総合対策事業というのをやっておりました。これが9月24日から10月3日までということで、この都城市につきましては6次産業化推進事務局という専門の部署を立ち上げて取り組んでおります。これは市ですけども、同じ町としましては綾町が6次産業化推進事業補助金交付要綱というのを制定しまして、これによりますと「本町の6次産業を推進することにより、産業力の向上及び地域活性化を図るため、農林漁業者に対し、綾町6次産業化推進事業補助金を交付する」とされておりますが、三股につきましてはちょっと県の予算を見ながらということがありますが、まだまだいろいろ6次産業につい

ては力不足かなという気がいたしますので、もうちょっと、いい取り組みだと思っておりますので、日本一になるゴマがあるかもしれません。この町から出でいただければいいかと思っておりますので、今回マニフェストの面から助成のほどが前向きに進むようお願いしたいと思います。

次の質問になりますが、児童プールの利活用ということで質問させていただきました。各地区に学校のプールとは別に児童プールというのがありますが、現在の利用状況と利活用についてお聞きしますが、というのはほとんどが古く使われていないところ、いるところとかありますが、中に修繕して使いたいというところもありまして、プールについては子どもたちの夏の時期の唯一の楽しみ場といわれるということで、また使われてないところ、時期につきましても防火水槽の役割も担っていると聞きますので、その利活用についてお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 児童プールの利活用についての質問ということでございますので、具体的なところを理解してまず担当課長のほうに回答させます。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、私のほうで答えさせていただきます。本町の児童プールにつきましては、昭和43年度から55年度の13年間にわたり、14カ所に年次的に整備されましたが、現在9カ所残っております。うち2カ所をすみれ保育園と長田へき地保育所で使用しております。植木児童プールは現在使用できない状況になっておりまして、現在利用できるプールとしては6カ所が残っております。そのうち、本年度の夏に利用されましたプールは4カ所で行われました。その開所期間は地区それぞれでございますが、7月23日から8月12日の間で、3日から20日間の間で利用されているようでした。延べ利用人数ですけれども、榎田児童プールが36名、今市児童プールが255名、蓼池児童プールが379名、谷児童プールが119名で行われました。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） プールについては先ほど言いましたように、子どもたちの唯一の楽しみ場ということでありまして、昭和43年に整備されたということでもう大分たっているわけですが、ちょっと昔の話になりますけど、私たちが子どものころにはなかった記憶がありますけども、近くの川で泳いでいた経緯がありますが、これが最近プールができたということで、川で泳いでいたのをプールで泳ぐということで、川で溺れる人が少なくなったというふうなことが昔の人からよく聞きます。樺山地区はどっちかというため池が多いものですから、ため池でも昔の人は泳いでいたということで、最近はないんですけども、このプールができたおかげでそういった水難事故が減っているということをよく聞きますが、プールについては子ども

会が、近くにあるところは三股小学校のプールを使う、あるいは遠いところは今までのプール等を使うということでもありますけれども、では今回三股小学校のプールはどれぐらい使ったのかなというのを調べてみました。というのは、今後校区の見直しによって三股小学校のプールがふえて、地区にあるプールをまた使いたいというのが出てくるかもしれませんので、一応調べてみたんですが、小学校においては6日間の利用がありまして222名が使ったということで、午後のみですけども、大体1日平均40名近くが使ってるということで、保護者が何人監視したかはわかりませんが、それだけ利用があったということで、なんのときにはちょっと余り児童数が多くなると安全面のことも出てくるかと思いますが、今回町長がお話しされてるように、統廃合のことも言われましたが、このプールについてはどのように考えているのかお聞きします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 児童プールの管理運営につきましては、今言われましたとおり地区の子ども会で行っていただいておりますが、監視体制を整えることが困難となってきたこと等から利用されない地区もあるようでございますが、ことし櫛田児童プール利用の子ども会のほうから、来年からは谷の児童プールを谷の子ども会と一緒に利用させてもらえないかという話がありましたので、双方の子ども会が合意されればよいということで回答いたしております。ほかの地区からもそのような話があれば、その方向で利活用してもらおうと考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） そういったことは子ども会から私も聞いたんですが、谷のプールは何か修繕が必要だということを知ったんですが、その点についてはどういう現状かお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 谷のプールにつきましては、水面上部の塗装が広範囲にわたって剝離しておりましたり、コンクリートのひび割れがあったり、剝がれがあったりしております。塗装の剝離はかたい鉄板のようになってきておりまして、安全性が保てないなということで、ことしはコーキング剤を原材料をお配りしまして、あと虎ロープをお配りしまして、監視体制を十分にした上で利用していただいたという経緯がございます。今、利用があれば修理も必要だというふうに思っております、全面修理をするとどのぐらいかかるのかなということで業者に見積もりをとったところ、300万円を超えるということでございます。上部の手をけがするとこだけをちょっとよく整備すればというのもありますので、そこら辺も検討させていただいて、来年の夏はまた安全に利用できる状況にはしておきたいというふうに思っております。

○議長（山中 則夫君） 堀内君。

○議員（3番 堀内 義郎君） ぜひ利用できるようお願いしたいと思いますが、というのは、先ほど言いましたけども小学校の遠いところはなかなか歩いて小学校のプールまで行くのが大変ですので、地元のプールが使えれば、そういった使っていないところと一緒に子どもたちが今後利用できるようにしていただければ、子どもたちの楽しみもふえるんじゃないかということをお願いしたいと思います。

最後になりますが、町長が2期目を迎えられて1カ月がたちます。今後さらにまちづくりを進められていくわけですが、ちょっと話が飛ぶかもしれませんが、この前林業関係者と県議会の林業活性化委員、林活と言っているんですけども、その先生方とお話する機会がありまして、この席で三股町は唯一人口がふえてますねということであらやましがられました。県北においては人口減が大変であるということで、将来的に限界集落が出てくるということで大変危惧しているということをおっしゃられました、町が元気であるということも言われますが、町が元気であるということはまず地区が元気である、そしてそこで住んでいる子どもたちが元気で、わいわい元気な声が聞こえるというのがまずは大事かと思っておりますので、そういったことをよろしく願いまして質問にかえさせてもらいますので、今後ともよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） ここで3時30分まで本会議を休憩いたします。

午後3時18分休憩

午後3時30分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位6番、福永君。

〔5番 福永 廣文君 登壇〕

○議員（5番 福永 廣文君） それでは、6番目の福永でございます。お手元の一般質問についてご質問いたします。

まず第1に、蓼池6地区方面の役場の出張所の設置についてということでお伺いしたいと思います。沖水川北側の6地区の高齢者の方々といろいろ話をする中で、くいまーるはありますけれども、役場まで行くのに非常に困難であると。時間的な制約もあり不便を感じているということで、何とか役場の出張所的なものが開設できないかというような話がありますので、いろいろお聞きしたいと思いますので、あとは質問席から質問させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） 蓼池方面に役場の支所設置のご提案ということでのご質問でございます

が、次のように回答させていただきます。

このような質問が平成21年12月議会の一般質問でもあり、そのときの回答が厳しいというようにお話をさせていただいたところでございますが、この問題につきましては当時と変わらず、現時点でも厳しいというふうに考えています。といいますのも、歳入である地方税は横ばい傾向でございます。そして地方交付税は削減の方向であり、歳出の扶助費、そして物件費等は増加の傾向の中で職員増、そして大きな財政負担を伴う支所増設は大変難しいのではなかろうかというふうに考えています。

その詳しい説明については、担当課長のほうで回答させます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） ただいま6地区方面に出張所を設置できないかとの質問でございますが、出張所を設置するためには役場のコンピューターと結ぶ専用回線の整備が必要となります。また、そのほかにセキュリティ対策を施した施設整備費、配置職員など、多額の経費を必要とします。現在、役場ロビーで実施しております昼時間帯の証明書の発行サービス、これにつきましては担当する町民保健課、そして税務財政課職員の努力によりまして、ローテーションを組んでやっておりますので職員増とならないんですが、出張所となりますと新たに数名の職員が必要になるということで、大変難しいという状況になります。JA都城さんも長田、宮村、蓼池の出張所を廃止されましたけれども、民間を初めとしまして、多くの団体において職員の配置を伴う施設につきましては集約化を図って、そのかわりにほかのサービスを充実するという方向に進んでおります。

しかしながら議員がおっしゃいましたように高齢化が進みまして、6地区だけではなくて町内各地域において、高齢者の方々が同じような不便を感じられているんじゃないかなということを感じているところでございます。将来的にはITの技術の進歩とか、マイナンバー制度、これらの開始に伴いまして新しいサービスというのが、ほかの形のサービスができるかもしれないんですが、今のところはくいまーるバスや委任状による代理申請、この辺を利用して対応していただきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） いろいろな考え方があります。今申されましたけど、JAの出張所が確かに3つありましたけども、既に全て閉鎖しております。駅前によかもんやがございますけども、なかなかあそこの経営は厳しい状況でございます。269線沿いに道の駅的な発想でつくって、その中で行政陣も一部でございますけども、兼務してやられるような方法は考えられないかということはどうでしょうか。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） 証明書の発行だけとなると、ある程度少ない人数でもあるんですけども、ただ役場に来られるお客さんの中には、やっぱり話を聞きながらいろんなところに関係するということが多いものですから、なかなか出張所的な、簡易的なところでは対応できない部分も多いというところで、そう簡単にいかないというふうに考えております。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 単なる住民票とか、それだけにとどまらない、ほかの関連することいろいろあるから、やっぱりここまでおいでいただくべきだというようなご意見もございんですけども、今ちょっと申しました道の駅的な感覚で町の一部の窓口をそこに設けるというような考え方としては、私は道の駅の経営をうまくやっていけば、ある程度の収益を得られれば、269線沿いだったら、いろいろ道の駅の発想は長田方面とかいろいろございましたけども、条件のいい269線沿いだったら経営をうまくやっていけばプラスになるようなことは可能じゃないかというような気がするんですけども、いかがですか。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） このよかもんやもそうですけど、町直営のそういう施設をつくるという予定は全く考えてません。要するにあとはコンビニとか、あるいは郵便局、そういうところでも将来的には住民票のほうを取得というのもできるんじゃないかなと、そういうところのICTの活用というのも今後の課題かなというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） わかりました。

それでは次の大原地区の南北の道路についての質問でございんですけども、現在旭ヶ丘運動公園の北側に位置する大原地区では新築の家が続々できておりますけれども、東西線においてはほぼ用地も確保されて、完全舗装はされておられませんけども、いいんですけども、南北線が2本ともまだ用地の買収もおそらく済んでないだろうと思います。先日農業委員会で5条の調査に行きまして、境界の部分を見ますと、やっぱり舗装もされてない2、3メートルのぬかるみの道路の際にやっぱりまだポイントが打っておりますので、用地買収もまだ済んでない状況の中で、この大原地区の道路についての将来について、計画がございましたらお伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 蓼池大原地区の道路整備についてのご質問でございしますが、大原地区の道路整備につきましては、地権者や土地改良区から、幅員が狭く農作業に支障を来しているとの要望を受けまして、東西の2路線、総延長942メートルでございしますが、これは平成17年度に測量設計しまして、平成19年度から平成21年度までの3カ年で拡幅工事を実施したところでございます。その後、住宅等の建築がある程度進みました東側について、平成23年度から2

5年度にかけて舗装整備を実施したところであります。

質問にあります南北の道路2路線におきましては、現在の幅員が4メートル未満のため、建築済みのところは中心線より2メートル後退して建築されており、そのうち3件において残地を町へ寄附されております。残り農地部分を含めまして、同じように地権者の方々から無償提供等の協力があれば、財政状況を踏まえて整備していきたいというように考えております。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） 無償提供というようなお話がありましたけども、現在調査する中で既に地権者が5条で買われたということは、その道路の敷地まで一応用地として購入されておりますので、もしそれを町が道路拡張のために用地買収する場合の取得価格については、どのような基準といたしますか、恐らくその人が買われた価格とはまた違う価格が、安い価格が出てくると思いますが、その用地買収についての件についてちょっとお伺いしたいと思いますけども。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 当時、この大原地区の道路整備につきまして、当然2路線、そちらのほうを用地買収するときには平米単価、普通の農地と同じように平米単価1,000円ということで用地買収しました。もう今はこの道路整備がされておりますので、要するにその用地を買う場合には、やはりそれなりの単価がすると思えます。町としましては、今度は東西ではなくて南北の路線も考え方としては同じ、もし買収するとしたら1,000円。実際その利便性を高めるといふ意味合いでは、地権者の方々が無償で寄附していただくのが一番かなと、それが道路整備につながっていくというふうに思えます。といいますのも、その近くに同じように道路整備してほしいという地域がございます。そのそれについては無償で拡幅してくださいということで、道路、敷地の提供をされております。本当にすぐ隣でございます。その意味合いからすると、バランス等を考えまして、そういう方向でのまずは取り組みが大事なというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） わかりました。できるだけ早い機会に用地の取得はして、あとの整備については予算的なこともございますけども、なるべく早い機会に用地の取得をしてほしいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 都市整備課長。

○都市整備課長（兒玉 秀二君） ただいま町長が申しましたように、ほんの近くに、県道が3メートルしかないところを今回5メートルに広げてほしいということで土地を提供しますということで、今やっておりますので、今町長が答弁しましたように無償提供を基本的なところで考えております。ただ前回、東西に広げました道路におきましても、皆様方から要望書としてそれぞ

れ署名捺印を承ったんですが、当時担当した者としまして、それでもいざ土地を買収しようとするときには、数名の方がちょっとなかなか承諾が簡単にいただけなかったというところがございます。できましたら隣接住民の方皆様から、実名の署名と印鑑で要望書等をいただければ、我々も仕事が進めて、後からの事務処理もスムーズに進むのかなとは思っております。

○議長（山中 則夫君） 福永君。

○議員（5番 福永 廣文君） なるべく早急に対処していただいて、南北線がちゃんと舗装整備できるようによろしくお願いして終わります。どうもありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） 本日の一般質問は、これにて終了します。

残りの一般質問は、あす行うことにします。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会します。

午後 3 時45分散会

議事日程(第4号)

平成26年10月16日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員(11名)

1番 池邊 美紀君	2番 佐澤 靖彦君
3番 堀内 義郎君	4番 内村 立吉君
5番 福永 廣文君	6番 指宿 秋廣君
7番 上西 祐子君	8番 大久保義直君
9番 重久 邦仁君	11番 山中 則夫君
12番 桑畑 浩三君	

欠席議員(1名)

10番 池田 克子君

欠 員(なし)

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 ……………	木佐貫辰生君	副町長 ……………	西村 尚彦君
教育長 ……………	宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長 ……	大脇 哲朗君
税務財政課長 ……………	山元 宏一君	地域政策室長 ……………	鍋倉 祐三君

町民保健課長 …………… 上村 陽一君 福祉課長 …………… 岩松 健一君
産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君 都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 内村陽一郎君 教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開会いたします。

日程第1. 一般質問

○議長（山中 則夫君） 日程第1、一般質問を行います。

発言については、議会基本条例及び会議規則並びに申し合わせ事項を遵守して発言してください。

それでは、昨日に引き続き行います。

発言順位7番、指宿君。

〔6番 指宿 秋廣君 登壇〕

○議員（6番 指宿 秋廣君） おはようございます。それでは、通告いたしておりました件について、順を追って質問をしていきたいと思っております。

町長の2期目の続投が無投票でありました。三股町の町政史上初だと聞いております。町民に対しての責任、町長の責任はますます重大だと思っております。

そこで、町長の1期目の、私の質問に対して答弁されたもののうちから質問して、2期目の取り組みという観点から、答弁をしてほしいと思っております。

まず、1の①で通告しておりました住所表示の変更について、質問いたします。

平成22年12月議会での町長答弁の要旨を読みたいと思っております。

住所表示に関しましては、町内全般で考えますと、大字樺山や大字蓼池のように、多くの集落を含むことや、区画整理事業による町名と混在する集落、また複数の大字地名が混在する集落の存在など、住所地を簡単に特定することが難しい状況があることも事実であります。

このようなことから、住所表示の見直しについては、植木地区を含め、全体的な視野に立って、町名入りの整備を進めていく必要があると考えておるところでございますけれども、まずは一番要望の強い植木地区で取り組んでみて、そしていろいろな問題点等が整備できるんじゃないかと。そういうところから、23年度にこの住所表示の見直しに着手するための人的配置を行っ

て、調査、研究をしてまいりたいというふうに思います、とあります。

それから、約4年が過ぎました。現在までの進捗状況について、質問をいたします。

檀上からの質問は以上で、あとは質問席から行います。よろしくお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） おはようございます。

ただいま、過去の町長答弁についての御質問等がございました。その中での住所表示の変更についてということで、現在までの進捗状況、そして今後における課題はどうなっているかということでございます。これにつきましては、地域政策室、そしてまた庁内でもいろいろと検討させていただきましたので、担当課長のほうから回答させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） 住居表示の変更につきましては、過去に5回ほどの一般質問がありまして、最後の質問の内容につきまして、議員のほうから説明があったところでございます。

この住居表示に関しましては、行政側にも住民側にも、大きな負担を伴うために、住民の意向とか要望をお聞きする目的で、平成23年の8月に、東植木の自治公民館、西植木の自治公民館の役員の方々に御参加いただきまして、意見交換会を実施しました。

その中で、住居表示の仕組みや、変更手続の流れなどを説明するとともに、住所変更に伴って、不動産登記、法人登記を初め、あらゆる私的、経年において、住所の変更手続が必要になり、行政だけでなく、住民や法人の方にも、大きな負担を強いることを説明したところであります。

そのほかにも、数回にわたりまして、地域の総会などを利用して、同様の説明を行ったところでございます。

住居表示の変更につきましては、対象となる地域にお住まいの方全ての方に影響があるために、住民の総意として、機運が高まってこない、変更に向けた基本計画の策定に着手できません。そこで、自治公民館の役員の方々に、地域住民の皆さんの意向の取りまとめをお願いしたところでございますが、いまだにその回答がしてないという状況であります。

今後も、地元から説明の要請があれば、座談会などを開催しながら、地域の動向を注視していきたいというふうに考えている状況であります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 町長が住所表示については、深く熱心だったという認識をしているんですけれども、今の答弁は、地域からの要望が、上がってくるのを待っているんだと。受

け身が変わっているわけですね。

この、先ほど読んだ私のところでは、人的配置を含めて考えていくんですよと、こういうふうにあって、また、町が主導権をとるんですよというふうに、私自身は、発言の中から読み取ったわけですが、そうではない。こういう大きな問題があります、こういう大きな問題があります、こういうクリアしなければいけない問題があります、それは最初からわかってた問題で、都城市も、それはクリアしているわけですね、なっている。

私の質問の中で、前に言ったと思いますけれども、二重になっている地域が、多分あるんだろうと。要するに、法務局にある住所地番と、通称といわれる地番とが分かれておるということだろうと思います。

そこで、町長に再度お聞きしますけれども、積極的に自分からやるということじゃなくて、今から先も、受け身で、地域から上がってくるのを受身的に待つ。平成23年に説明会をされたというふうにあるわけですが、それから3年ですね。

地域の自治公民館長さんを初め、役員さんは年々刻々変わっていくんですね。となると、それについて、町が主導権を持ってやっていく。植木だけでやるという話なのか、私自身は全部、やるんならしてほしいという質問をしたわけですが、まずは植木地区からと言われた答弁の中でいうと、どれぐらい熱意があるのかなというの、再度お答え願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 住居表示の変更については、先ほどもお話がありましたように、地域住民が、全てが利害関係人という形になります。ですから、地域の盛り上がり、地域の熱意がないと、これはできません。行政が押しつけるというわけにいきません。そういう意味合いで、このマニフェストの中には、住居表示の検討という形でさせていただきました。

といいますのも、その選挙中には、大変地域の役員の方々が、この住居表示の問題について、熱心に御議論いただきました。

しかし、町としまして、モデル的に、じゃあ植木のほうで、皆さん方に住民説明会等をやりたいということ、役員とお話ししました。そしてまた、地域の方々にも、機会あればというお話ししておりますけれども、それ以上の地域の盛り上がりというのがありません。

そしてまた、どうしても必要性があるというようなことを、町のほうに伝わるような熱意がないということで、町としましては、地域の盛り上がりを前提にというふうに考えています。それが受け身なのか、主体的なのか、それは、言葉のあやでございまして。要するに、地域の熱意、地域の盛り上がり、全ての人に関係するということでございまして、全員というわけではございませんけれども、それなりの地域の熱意がないとできないと、この住居表示の変更だというふうに理解しています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 再度言いますね。このところ、まずは一番要望の強い植木地区で取り組んでみてと、こういうふうに言われているんです。ということは、行政としては、一番要望が強い植木地区というふうに捉えられているということは、植木地区でそういう機運があった。盛り上がったというふうに理解をして、この文書を読んだわけですけども。そこが、いや、盛り上がりませんよということになると、うんっというふうに思うわけですね。

先ほど言ったように、なら、全体的に植木地区だけではなくて、町内全体としてどうということになるのか、人的配置をされたのか、誰が担当されて、別に個人名を必要とするわけじゃないですけども、どういうセクションの人がされているのか、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） これについては、地域もとの連携ということが重要でございますので、地区長会等でもお話をいたしましたし、そしてまた、地区のいろんな役員会等でも、このお話と。そしてまた、そういう地域の主立った方々の集まりの中でもお話をさせていただきました。

そういう意味合いで、地域の、先ほどから言いましたように、盛り上がり、地域の熱意、そしてまた地域の皆さん方、利害関係人というようなこととなりますので、いろんなメリット、デメリット等お話ししながら、地域のコンセンサスを得ながら進めていくというスタンスでございます。

ですから、そういうもので、地域のほうでやろうという気運があれば、それに対する庁内の体制づくりというのが前に進んだらと思うんですけども、そこまで至らなかったということでございます。

ですから、まだほかにも、議員が言われるように、今市のほうでも、蓼池と樺山が混在している部分があるわけなんですけれども、そういうところのお話とも、直接、私のほうの耳にも入ってきませんし、そういうふうな希望があれば、地域の中でそういうふうな取り組み等をさせていただければ、町としては、それに対する、また地域との話し合い等をさせていただきたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） この問題、例えば三股町が過去に取り組んだ区画整理を、地域で盛り上がったとは聞いてないんですね。三股町が、こうしたほうが、町の全体としてよかろうということで、区画整理が始まったわけですね。稗田しかりですよ。

都三道路がありますけれども、あれは批判の対象やったのね、最初は。何でか、草ぼうぼう、砂利道。有効幅員は6メートルなかったでしょうかね。要するに、広いんです、道路は。だけど、草ぼうぼうで、通れるところは、5、6メートルだったでしょうか。批判の対象だったわけです。

こんな広い道路を、砂利道で、どうにも通らんというところで。しかし、それを長い視野で見て、今見ると、先輩の行政、すごかったなど。こういうのを拡張する、要するにこういう時代を想定して、地域住民を説得して、リーダーシップをとって、全員に話しかけて、年をかけた経緯は聞いてみませんので、行政が頻繁に足を運ぶことになるんだろうと思います。

そういう三股町の先人の歴史もあるわけですから、そこら辺も、三股町以外の人が三股町へ来るときに、樺山を教えてくださいと見えるわけですね。樺山はいささか広うございましてという話になるわけですね。大字樺山なのか、通称樺山なのか、ちょっとわからんというところになります。

役場に勤めていれば、4000番台、どこかここら辺かな、1000番台、どこかここら辺かなというふうになりますけれども、そうでない人は、普通の集落、地域としてお見えになりまして、聞かれます。そのときに、樺山ではわかりづらいと。

そういう観点もあるでしょうから、三股町として、町で、先ほど、町長の答弁もありましたように、最後のところを読んで、要請にかえたいと思います。

本来、本町で、ほかにも今市のようないろんなところで混在している分があります。そういうものは視野に入れるべきではなかろうかというふうに考えておりますというふうに、答弁をされています。

広く、東植木がどうだ、西植木がどうだということではなくて、三股町としてどういう地域設定、もしくは町民に、もしくは町外の人にわかりやすいのはどういふのがいいのかということ、再度、検討していただくように要請して、この問題は終わりたいと思いますので、よろしく願います。

次にいきます。これも町長の答弁のところ、要旨を読みます。

この2番目の地下水保全条例の制定はどうなっていますかというところですが、砂利採取に触れています。このときの質問は、砂利の採取の農地を掘っていきますね。そうすると、三股町の水道は、上水道は全て地下水に頼っていますね。その地下水の水脈に近づくような、ユンボが届く、可能な限りの深さまで掘っていますね。そうすると、地下水が汚染される可能性があります。砂利採取をやめさせるような、もしくは地域を指定して、ここは取れないというようなところを、指定条例等で、制約ができませんかというふうな質問であります。

対する答弁は、砂利採取の件。農地の一部転用のところで、この本町の上水道の水源に近い部分での掘削が始まると、この影響についてというようなことですが、土地改良区が農地の管理を含めてとか、土地改良をやっておりますので、そのあたりと十分連携を取りながら、どういふ方策ができるのか。そして、規制ができるのか、そのあたりを十分、本町として、この条例化を含めたところで検討させていただきたいというふうに思っております。というふうに答弁

がなされております。

今、大分、砂利採取については、ブレーキがかかったようには聞いていますけれども、今しておれば、砂利採取を頻繁にやられていると、土地を借りているんだ、契約してしまったということでトラブルがあるでしょうから、今で、早くそういう条例をつくって、制約を先にかけてしまっておる。そうすることによって、地下水脈まで到達するような、そういうことが防げるのではないだろうか。

この問題は、三股町に限らず、都城市も上水道も、三股町のこの地下水脈を利用しているところが相当広くありますので、それについて、その後の経過について報告をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） この地下水保全関係についての御質問が、23年12月に、議員から御提案があったところでございますけれども、それにつきましては、早速、産業振興課のほうで、土地改良区のほうとの意見交換をいたしまして、農地の一時転用について、規制ができないかどうか。要するに、一時転用の同意を許可しないと、同意しないということであれば、そのストップがかけられるということで、今まで、三新土地改良区のほうで、ここは砂利採集等が多かったところなんです、そちらのほうも同意し出したということで、ストップ。そしてまた、それ以外の土地改良区も、一時転用の導入には賛同しないということで、このストップがかけられております。

そういう意味合いでは、本町の中での土地改良区が管轄する地域での砂利採取は、今後できないという状況になっているというふうに理解しているところでございます。

また、県のほうでも、この水源地域、山手のほうなんです、宮崎県水源地域保全条例というのが、ことしの3月、条例化されました。要するに、山林の外国資本等の用地取得関係がございまして、その規制という意味合いでの取り組みがございまして。

ストップはかけられませんが、届け出ということで、情報収集ができますので、そういうものに対する規制という、また町としてのあり方というの、今後の条例をもとに、取り組めるんじゃないかというふうに考えてます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 要するに、土地改良区は、もう同意しないというふうに決められたということは、大変喜ばしいことだし、大変ありがたいというふうに思っています。

町も、県の条例を待つまでもなく、もう一回、三股町としても、何か考えられるというふうにはやってほしいと思います。

先ほどありましたように、外国資本が山を買いたさっていることは、今も続いているんだそうです。特に、中国等は、水が、きれいな水を直接輸入するためということで、タンカーらしき物

で、水でそのまま持っていくというような形もやっているんだそうで、山を買ってですね。

皆さん御存じのように、自販機でも水を売っている時代ですから、それも普通にあり得ることだろうというふうに思いますので、再度、県のそういう届け出ということではなくて、本町は命の綱です。宮崎市等は川の水を飲んでいるわけですから、そんなに地下水について、真剣に考えるのではないだろうと思いますけれども、それでも県が行っているということについては、評価しますけれども、三股町に踏み込んだものを検討していただきたいというふうに思いますので、要望をしておきたいと思います。

次にいきます。

避難所施設の太陽光発電はどうなっているのかという質問で、通告してから台風が来て、よかったのか悪かったのか、いささか疑問に思いながらですけれども。

三股町は、今回の台風で、全世帯を避難勧告をされました。全世帯を、水ではなかったろうと思います。多分、風でだったんだろうと。台風の規模の風だったんだろうと思いますが、元気の杜には太陽光発電があるな。中央公民館にはあったかな、というふうに考えていったときに、待てよ、そういうところも、売電は、今、いろんなところで、九電が原発にめどがついたおかげで、もう買わないと言っていますけれども。そうではなくて、避難所という観点からいうと、そういうところだけでも、検討してもらえればいいかなというふうに思っています。

この問題も、町長の答弁を読みます。平成24年3月です。

要旨ですけれども、一番末尾のところ。中央公民館や学校等の公共施設において、太陽光発電を利用したシステム導入ができないか、今後、検討していく考えであります。あわせて、その施設を、緊急性の高い、重要な避難所として位置づけることも検討したい、というふうに考えております。

今、テレビ等でも、よく避難所のところで、もし停電時にどうするかというところで、いろいろと課題があるわけなんです。自動車の蓄電池を使った、バッテリーを使ったところの、そういうものの発電等、いろいろな仕組みというか、取り組みもございますので、太陽光に限らず、その避難所の運営はどうあるべきなのか、そのあたりも地域防災計画、また今後の太陽光発電を含めて、このエネルギー計画を検討させていただきたいというふうに思っております。こういうふうに答弁されております。

今回の実践を踏まえて、どうあるべきなのか、どう考えていらっしゃるのか、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 私のほうで答えさせていただきます。

町は、避難所として、各地区ごとに1次、そして総合避難所を10カ所、2次、3次避難所は

18カ所ということで、合計の28カ所を指定しております。

太陽光発電施設を設置しているのは、議員が言われたように、福祉避難所として指定している総合福祉センター「元気の杜」だけであります。

しかしながら、ここには、蓄電設備がなく、停電時は機能しませんので、実質避難所用には設置していないということになります。

避難所用には、蓄電設備の整備を伴うこととなり、蓄電池が高額で、また耐用年数が長くて10年程度ということで、非常に負担が大きいということから、慎重に対応していきたいと考えております。

あわせて、今後なんですけれども、九州電力の太陽光発電の県の対応というのを見守りながらの検討ということになっていくと思いますので、確認を、九電のほうにいたしました。

こういう避難所に対する特例みたいなのはないんですかということで、今、受付自体はやっておりますけれども、それに対応されていないということでしたので、今後、避難所用に太陽光、そして蓄電、これをセットにした受付許可というのは、どう考えていらっしゃるかとということで尋ねてみたんですけれども、取り扱いとしては、同様ですということで、受け付けはしますけれども、許可は出しませんというようなことをございました。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 蓄電池がないと、確かに夜は全然使えないということですね。もちろん、昼間も太陽は、太陽光発電ですから、出てこないで発電しないわけなんですけれども、100歩譲って、そういう災害が起きて、そのとき、電気がとまった瞬間を見ても、夜が明けて、要するに少しでも太陽の光があれば、緊急にコンセントが、直接ひけますよね。

だから、その施設だけでもあれば、大分違うんじゃないだろうか。別に蓄電施設で、24時間電気が使える状態にしたい、それは100点でしょうけれども、しかし、そうではない。少しでも、制約されるけれども、そういうところだけでも、優先的に何カ所か、28カ所全てしろと言っているわけではないので、せっかく指定しているものでいうと、そういうところだけでも、少々、使い勝手が悪いけれども、緊急的にコンセントをひける。

家庭もそうですよね。家庭のも、自分ところで使って、余った電気を売るというのが、家庭の太陽光発電システムなんですけれども、緊急時は、コンセントがそこら自分所にひけるわけですね。自分ところは、昼間は電気がくるということになるわけですね。

だから、そういうものを考えてされれば、そんなに力いっぱい、蓄電池の機能が、充電が、それは九電とこうだということではなくて、少なくとも必要最小限のものができないのか、そういうことも考える方法もあるのではないのかなというふうに思うんですが、再度答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町としましては、この太陽光については、避難所の設営も重要な問題だというふうに理解しておりましたけれども、まず、役場のほうの太陽光発電のほうを優先的にさせていただきます。

その後につきまして、この避難所の配置から考えて、長田地域あたりかなというふうな理解をしておりますけれども、今回、このような九電の対応等もございますので、九電の対応等を見ながら、やはり1キロワット以上の設置というふうな形になろうかと思っております。そういう面では、九電の推移を見なければ、次のステップはできないというふうに理解しておりますので、この避難所と太陽光、これも大きな課題というふうには理解しております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、避難してきた人が100人を想定するとか、1,000人を想定するとか、いろんなことがあるでしょうけれども、少なくとも必要最低限のものについて、できるぐらいのものをするとすれば、10キロ以上ということではなくても、少なくとも避難している人が、当座しのげるというところで想定すれば、できるのではないのかなというふうに思いますので、検討方をお願いをしておきます。

次、いきます。保育料の軽減策、町内外への周知はどうなっているのかというところで、今回も決算のときに申し上げて、後から追加で、資料でいただきました。

町も、私が質問しているのは、平成24年6月議会ですね、ということは、2年前ですね。これは福祉課長補佐の答弁の中のことですけれども、現在、町内の11保育所の想定総数は745名であり、その定数に対する4月1日現在の入所者数は751人で、定数オーバーの状態でございますので、回覧やホームページでのPRは、今まで取り組んでおりませんでした。予算額、決算額の公表は、町の責任でありますので、保育料を初め、独自政策の負担額につきましては、わかりやすい方法で、広く町民にPRしたいと考えております。こういうふうになっているわけですね。2年たちました。

これも、今度の決算でも、福祉課でしたときに、入っていないではないか、重要施策の中に。収入なので、支出ではないけれども、収入を、これくらい町がおさえてやっているんだよというのを、よくわからせる必要があるのではないかとこのようにいって、追加資料をいただきました。

それを、やっぱり定数がいっぱいだから、わからせる必要があるとかないとかという話じゃなくて、知らない人も、三股町は子供たちに手厚いことをやっているんです。やっているんですから、これからかかるわけじゃないわけですから、これくらいやっていますよというPRが、ほぼ足りなたいというふうに思いますので、町長、答弁をお願いしたいと思っております。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） 平成24年6月定例議会で質問がございましたので、早速、町の

ホームページの健康と福祉、児童のための福祉、保育所入所受付が始まりますの項目の中に、「三股町の保育料につきましては、国の基準額からの引き下げを行うため、町の一般財源を6,000万円ほど投入し、保育料を引き下げる措置を実施しております」を、まず入れさせていただきました。

そして、今年度、子ども・子育て支援制度により、保育料の見直しを行いますので、さらにわかりやすい方法で、ホームページに掲載する予定であります。

また、平成27年度の当初予算を説明する広報みまたへの掲載も考えております。

また、町内向けには、毎年2月の更新時に、保育所受付当時ですけれども、子育てに関するその他の制度説明を含めた資料とともに、保護者にお渡ししたり、子育て支援センターや福祉課の窓口での配付等を行っているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、ホームページを頻繁に見る人は、それが全国発信、全世帯発信になるんでしょうけれども、広く町民にも、パソコンを開くのが苦手な私にもわかるように、紙刷りでも、やはりこうしてほしいな。

ましてや、議会の決算のときの説明資料の、町の重要施策の中には、その5,000円、6,000円の金ではないわけですから、ぜひとも、福祉の一番最初に出てくるぐらいの説明資料を使ってほしいということを申し添えておきたいと思いますので、よろしくお願いします。

次、いきます。

最終処分場の件を出しておきました。最終処分場については、時の課長の答弁で終わりました。今度、焼却場が遠くなるというんですけれども、都城市も遠くなるのが結構あるんですが、行政は、特別な対策というのは、まだ検討していないと。ただ、先ほど言いましたように、高齢者が運転して、山田町まで持っていくというのは、非常に危険ですので、そういうところについては、何らかの検討をしていきますが、全ての町民の粗大ごみを町で引き受けるとなると、そのコストがどのぐらいかかるのか、いろんな面がありますので、それについて、慎重に検討したいというふうに考えております。というふうに答えられています。時の課長ですけれども。

それを受けて、私もそれを全て、やれというふうに言っているのではないんですけれども、しかし、あそこにストックヤードを設けて、どうしても持っていけない人は、ここへ持ってきてくださいというふうにするのが、いろんな条件があったとはいえ、いろんな制約があったとはいえ、清掃工場を山田町にもっていったのは行政の責任ですから、行政としても、三股町としても、それに同意したわけですので、そうであれば、最初は志和地だったんですよね。清掃工場の移転地は志和地。その志和地を、三股町も同意したんでしょうけれども、都城市の勝手に山田にもって

いったわけですね。

そしたら、それについての善後策は、やっぱり三股町としても考えておかないといけないんじゃないのかというふうに思いますので、この点について、これは25年の12月ですので、説明をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君） この御質問は、昨年の12月の定例議会の一般質問の中での御提案をいただいたものということでございます。

その中で、御指摘があったとおり、清掃工場の移転に伴い、粗大可燃ごみの持ち込み作業は、時間と労を要する大変面倒な作業となります。そのため、不法投棄をふやす大きな原因の一つにもなりかねないと、心配しているところでございます。

現在、最終処分場では、本来の業務として、不燃物の廃棄及び仕分けの業務を行っておりますが、金具等、木製の混在した箆筍とかこたつなども持ち込まれ、その都度、職員が取り外しを指導したり、清掃工場やリサイクルプラザへの移送の案内をしております。

住民の皆様が貴重な時間を割いて持ってこられているのを、軽々には扱えないというのが、現場の状況でございます。この上、粗大可燃物のストックヤードを正式に設けるとなれば、その業務に従事できるような人的な体制も、整えていく必要があるのではないかと考えております。

今回の清掃工場の移転に伴うごみ収集等に係る経費は、かなりの増額が見込まれ、恒常的な経費として、毎年、支出していかなければなりません。そのため、都城市からの情報収集を密に行い、さらに町職員による検討グループを立ち上げ、より効率的で効果的な収集体制を検討しているところでございます。

その中で、粗大ごみの取り扱いについても、例えば年に数回程度、業者と連携しまして、粗大ごみの収集日を設けるとか、あるいは先の提案のときもございましたように、自治公民館との連携をもう少し工夫して、処理対策を練るとか、そういったようなことで、具体的な対策を検討しているところでございます。

分別を含め、ごみの収集に関するもろもろの課題は、住民の皆さんの御理解と協力なしには解決できない課題でございます。町としまして、住民の皆さんに十分に納得していただけるような施策の提案ができますように、努力していきたいというような状況でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 私も軽自動車しか持ってないんですが、今、トラックを持ってされるとなると、私であれば、レンタカーを借りるか、知っている人から、例えばダンプを借りるかしかないわけですね。

話、全然違うんですけども、この前、木を7本ぐらい、自分の家の剪定じゃなくて、根から切りました。近所に迷惑になる。

堆肥として、今の最終処分場に持って行こうかなと思いました。持っていくすべがないんですね。シルバーに電話しました。持って行ってくれんかな。うちは産業廃棄物の取り扱いですから、最終処分場には持っていきません、断られました。さてどうするかと考えた、台風が来るわ。やむなく、清掃公社に電話しました。持って行ってくれました。要するに一般から出るごみじゃなくても、産廃状態ですよ。金銭2万5,000円。持っていただけですよ、切っただけなんです。

持っていてもらわざるを得ない。軽自動車で軽の乗用車に積んでいくわけにはいかん。矛盾をいっばいはらんでいるわけですよ。

だから、都城市はどうしているかといったら、都城は、電話をかけると有料で持って行ってくれるんですね。多分、前の課長、現の課長、御存じだと思うんですが。

市の職員が持って行ってくれるんですよ、お金を出せば。いいですか。一般の廃棄物として持って行ってくれるんですよ。三股町は、それすらしてないわけです。だから、せめてそこしてもらえませんか。三股も有料で、それはやるということは、それでいいですよ。だけど、それこそ金がかかるんじゃないですか。都城は直営でやっている。直営でやってたから、安い料金で持って行ってくれたわけですよ。

再度お聞きします。粗大ごみについて、町で新たな取り組みをされるという、年に数回とかじゃなくて、そういうことも考えられることはできませんか。お願いします。

○議長（山中 則夫君） 環境水道課長。

○環境水道課長（内村陽一郎君） 今、御指摘のとおりだと思います。業者等に、現在でも、今、議員がおっしゃったように、お願いされて持っていってもらおう方もおられているようで、粗大ごみについて、私どもが問い合わせをしたところ、業者のほうに問い合わせしましたところが、今、通常の箆笥だとか、大きいベッドだとか、そういったものが3,500円から5,000円ぐらいというような値段のようです。

今後、遠くなれば、当然、倍ぐらいにはなるだろうというような情報を得ております。ですから、そのことについて、こちらのほうも、取り組みを慎重に対応しないといけないなというふうには考えているところです。

確かに車等がなければ、持っていけないというのも、そしてまた積むことさえできない人たちもおられるというのがありますので、条件つきで、そういった対象者に対しての支援をしていくとか、そういったことも含めて、今、案を出しつつあります。

最終処分場につきましては、うちだけではないんですが、都城のほうからも情報を聞きますと、今の清掃工場と、そしてリサイクルプラザと、そしてうちの処分場と、持っていった方々が、金

具の取り付け等でたらい回しになっているという状況が、今、ございます。ですから、どうしてもそういったところの指導といいますか、情報提供とかいうことも含めて、今、現状、最終処分場では、高齢者の方等がお持ちになったりすると、職員が加勢して、取り外しを若干手伝いながら、これはリサイクルプラザに持って行ってくださいと。これは、清掃工場に持って行ってくださいという形で、機嫌を損なわないような状態で対応をしている状況がございます。

清掃工場から、言葉は悪いですが、こちらで受け取れませんと言われた方が、再度、私どもの処分場に戻ってきて、そしてまた、もう一回、行かされるというような状況も、今、あるようです。

そういったことが、まず基本的にならないように、そういったところの情報を徹底し、そしてある程度、見合った状況の中で、粗大ごみが適正に持っていかれるような案を、何とか検討したいと思いますし、再度、前回、指宿議員がおっしゃられたことも含めて、検討をさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひ、そういう大変な状態があり、今、課長の答弁の中で、たらい回しされ、山田町とここをたらい回しされたら、たまったもんじゃないですね。それこそ不法投棄、どこかに捨てて帰ってきますよね。

だから、そういうこともありますので、要するに、先ほど申しましたように、清掃工場が志和地の予定地から住民反対運動が起きて、つくれなくなった。住民に情報提供しないまま、土地先行取得をしたがために、住民の感情を逸して、結局、つくれなくなったと。だから、山田へ持っていかざるを得なくなったというのは、これは行政側の失態なわけですから。

であればあるほど、三股町としても、それに同意したということからいうと、前向きな検討をお願いをしたいというふうに思います。

次、いきます。

町長の今までの質問の中で、チラッと見た中で、一番最後の問題ですけれども、本人通知制度について、質問いたします。

平成25年12月議会での課長の答弁で、本町といたしましては、国や他自治体の動向を注視しながら、今年度の課題を整理しまして、制度構築に向けて調査検討を進め、平成26年度中には結論を出したいと答弁されています。大変感謝しておりますが、8月1日からこの制度は実施されています。しかし、本町の制度は、事件が起きた場合には、本人に通知するとなっています。

制度ができたこと自体は、大変評価しておりますが、今後の課題として、委任状なしで本人の同意があったかなかったかの確認もなしに、個人一人一人の住民情報が発行されることには疑問

が生じます。いま一度検討されて、行政書士等の方が諸証明書の発行手続をされた場合には、事件後、本人に通知する制度を考えるのではなくて、事件が起きなくても、こういう方がとられましたよというのを、本人に処理した後に通知するという必要ではないのかなというふうに思いますが、答弁をお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） ただいま御質問がありました本人通知制度についてですけども、言われましたように、不正であるかどうかというのを、窓口で確認するというのは、極めて難しい状況にあるということで、今回、言われましたように、8月1日にこの事実告知型という形で、要綱を定めたところです。

それで、言われました事実告知型でなくても、一つの法の事前登録型ということになると思うんですが、これについても、検討はしたんですけども、さきに要綱を定めた内容につきましては、県内9市が先行して実施している、この事実告知型ということを採用して、実施してあるところです。

言われることにつきまして、事前登録型というようになりますと、いろいろ電算費用等もございます。また、事務を全部8士業で出されたものに対して、こういう申請がありましたということ、本人に通知するということにつきましては、相当な数がございますので、その辺については、今後の検討課題ということで、現時点では捉えているところです。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） では、お聞きをいたします。

8士業が相当な数があるというふうに、今、答弁がありました。年間に幾らぐらいあるんですか、教えてください。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） お答えします。これは、平成24年度の実績になりますけれども、住民票の写しが全体で、1万3,766件あります。

このうち、8士業が679件、4.9%。それから、戸籍謄本・抄本が6,545件ありまして、このうちの935件、14.3%。それから、戸籍の附票の写しにつきましては、1,670件ありまして、ほとんど、これについては第3、8士業の件数になるというふうに、数字をつかまえております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 数的にいうと、3,000弱という形で、全部合わせても、なるんだろうと思いますが、要するに、委任状がついているかいけないかということに、出るんだろうと思います。

例えば、8土業の方についても、同意書を取ってくださいと言えば、別を取ってくれば、それで抜けるわけですから。本人の同意ですから。

だから、ある一定、減るのかな。要するに、附票は土地の移動に伴うものがほとんどでしょうし、そういうことからいうと、そういう指導をすることによって、準備期間を設けることによって、本人通知制度がより、より本人の知らないところで利用されるようなことにならないのではないのかなど。

行政書士だけ例をとると、行政書士は、皆さん御存じのように、役場なら役場に20年以上おったら、欠格条項に該当しない限り、通知するだけで行政書士になれるわけですよ。そうすると、行政書士そのものについて、簡単に手に入るような人たち、そういう20年といたら、市役所、公務員等、それからいろんな郵便局も入るんですか、いろんなところが入るわけで、そんなに大きな問題ではない。

そうすると、そういう人たちが、別な方向で、本人の同意なしでどんどん情報を集めるのは、大きな問題があるんだろうというふうに思いますので、今回は、こういう事件が起きた場合ありますよというふうになっているわけで、そういうものについても、ありますけれども、ぜひとも今後の検討として、そういう完全な実施について、やってほしいと思いますが、再度、答弁お願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 今回、事実と違ったということで、法制化といいますか、規則等で本人通知制度を制定したところでございます。

当初の議員の質問のときにも、この事実、事後告知型か、事前登録型かという話もございましたけれども、三股町として、まず各市がスタートしている、そういう事後告知型あたりでも抑止力になっていくんじゃないかなということでスタートしたらというような御意見がございまして、それを参考にしながら、今回、制定させていただきました。

そういう意味合いでは、運用しながら、また他の団体との状況も含めて、本来ならば、国が法律を制定するのが、一番抑止力になるわけなんでしょうけれども、国を見ながら、今後の検討課題にさせていただきたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひとも、誰が被害者になるかわからないわけで、本人が知らないうちに戸籍がとられ、住民票がとられていくわけで、それは、要するに戸籍が余り人に見られても大きな問題がないという人はそれでいいでしょうけれども、人に知られたくない戸籍もとられているわけですよ。

例えば、養子縁組をしているとか、例えば父親がわからないとか、そういうのも出てくるわけ

で、結婚すると、例えば男性が2人の女性と結婚すると、男の子が両方生まれると、両方長男ですね。だから、戸籍が別に存在するわけですから、最初に結婚したときの男の子も長男、次に結婚したときの、次の男の子も長男なんですね。

そういうことで、通称は次男というふうに名乗っていても、そういうことが全てわかってしまうという問題もはらんでいますので、ぜひとも今後の検討でできるのには何が障害なのか、どうすればそれがクリアできるのか、検討してほしいと思いますので、よろしくお願ひします。

時間が大分過ぎてきましたけれども、これは町長もいろんな意味で、今までの議員さんの質問でもありましたけれども、町長が、今回のスポーツ環境の整備ということでマニフェストうたわられていますので、町長の所感、考え方というのをお聞きをしたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町長の政治姿勢、スポーツ環境の整備は今後何を考えているかについて、回答させていただきます。

選挙公約の一つ、スポーツ・文化わくわくプロジェクトの中で、アスリートタウンのまちづくりを掲げておりますが、2020年の東京五輪・パラリンピックや、その後の宮崎国体を見据えるとともに、町民の健康づくりを一層推進するために、スポーツ環境の整備に努めていきたいというふうに考えているところです。

このスポーツ環境の整備につきましては、ことし3月に作成しましたアグレッシブタウン基本構想でお示ししました。今後、おおむね5年間の間に実施することを目標に掲げた事業を中心に、取り組んでいきたいと考えています。

具体的には、西部体育館の建設、パークゴルフ場のコース増設、旭ヶ丘陸上競技場の整備、テニスコートの増設などを検討してまいりたいというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これは、町長の所感を聞いただけですので、いろいろと考えはあるでしょうから、規模等の話もまたあるでしょうし、十分精査されていってほしいと思います。次にいきます。

祭りのPRについてということで、とりあえず、ケーブルテレビの話をしたいと思います。

三股町が、先ほどの戸籍の質問の中で、本人通知制度の情報を知ったのは、実はテレビなんですね。テレビに載ってるんですよ。三股町の情報が。

ケーブルテレビの基地局、11ですかね、111かな。というところで見ますと、三股町のマークが出てくるんですね。それをクリックすると、三股町のお知らせがバーッと出てくるんですよ。その中でクリックすると、今言われた、本人通知制度が出てきて、8月1日からやります

と、こう出てくるんですね。

いろんなのが入っているわけですよ。そこで、聞いたわけですよ。三股町はこういうのが入っているけれども、どうだっていったら、それを三股町はどこでチェックされているのか。もしくは、それがどこのテレビで、三股庁内本庁の中に映っているのか、お聞かせ願いたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） まずは、ケーブルテレビの状況というところから説明させていただきます。

テレビ放送の難視聴対策及びインターネット等の情報格差ということで、是正のために、平成11年度に都城ケーブルテレビ株式会社、現在のBTVケーブルテレビ株式会社が事業主体となって、町中心部、及び蓼池地区のケーブルテレビ網の敷設に着工したところでございます。

その後、長田地区においても整備を行い、平成17年度までに町内全域にケーブルテレビ網を整備したものであり、本年10月3日現在ですけれども、町内におけるケーブルテレビとの契約数は、テレビ視聴を対象とした契約が4,384件、インターネット接続のための契約が1,510件、ケーブルプラス電話の契約が1,299件とのことでございます。

質問にありますケーブルテレビの庁舎内との契約については、BTVケーブルテレビ株式会社が、役場庁舎にこの11年度以降、テレビを設置いたしまして、契約して、放送しておりましたけれども、平成18年度以降は、契約自体はしておりません。

これは、旧1市4町も、この時期、同時期に契約をしていないということございまして、現在は、ケーブルテレビの市民チャンネル、私、111が市民チャンネルだと思うんですけれども、市民チャンネルのみ、役場のロビーのテレビで、無料で視聴できる環境を残しております。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） お聞きしますが、それは、今、私が質問した三股町のマークが出てきて、クリックしたら出てくるような形になっていますか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 申しわけないですけれども、私も家にもとってなくて、チェックしたことがないんですよ。恐らく市民チャンネルからの入り口はそこだと思うんですけれども。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 三股町が発信しているんですね、情報。私が聞いたら、知らないというのは、おかしいと思うんですよ。三股町のマークが出てくるんですよ。三股町のマークが出てきたのをクリックすると、出てくるんですよ。

もう一遍言うけど、三股町が情報を発信している、受け元が知らない。なおかつ、何が発信されているかもわからんということですよ、逆に言うと。そういうことでしょう。

○議長（山中 則夫君） 地域政策室長。

○地域政策室長（鍋倉 祐三君） 行事予定等について、各社に全て、地域政策のほうから情報を流しているもので、その情報と思いますけれども。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） せめてチェックする、テレビは何台か必要じゃないんですか。

要するに、三股町として、例えばこういう情報がありますよ。例えば、三股町は今一般質問、議会はこうですよ。そうすると、文字は出てこないけれども、そういう表題が出てくるんですよ。

多分、パソコンのインターネットのつながりの一種になっているんだろうと思うんですが、数字が、わけのわからん長い数字、バーッと出てきます。それはもうクリックできません。あとはパソコンを見れということでしょう。

だけど、それが流れるんです。大きな表題のところは、小さいところはわからんけど、出てくるんですね。先ほど言った、本人通知制度は、クリックしたら出てきたんです。だから、少なくとも、三股町がケーブルテレビに、補助金幾ら流しました。そして、億単位金を出していると思うんですよ。それを、何で契約せんと写させんとですか。そんなら補助金返せって。あつちは商売ですがな、株式会社ですがね。

三股町が出して、ロビーに出したり、もしくは防災のところの、総務課ぐらいには、そういうのが映るようなものがないと、聞いてもわからないじゃ、質問のしようがないですわ。だから、少なくともBTVというのは、そういう流れの、私がBTVをひいているからわかるわけですがけれども、そういうことがチェックできないと、これは削れということもできないですよ。勝手に流れているんですから。

だから、誰もチェックする人がいません。契約してますから、やっています。それこそ情報が、どう漏れたかもチェックできないということになるんです。

再度、三股町として、今、6,900円か何かでインターネットもできませんとか、もっと小さい金でできるでしょう。そしたら、2,3局ぐらいは、無料でその分、契約したと同じようなことを、立派な株主なんだから、三股町にとれというふうにしてほしいと思うんですが、答弁お願いします。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長（大脇 哲朗君） 情報のあり方につきまして、もう一回、ケーブルテレビのほうに確認をいたします。

行事等、例えば行事のほかにも防災に関する情報等は、うちのほうからケーブルのほうにファクスで流しまして、ケーブルのほうから、例えば三股町に避難勧告が出ましたとか、避難準備情報が出ましたとか、そういう情報は流してもらっています。

ただ、町の全体の施策に関する情報を、どういう形で、今、流されているのかというのが、この場でチェックできませんでしたので、それはもう1回確認をさせていただいて、進めていきたいと思います。

それから、先ほども言いましたけれども、今は契約をしていない状況だということで、ロビーで市民チャンネルのみが閲覧できると、視聴できるという状況で設定してあるということでございます。

これは、解約と一緒に、本当はケーブル自体を撤去する予定でありましたけれども、三股町にアンテナをまたお願いするというのも負担が出てくるということで、そのまま残された。ですから、市民チャンネルだけが見ることができる環境が今も続いているんですよということで、これにつきましては、今後もこういう形でいきたいというのが、ケーブルの考え方らしいです。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 主客逆転していると思うんです。三股町は大スポンサーで、金をいっぱい出したわけですよ。それを受けて、契約がどんどん延びて、きのうやったかな、新たな宣伝のポスターも、我が家に来てましたけれども。a uを結んだらどうだかというのが来てました。そこまでしてくれと言っているんじゃないかと、少なくとも、三股町がお願いをして出したものについて、チェックする人。多分、下のほうはできないように聞いているんです。三股町のマークが出てくるやつが、聞いているんですよ。それもわからんでしょう。

ただ漏れということやないですか。だから、おかしいですよ。

小さなところを見ると、6桁か7桁の数字がぱっと出てくるから、これはパソコンのだなというふうに思うんですよ。だから、小さいところは、パソコンと結ばれているから、テレビには出てこないだろうと。テレビも、パソコンとつなげていくとできるかもしれませんけれども、今の状態でいうと、そのマークのところだけしか出てこない。だから、何回も言いますね。少なくともそれがチェックできるように、少なくとも、それが三股町としてわかるようにしないと、私が電話をして聞いても、わかりません。それは、役場としては、おかしい情報だというふうに思います。

町長、再度それについて、見れる、チェックできる。町長室でもいいんですよ、もしくは1階のロビーでもいいんですよ、そういうのができるように、課長さん、自分とこでひいている人で、チェックしている人はいらっしゃいませんか。ずっと流れるんですよ。いろんなマークがあって、その中に三股町のマークが。町章でした、あのマークが流れるんです、つーと。それを決定すると、パンと三股町が出てくるんですよ。

誰かいらっしゃいませんか。あら、誰もとってないのか。

いいです。ぜひとも、再度、家に帰ってから、どこかひいている人もいらっしゃるでしょうか

ら、聞いてみてください。どういうことになっているのか。それから論議しましょう。

これについては、知っている人しかわかりません。知っている人、わかりませんかあ、答弁のしようがありませんので、最後に、この問題について、ビシッとチェックをして、町としてチェックができるように、再度、町長の答弁をお願いしたいと思います。

また次の議会にこれについて聞きたいと思いますので、答弁よろしくをお願いします。

○議長（山中 則夫君） 町長。

○町長（木佐貫辰生君） 町からの情報の発信の仕方、そしてまたそのチェックの仕方、そしてまたどこへ流しているか、そのあたりを含めて、再度、この件については、検討させていただきます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ぜひとも、現実点で私が見ているわけですから、そういうことを確認してほしいと思いますし、どうしたらそれが町としてチェックできるか、そこまで踏み込んで、確認をして、次の議会ではこうしましたというふうには、一般質問じゃなくても、お知らせを願えるといいかなというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

最後の問題にいきます。

同じところで、祭りに掲載されたポスターというふうには書いておきました。今、三股町で大きな祭りを、早馬さん、それから上米公園、つつじが丘ってやりますね。そのとき、大きなポスターを出ます。

そこでお聞きします。広く、あのポスターはどこら辺まで、三股町外には出ていくんですか。ちょっと教えてください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） ポスターの配布なんですが、春祭りについては、ほとんどが町内がメインとなっていますし、一部、JRの駅に、県北の方にはいきませんが、近隣の駅に張る場合もございます。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 今、三股町と限らず、いろんな行政で、例えば戸籍の封筒に、町内の企業と契約して、お金を企業からいただいてやるという方法が、いろんなところで論議されていますね。それでお聞きをいたします。

ここに議員さんいらっしゃるのですが、大変しづらいんですが、そのポスターの中に、しゃくなげの森が入っていますね。あれは幾らの契約で、幾らもらわれていますか、お願いします。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 今、議員のほうで御質問ありましたけれども、上米公園の桜

祭り、そしてツツジ、早馬、そしてシャクナゲの花祭り、そういったものを一つに取りまとめた春祭りの、三股の春祭りというポスターのことかと思います。

そのポスターにつきまして、それ以外の、ほかのふるさと祭りも含めてですが、主催者である観光協会なり、あるいは実行委員会なりで原案をつくって、印刷会社に発注しているものですね。

ポスターに掲載してあるその内容につきまして、それぞれの祭りの要旨を、写真や絵、文章などでわかりやすく表現したものでありまして、内容に関する契約といったものは、該当するものではありません。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ということは、あれは三股町は一切関係してないということで理解していいんですか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 一切関係してないということではなくて、三股町の、今回の春まつりにつきましては、観光協会の作成になっていますけれども、三股町で情報発信できる祭りといった形で、内容の発信ですので、なんら問題はないかというふうに考えています。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 私がお聞きしたいのは、例えば、霧島温泉でだと一緒じゃないですか。例えば、別府温泉といっても一緒じゃない。そういうのは、広く当該自治体が必死にするのはわかります。しかし、三股町の施設という、あれはあきらかに三股町がつくったというのは、私自身は、そう見えるんですよ。

例えば、早馬まつりがどうだ、上米公園がどうだ。それから、つつじが丘がどうだと出てくるわけですから。そうなったときに、それを三股町が全部でやっていくということについては、少し疑義があるなと思っています。

私自身は、そういう三股町が全部やっているということで、主体権を持ってやっているということで、例えばさっき言った戸籍の裏封筒の裏書きのような形をされているんだというふうに思っただけですけれども。再度、答弁してください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 町としての基本的な考え方のような形になりますけれども、町の観光地を、あるいは各種イベント、特産品等を宣伝して、町を知ってもらって、三股町に足を運んでいただくということは、町の活性化につながりますし、商工業や農林畜産業の発展とか、活性化に大変重要であるというふうに考えております。

そういうことから、町勢要覧であったり、あるいは各種のパンフレット、またホームページや

広報誌など、さまざまなメディアへ情報発信をしているわけですが、それぞれの内容を、今、議員おっしゃるように、詳しく見ていきますと、個人の事業者が特定されることがございます。特に、町でつくっておる観光パンフレットにいきますと、町内の飲食店であったり、販売店であったり、そういったものが記載されてあります。

それらも、個人の事業のコマーシャルになるのではないかということで、御質疑をいただいているかと思いますが、町としては、個人の利益のための情報発信ではなくて、町のPRのための情報発信であるというふうに行っているところでございますので、御理解をいただきたいというふうに考えているところです。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） そしたら、春祭りに協賛して、例えば中村肉屋が協賛して大売り出しやってますよといったら、それも載せないかんということですか。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 町の情報発信というのは、そのお店でやっている、大売り出しとかいったとき、直接かかわり合いがあるようなものでは、私どもでは載ってませんけれども、こういう、町にどんなお店があるよといったものは、出す場合がございます。そういうときには、食肉だけではなくて、中園かしわ店であったり、ほかのいろんなお店のことは、こういうお店がありますよということで出すことはありますけれども、そういう大売り出しとか、そういったものに対して使うようなことはございません。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） そうするのであれば、ほかの業者もいっぱい書くべきですよ。要するに、先ほど言ったように、みんなに公平に、店名を書くのであれば、それはいいんですよ。三股町にこういう店がありますと。できるだけ、三股町内で利用してくださいって、書くのはいいんですよ。それをいかんと言っているんじゃないんですよ。

だけど、4つぐらいの中に、1つだけぽんと抜いて、だんと出すのはいかがかなというふうに思います。

これ、私は気づきませんでした。町民の方から、何でというふうに聞かれました。私も全然、問題意識持ってませんでした、残念ながら。

だけど、最後にお聞きします。これについての問い合わせは、私が初めてですか、お答えください。

○議長（山中 則夫君） 産業振興課長。

○産業振興課長（丸山浩一郎君） 問い合わせは、実際、ほかにもございました。

○議長（山中 則夫君） 指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） これで終わりますが、町民の方も、先ほど申したように、私が感じたではなくて、疑義を感じていらっしゃる人はいっぱいらしたと。私以外にもいたと。私は、それを受けたから、それ言っているわけですけれども。事後の検討、よろしく願います。

今までのものについて、ほぼ、町長にお聞きをいたしましたけれども、検討されるものについても検討して、もしくは先ほど言ったものについても、次回に答弁をお願いしたいと申し上げて、私の質問を終わります。

ありがとうございました。

○議長（山中 則夫君） ここで、11時25分まで、本会議を休憩いたします。

午前11時13分休憩

.....
午前11時25分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

発言順位8番、大久保君。

〔8番 大久保 義直君 登壇〕

○議員（8番 大久保義直君） 通告に従いまして、質問をいたします。

まず、AEDの配置及び使用の指導研修についてということで、AEDは電気ショックというように掲げられております。心臓や呼吸がとまった人の処置は、皆さんも御承知のとおり、一分一秒を争うものでございまして、心臓蘇生法とか、AEDの使用方法を身につけることが一番大事なことだと思っております。

しかし、とっさのことではございますが、みんなが慌てて心肺停止や、AEDの手法は知っておりますが、なかなか利用ができないというようなことのようにございます。

しかし、救急車が到着するまでの対応が、一番大事であります、この件について、1項目ずつお尋ねしてまいります。

あとは質問席からお尋ねしてまいりたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 町長。

〔町長 木佐貫辰生君 登壇〕

○町長（木佐貫辰生君） AEDについて、AEDの配置及び使用の指導研修について伺うという御質問でございます。

AED自動体外式除細動器の設置及び研修につきましては、それぞれ所管する部署によって取り扱いが異なりますので、それぞれの課長から回答をさせます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 議員の質問にもございましたけれども、心室細動によ

る心停止患者に対しては、できるだけ早くAEDを使用することが救命につながるとされておりまして、救急隊等が到着する前にAEDを使用することにより、救命率の向上が期待されているところでございます。

町の公共施設では、庁舎を初め、総合福祉センター「元気の杜」、健康管理センター、各小・中学校等13施設にAEDを設置しておりまして、施設以外に災害時などの携帯用として、3機保有しているところでございます。

役場庁舎にあるAEDの使用の指導研修につきましては、設置当初、職員等にも講習を行いましたけれども、その後は行っておりません。

消防署では、普通救命講習等の中で、AED講習を実施しており、今月10日に開催されました行政事務連絡員会議においても、自治公民館長に実施を呼びかけたところであり、職員についても、本年度内の実施を計画しているところでございます。

なお、地域防災士の研修という中に、救急救命講習というのがございまして、そちらのほうもAED講習をやっております、昨年9名、それから今年度5名が受講したということでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 教育課長。

○教育課長（山元 道弥君） 教育委員会から報告をいたします。

ただいま御質問のあった教育委員会関係の所管しておりますAEDにつきましては、総務課長のほうからあった中で、各小・中学校に1台、中央公民館に2台。1台は、貸し出し用として備えてあります。それと、文化施設、スポーツ施設に、それぞれ1台、配置しております。

また、そのAEDの使用に関する研修につきましては、各小・中学校では、消防署職員等に要請しまして、生徒、保護者、教職員を対象に、年2回から3回、研修を実施しております。

また、スポーツ施設等におきましても、少年団の指導者、保護者、職員等を対象とした研修を、2年に1回、定期的に行っているところであります。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 福祉課長。

○福祉課長（岩松 健一君） それでは、福祉課のほうを報告させていただきます。

福祉課が所管しています施設で、AEDのある施設は、元気の杜と養護老人ホーム清流園でございます。

指導研修については、元気の杜では、子育て支援センターと、ファミリーサポートセンターが合同で年2回、消防署員に来ていただいて、救急法の講習会を行っております。

また、障害者連絡協議会が年数回、実施をいたしております。

清流園では、年度当初、職員研修ということで、納入業者のセコムから指導を受けているという状況でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 町民保健課長。

○町民保健課長（上村 陽一君） 町民保健課では、健康管理センターのほうに1台、配置されております。

AEDの使用につきましては、導入時にセンター勤務職員及び夜間管理委託者に対し、使用説明を受けております。したがって、保健師、看護師等センター職員は全員使える状態にあります。

今後の指導研修につきましてはですが、毎年、実施しておりますところの消防法に基づく自衛消防訓練の中で、職員、施設利用者等参加のもとで、操作方法も取り入れて実施していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 現在、町内の施設に、大分、設置されておるようでございますが、私が質問するのは、AEDの使用取扱の研修は、今、説明を聞けば、1回ぐらいとか、そういうような状況でございますが、充実した研修が1回でいいのかどうか、そこら辺を今後また、検討をしていただきたいと思っております。

というのは、職員の異動とか、そういうものも加味して、今後、充実をお願いをしたいと思っております。

それとあわせて、AEDの取扱研修会ですけれども、実技研修が一番大事なことだと、私は思っております。

そういうことも含めて、今後、十分やっていただきたいと思っております。

今後の課題と申しますか、いろいろあると思いますが、公民館なんかはどんなになっておるんですか。公民館長会議なんかではどうなんですか。実技研修なんかは、公民館長会議の中では、どんな研修をされておるんですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 先ほどお答えしたところだったんですけども、10日に開催された行政事務連絡員会議、自治公民館長会議を合わせてましたけれども、こちらのほうで呼びかけをしたところでありまして、手挙げ方式で実施いたしますと。

ただ、条件が、基本、平日なんです。そこら辺を、今、消防局のほうに、土日も開催できないかと。夜間もできないかということで、今、調整を図っているところでございます。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今、申し上げられましたが、私は、聞いてはいませんけれども、土曜日でも、消防署はやってくれると思っております。というのは、三股も救急車の契約と申しますか、消防関係を含めてですが、たくさんの費用を出しておるわけですから、補助金はですね、負担金もですね。その辺も含めて、要求をしていただければ、できると思いますので、ひとつその点もよろしくお願いを申し上げます。

それと、今、農協の話は全然ありませんでしたが、農協なんかにあっせんはしていないんですか、どうですか。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） 農協は、支所単位という話ですかね。支所にあるのかどうか、確認はしてないんです。うちのほうからあっせんというか、そちらの呼びかけは、今のところはしてありません。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 費用が大分高いから、農協も「はい」と返事をするかどうかはわかりませんが、農協も農業者の人たちがしょっちゅう出入りをしますんで、その辺もひとつ呼びかけていただきたいと思っております。

それから、また参考に聞いていただければいいんですが、救急車の出動件数がわかっておれば教えていただきたいと思っております。もしわからんのであれば、私のほうから申し上げます。

○議長（山中 則夫君） 総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） ぜひ、お願いいたします。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 25年度の、年ということで、25年の1月から12月までに、都城市が8,121名、三股が737名の出動要請をしておるようでございます。

それと、26年度が、1月から9月までのデータとして、都城市が5,947件、三股が562件でございますが、これは、確定ではないということでございます。562名は、これは何という説明をすればいいかと申しますと、救急車を要請しますけれども、悪い言葉で言うと、タクシーがわりに使うとか、そういう問題だろうと思っておるんですが、これは救急車では、利用はできませんというようなことで、出動的には562件は出動しておるというようなことでございます。

それから、救命士の件について、私のほうから申し上げますが、救急救命士ですが、消防署内で総数が54人が持っています。そのうちに、南が19名、北署が12名、ほか高岡、高崎というふうにあります。総数では、54名ということをお説明をいただきました。

それと、もう一つですが、教育長にお尋ねしますが、運動会とかのときには、AEDは持参しておるのかどうか、教えてください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 各学校に1台ずつ配置していただいておりますので、運動会の際には、養護教諭はちゃんとしておりまして、救急場所の設置しております。そこに必ずAEDを運んで、救急の場合の対応ができるようにはしておるつもりです。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） この件については、あと終わりますが、私がなぜこういうことを申し上げましたかと申しますと、何年前か、ちょっと記憶が定かでないんですが私が東高校の体育大会にまいったんです。そのときに、たまたま救急車を呼ばれておったんです。ところが、119番がわからんです。かけ方がわからん。110番を全部0986何なんというふうな電話をかけられましたから、それじゃあかかりませんよと。119番をすぐしなさいといって、私がかけてあげたことがあるんですが。

そういうことも、研修の中では、ひとつ指導をお願いをしたいと思っております。

それから、次に入りますが、今度、学校関係について、御説明をお願いしたいと思います。

全国的に不登校とか虐待とか、これははじめにも関係するんですが、よく話を聞きますが、三股町の現状について、お伺いしたいと思います。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 不登校に限って、三股町の現状をお知らせしたいと思います。

不登校の児童・生徒については、心理的要因等により、年間30日以上欠席したもので、病気や経済的な理由による欠席は除くというふうに、文部科学省は定義をしております。

それに基づきますと、町教育委員会が調査し、把握している町内小・中学校の不登校児童・生徒は、平成25年度において、小学生が6人、中学生25人で、全体に占める割合は、小学校が0.37%、中学校が3.10%となっております。

これは、全国の割合と比較しますと、小学校がプラス0.01ポイントで、全国とほぼ同程度であります。中学校がプラス0.41ポイントで、全国より若干高い結果となっております。つまり、不登校児童・生徒の割合は、全国と同様に、本町においてもわずかではありますが増加傾向にあります。

また、不登校のきっかけとなっている主な要因でございますが、家庭に係る問題や、本人に係る問題となっておりますのでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今、説明がありました。私も聞きたいと思っておるんですが、不登校の子供さん方には、学校として、どのような教育、指導をされておるのか、非常にこの問題については、難しい問題、先ほど申し上げましたが、家庭的な問題もあるし、学校の問題もあるんですが。学校としての取り組みと申しますか、どのようなことをされておるのか、お聞かせください。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 学校の対応ということでございますが、今、学校におきましては、先生方が連携をしまして、チームを組みまして、家庭訪問や教育相談を行っております。

しかしながら、学校だけでは解決が困難な状況は、多々あります。

そこで、県の事業として配置されておりますスクールソーシャルワーカーや、スクールアシスタント、あるいはスクールカウンセラーといったものを活用しながら、不登校児童・生徒の学校復帰を目指した支援を行っているところであります。

教育委員会としての取り組みも、ついでにしたいんですが、教育委員会といたしましては、毎月、指導主事が配置していただいておりますが、指導主事を中心に学校を訪問しまして、不登校児童・生徒について情報交換をしながら、学校における指導について、助言などを行っております。

また、適応指導教室を設置しておりまして、不登校児童・生徒の社会的自立や、学校復帰に向けた取り組みを行いまして、児童・生徒や保護者からの相談にも対応しているところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 小学校で6名と、25年度ですね。それから、中学校で25名の不登校者がおったということでございますが、こういう子供が、30日以上と言われましたけれども、子供さんが家庭的な問題も十分あると思っておるんですが、学習意欲は、やはり不登校をすれば落ちるんじゃないかとか、そういう懸念もございますが。

きのうやったですが、一般質問でありましたけれども、やはりこういう不登校がふえてくれば、学力向上が、教育長も初め、先生方も一生懸命頑張っておっても、この不登校がふえてくる。減少の傾向にあればいいんですけども、ふえてくれば、学力向上が低下してくるということと、それから、子供さんが中学校においては、3年を修了するわけですが、これを進学するといった場合にも、相当な影響があるんじゃないかなと思っております。

高校になると、テストがございますので、その辺が義務教育と違う点が大いにあるわけですが、その辺がどのように、今後の指導教育をされていくのか、充実した指導をお願いしたいんですが、

この点については、どうお考えになりますか。

○議長（山中 則夫君） 教育長。

○教育長（宮内浩二郎君） 30日以上欠席の数が、今先ほどいった数です。

30日といいますと、年間、学校に通う週と、基本的な週というのは、35週というので、基本的にカウントします。週に1回ぐらいということですね。1回か2回。

週1回の休みで、授業がもうついていけなくなるということは、相関関係はきちっと調べてはおりませんが、それで学習がついていけなくても、全く手のつけられない状態になったというところまでは至っておりません。

だから、不登校だからといって、学習が低下しておるということまでには、イコールというふうには判断できないかなというふうに思っております。不登校であっても、学習の成績のいい生徒もおります。ただ、問題は、この中で100日ぐらい欠席している子供もおります。ということは、100日以上の子は、ほとんど来てないということもあります。

そこら辺の子供さんが心配ですが、学校としては、家庭訪問をして、学校のいろんな宿題とかプリントとかいうのは、確実にその家庭、子供に届けております。そして、そのできばえも、またフィールドバックしながら、可能な限り、指導はしているところでございます。

そして、学校にときたま来たとしても、教室に入れないという子供につきましては、特別な教室を、今、つくっております。教室に行けなくても、特別な教室で、カウンセリングルームというのをつくっているんですが、そこで授業のない先生、あいている先生が、あるいはスクールアシスタント、そこにマンツーマンで子供の指導をしております。

そうやって学校全体で、先生方は授業があるわけですから、授業のないという日に、先生方がその子供にかかわって、授業のフォローをしているというのが現状です。

高校進学の問題がありましたけれども、不登校があったので、高校に進学できなかったというケースは、ほとんどありません。ある程度、高校側も、これからの高校に進学してからの意欲を見てくれています。だから、そこは学校側とのいろんな話し合いの中で、高校側と協議しながら、進学をかなり見てくれているというのが現状でございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 大久保君。

○議員（8番 大久保義直君） 今、カウンセリングの問題がありました。非常に、この問題は専門的な問題、取り組みになりますので、ひとつ今後、学校としても、充実した指導をお願いしたいと思っております。

以上で私の質問を終わります。

○議長（山中 則夫君） これにて、一般質問を全て終了しました。

○議長（山中 則夫君） それでは、以上で本日の全日程を終了しましたので、これをもって本日の会議を散会いたします。

午前11時50分散会

議事日程(第5号)

平成26年10月17日 午前10時00分開議

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 会期決定の件について
- 日程第3 質疑(議案第51号から議案第70号、72号から75号、78号までの25議案、
請願第4号・第5号)
- 日程第4 討論・採決
- 日程第5 質疑・討論・採決(意見書案第5号・第6号)
- 日程第6 やまびこ会調査特別委員会の中間報告
- 日程第7 質疑・討論・採決(発議第2号)
- 日程第8 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第9 議員派遣の件について

本日の会議に付した事件

- 日程第1 常任委員長報告
- 日程第2 会期決定の件について
- 日程第3 質疑(議案第51号から議案第70号、72号から75号、78号までの25議案、
請願第4号・第5号)
- 日程第4 討論・採決
- 日程第5 質疑・討論・採決(意見書案第5号・第6号)
- 日程第6 やまびこ会調査特別委員会の中間報告
- 日程第7 質疑・討論・採決(発議第2号)
- 追加日程第1 議長不信任の議決
- 追加日程第2 やまびこ会調査特別委員会の閉会中の審査について
- 日程第8 常任委員会の閉会中の審査事項について
- 日程第9 議員派遣の件について

出席議員(12名)

1 番 池邊 美紀君	2 番 佐澤 靖彦君
3 番 堀内 義郎君	4 番 内村 立吉君
5 番 福永 廣文君	6 番 指宿 秋廣君
7 番 上西 祐子君	8 番 大久保義直君
9 番 重久 邦仁君	10番 池田 克子君
11番 山中 則夫君	12番 桑畑 浩三君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

局長 重信 和人君	補佐 久寿米木和明君
	係長 山田 直美君

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 木佐貫辰生君	副町長 …………… 西村 尚彦君
教育長 …………… 宮内浩二郎君	総務課長兼町民室長 …… 大脇 哲朗君
税務財政課長 …………… 山元 宏一君	地域政策室長 …………… 鍋倉 祐三君
町民保健課長 …………… 上村 陽一君	福祉課長 …………… 岩松 健一君
産業振興課長 …………… 丸山浩一郎君	都市整備課長 …………… 兒玉 秀二君
環境水道課長 …………… 内村陽一郎君	教育課長 …………… 山元 道弥君
会計課長 …………… 財部 一美君	福祉課長補佐 …………… 松野 良保君
都市計画課長補佐………… 瀬戸山昭二君	

午前10時00分開議

○議長（山中 則夫君） おはようございます。

開会前ではありますが、桑畑君から欠席の通知が来ておりますので、報告しておきます。

ただいまの出席議員は11名、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長（山中 則夫君） それでは、昨日の一般質問で補足説明があるということで、執行部から申し出がありましたので、発言を許可します。

総務課長。

○総務課長兼町民室長（大脇 哲朗君） おはようございます。

昨日の指宿議員の一般質問につきまして、その後、BTVケーブル株式会社に確認がとれたので、ご報告いたします。

まず、市民チャンネルの中の三股町に関するデータ放送の情報源ですけれども、こちらにつきましては、BTVケーブル株式会社が町のホームページから新着情報というところがありますけれども、そのみをデータ化し、放送しているものでございまして、町からの直接情報提供しているものではございません。

それから、2点目の庁舎でのデータ放送の視聴についてということで、今後、できるようにということの要望も含めて、ケーブルテレビのほうに話をしたんですけれども、契約終了の時点でケーブルテレビ専用チャンネルというのがございまして、そのチャンネルも一緒に引き上げさせてもらうということで、だからデータ放送自体が視聴できない設定になっていた。

きのう話をして、本日よければということで、ロビーのところはデータ放送が見れるようにチャンネルをお持ちしますということでございました。

以上です。

○議長（山中 則夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

日程第1. 常任委員長報告

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第1、常任委員長報告を行います。

まず、総務厚生委員長よりお願いします。総務厚生委員長。

〔総務厚生常任委員長 佐澤 靖彦君 登壇〕

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） おはようございます。

それでは、総務厚生常任委員会の審査の結果について報告いたします。

審査の結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。当委員会に付託された案件は、議案第53号、54号、55号、56号、61号、62号、63号、64号、66号、69号、70号、72号と請願第4号、5号の計14件でございます。

以下、案件ごとに説明してまいります。

議案第53号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

歳入決算額31億9,340万9,490円、歳出決算額28億8,463万8,668円、翌年度繰越額3億877万822円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第54号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

議案の概要、歳入決算額2億1,731万8,075円、歳出決算額2億1,634万2,2

31円、翌年度繰越額97万5,844円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第55号「平成25年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」。

議案の概要、歳入決算額19億7,008万5,011円、歳出決算額19億2,282万961円、翌年度繰越額4,726万4,050円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第56号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

議案の概要、歳入決算額1,227万5,879円、歳出決算額1,183万6,006円、翌年度繰越額43万9,873円となっております。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第61号「三股町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例」。

議案の概要、本案は、例規の改版に伴い、条例の整備に関する条例を制定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第62号「三股町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例」。

議案の概要、本案は、我が国の子ども・子育てをめぐるさまざまな課題を解決するために、子ども・子育て支援法が平成24年8月に制定され、平成27年4月から施行の予定となっております。新制度では、都道府県等の許可であります。

現在の幼稚園・保育所・認定こども園のほかに、市町村による認可事業となる地域型保育事業として、児童福祉法に位置づけた上で、地域型保育給付の対象とし、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとするため、国の基準を踏まえて条例を制定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第63号「三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」。

議案の概要、本案は、子ども・子育て支援の新制度では、給付の実施主体である市町村が、学校教育法、児童福祉法に基づく許可を受けた教育・保育施設、地域型保育事業所に対して、各施設・事業の類型に従い、市町村事業計画に照らし、認定区分ごとの利用定員を定めた上で給付の対象となることを確認し、給付費を支払うこととなりますので、国の基準を踏まえて条例を制定するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第64号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」。

本案は、町では現在、放課後児童健全育成事業を実施するため、現在は規則・要綱等を制定し

対応してきましたが、今回、子ども・子育て支援法の制定に伴い、放課後児童クラブの量の拡充及び質の確保を図る観点から、事業の設備及び運営について、国の定める基準を踏まえて条例を制定するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第66号「三股町税条例の一部を改正する条例」。

本案は、地方税法の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、三股町税条例について所要の改正措置を講じるものであります。改正内容は、非課税口座内上場株式等の譲渡に係る町民税の所得計算の特例に関するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第69号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額30億7,814万6,000円に歳入歳出それぞれ9,284万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ31億7,099万4,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、国民健康保険準備積立基金からの繰入金を減額補正し、平成25年度収支決算による繰越金及び諸収入を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、平成25年度国保事業費等清算による国庫支出金の償還金、一般会計への繰出金に伴う諸支出金をそれぞれ増額補正し、予備費は収支の調整額を補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第70号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額2億3,954万5,000円に歳入歳出それぞれ177万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億4,131万7,000円とするものです。

歳入の主なものとしましては、番号制度構築事業の繰入金及び平成25年度収支決算による繰越金を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、総務費の委託料及び一般会計への繰出金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第72号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額1,223万5,000円に歳入歳出それぞれ55万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,278万7,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金、繰越金を増額補正し、歳出の主なものとしては、一般

会計繰出金を増額補正し、予備費を設置するものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

請願第4号「町民・県民の生命を守る避難計画すら作れない川内原発の再稼働に反対を表明するよう求める請願書」。

町民・県民の生命を守る避難計画すらつukれない川内原発の再稼働に反対するよう、表明を求めるものです。

審査の結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

請願第5号「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書」。

政府において、知る権利を侵害する秘密保護法を廃止すべきとの意見書です。

審査した結果、賛成少数で不採択すべきものと決しました。

以上、総務厚生常任委員会に付託された審査の結果報告です。以上で終わります。

○議長（山中 則夫君） 次に、建設文教委員長よりお願いします。建設文教委員長。

[建設文教常任委員長 内村 立吉君 登壇]

○建設文教常任委員長（内村 立吉君） おはようございます。

それでは、平成26年9月、第4回建設文教常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第51号、57号、58号、59号、60号、65号、67号、73号、74号、75号、78号の計11件でございます。

以下、案件ごとに説明いたします。

議案第51号「専決処分した事件の報告及び承認について（特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例）」。

本案は、去る平成26年7月23日付で地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分に付しましたので、同条第3項の規定により今議会に報告し、その報告を求めようとするものであります。

内容につきましては、三股町外国語指導助手任用規則の改正に伴うALT（外国語指導助手）の報酬について、所要の改正措置を行ったものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で承認すべきものと決しました。

議案第57号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計の歳入歳出を5,248万1,992円、歳出総額を5,026万6,015円に、繰越金を221万5,977円とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第58号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計の歳入総額を4,088万5,894円、歳出総額を3,944万9,717円に、繰越金を143万6,177円とするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第59号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」。

本案は、平成25年度三股町公共下水道事業特別会計歳入総額を4億1,019万5,559円、歳出総額を3億9,677万3,394円、実質収支892万2,165円と繰越金をするものであります。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第60号「平成25年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」。

本案は、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づき、剰余金の処分について議会の議決を求め、さらに同法第30条第4項の規定に基づき、決算について議会の認定を求められたものです。

剰余金の処分につきましては、未処分利益剰余金6,153万8,635円のうち、3,000万円を減債積立金に積み立て、3,100万円を建設改良積立金に積み立て、53万8,635円を翌年度に繰り越そうとするものです。

次に決算において、平成25年度は、施設整備更新事業として第4配水池ナンバー2の築造工事、中央浄水場の電気計装設備工事、第5水源地の発電機室改修工事などに取り組み、配水管の布設がえ工事を施工しております。

決算の状況については、収益的収入及び支出において、消費税抜きで収入額が3億7,538万1,816円、支出額が3億1,398万4,766円となり、当年度純利益が6,139万7,050円となっております。

一方、資本的収入及び支出においては、消費税込みで収入が1億6,355万7,956円、支出額が4億78万9,710円となり、差し引き不足額2億3,723万1,754円については、減債積立金、建設改良積立金、当年度分損益勘定留保資金ほかで補填したものです。

審査の結果、要望といたしまして、公共下水道水道工事の道路の掘り起こし工事を行いましたところの埋め戻しをした際、もう少し段差がないよという意見がありました。

補足といたしまして、自転車乗り、単車乗りが危ない、転倒する可能性があるということです。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

議案第65号「三股町ふれあい中央広場の設置及び管理に関する条例」。

本案は、都市再生整備事業ふれあい中央広場整備の完了に伴い、地方自治法第244条の2の規定に基づき、広場の設置及び管理について条例を制定するものです。

審査の結果、附帯意見としまして、中学校の部活動の中でサッカー部はふれあい中央広場を中心とした練習をしたほうがいいのではないかという意見がありました。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第67号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」。

本案は、事務の適正化及び簡素化を期するため、入居者が住宅を明け渡すときに還付する敷金から、控除できるものを追加するものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第73号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」です。

本案は、歳入歳出予算の総額4,972万7,000円に歳入歳出それぞれ252万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,225万1,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成25年度決算に伴う繰越金を増額補正するものです。

歳出の主なものとしては、舗装補修委託料、平成25年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第74号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額3,724万1,000円に歳入歳出それぞれ143万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ3,867万6,000円とするものです。

歳入につきましては、平成25年度決算に伴う繰越金を増額補正するものです。

歳出の主なものとしては、平成25年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものです。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第75号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」。

本案は、歳入歳出予算の総額を4億691万2,000円に歳入歳出それぞれ1,505万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億2,196万9,000円とするものです。

歳入につきましては、一般会計繰入金及び平成25年度決算に伴う繰越金を増額補正するものです。

歳出の主なものとしましては、公共下水道事業費の実施設計委託料及び平成25年度決算に伴う一般会計への繰出金を増額補正するものです。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

議案第78号「都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会の共同設置について」。

本案は、都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会の規約を制定し、共同設置することについて、地方自治法第252条の7第3項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

慎重に審査いたしました結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、11議案について報告いたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、一般会計予算・決算委員長よりお願いします。一般会計予算・決算委員長。

〔一般会計予算・決算常任委員長 池邊 美紀君 登壇〕

○一般会計予算・決算常任委員長（池邊 美紀君） それでは、一般会計予算・決算常任委員会の審査結果について、会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

当委員会に付託された案件は、議案第52号、68号の計2件でございます。

以下、ご説明いたします。

議案第52号「平成25年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」。

平成25年度一般会計において、歳入決算額98億464万3,972円、歳出決算額9億3,940万7,329円、翌年度繰越額2億3,946万8,543円となり、余剰金をもつての決算となっています。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決しました。

続きまして、議案第68号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第3号）」でございます。

本案は、国、県の補助内示、決定、及び事業の追加によるもののほか、当初予算で計上できなかった経費等について所要の補正措置を行ったものです。

歳入歳出予算の総額98億7,101万7,000円に歳入歳出それぞれ4億4,955万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2,057万5,000円とするものであります。

まず、歳入についての主なものを説明いたします。

地方交付税は、普通交付税の交付決定により減額補正するものです。

国庫支出金は、番号制度構築事業ほか学校施設環境改善交付金の国庫補助金を、国民年金事業に係る委託金をそれぞれ増額補正するものです。

県支出金は、保育所緊急整備事業に係る民生費県補助金のほか、災害復旧費県補助金を増額補正するものです。

財産収入は、財産運用収入として自動販売機の財産貸付収入を減額補正するほか、土地開発基金等の基金運用収入を増額補正し、財産売却収入は、伐採木売却により増額補正するものです。

繰入金は、特別会計繰入金に、国民健康保険特別会計ほか特別会計の前年度決算に伴う清算返還金を、基金繰入金は公共施設等整備基金、ふるさと未来基金からの繰入金をそれぞれ増額補正するものです。

繰越金は、前年度決算に伴う剰余金を増額補正し、諸収入については、過年度収入として障害者医療費に係る国庫・県負担金前年度清算返還金等を増額補正し、雑入は、肺炎球菌ワクチン接種事業に伴う補助金を減額補正するものです。

町債は、防災行政無線（同報系）整備事業による消防債及び、三股西小学校校舎屋根整備事業に係る教育債をそれぞれ増額補正するものです。

次に、歳出について主なものを説明します。

総務費は、一般管理費において委託料、使用料及び賃借料等を減額補正し、庁舎空調設備整備のため庁舎管理費を増額補正し、電算管理費を減額補正するものです。

選挙費においては、町長選挙が無投票であったため減額補正するものです。

民生費は、社会福祉費において番号制度構築事業により一般会計から国民健康保険特別会計及び後期高齢者医療保険特別会計へ繰出金を、また、平成25年度の後期高齢者医療給付費町費負担清算により負担金補助及び交付金を、年金システムに係る国民年金事務費をそれぞれ増額補正するものです。

児童福祉費は、番号制度構築事業による委託料、保育園施設整備事業等による負担金補助及び交付金をそれぞれ増額補正するものです。

衛生費は、クリーンセンター整備事業の委託料、前年度精算による衛生センター負担金の清算による償還金利子及び割引料をそれぞれ増額補正するものです。

農林水産業費は、小鷲巣集落センター施設整備に係る負担金補助及び交付金を増額補正するものです。

商工費は、企業立地に伴う工場等土地取得補助金に係る負担金補助及び交付金を増額補正するものです。

土木費は、道路橋梁費において道路維持補修費として工事請負費を、都市計画費は、公共下水道特別会計へ繰出金を、各公園草刈りのための委託料、備品購入費をそれぞれ増額補正し、住宅費は修繕料として需用費を増額補正するものです。

消防費は、防災対策費において地域防災計画見直しのための委託料、防災行政無線（同報系）整備事業の追加工事のための工事請負費をそれぞれ増額補正するものです。

教育費は、小学校費において三股西小学校校舎屋根整備事業として工事請負費を、梶山小学校

用地購入費として公有財産購入費をそれぞれ増額補正し、保健体育費は、西部地区体育館整備事業の設計に伴う委託料を減額補正し、駐車場用地購入費として公有財産購入費増額補正するものです。

災害復旧費は台風 11 号による被災に対し、工事請負費を増額補正するものです。

諸支出金においては、前年度繰越金の 2 分の 1 を財政調整基金に積み立てし、予備費は収支の調整額を補正するものです。

次に、第 2 表、継続費補正についてご説明申し上げます。

庁舎空調設備整備事業について平成 26 年度・27 年度 2 カ年で事業を行うために、今回継続費を組むものです。

最後に第 3 表、地方債補正についてご説明申し上げます。

三股西小学校校舎屋根整備事業については、財源の一部を地方債で補うものです。また、防災行政無線（同報系）整備事業については、限度額を 2 億 9,850 万円に補正するものです。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

以上、報告を終わります。

日程第 2. 会期決定の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第 2、会期決定の件を議題とします。

意見書案第 5 号「森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書案」並びに、意見書案第 6 号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書案」及び、発議第 2 号「やまびこ会調査特別委員会の調査経費補正について」の取り扱いについて、議会運営委員長の審査結果報告を求めます。議会運営委員長。

〔議会運営委員長 福永 廣文君 登壇〕

○議会運営委員長（福永 廣文君） それでは、議会運営委員会の協議の結果について、ご報告いたします。

去る 14 日、議会運営委員会を開催し、意見書案第 5 号「森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書案」並びに、意見書案第 6 号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書案」及び、発議第 2 号、百条委員会の「やまびこ会調査特別委員会の調査経費補正について」の取り扱いについて協議いたしました。

その結果、意見書案第 5 号・第 6 号、並びに発議第 2 号については、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することと決定いたしました。

以上、報告を終わります。

○議長（山中 則夫君） お諮りします。

意見書案第5号・6号、及び発議第2号による取り扱いにつきましては、議会運営委員長の報告のとおり、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することにしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。意見書案第5号・第6号及び発議第2号による取り扱いにつきましては、委員会付託を省略し、本日、全体審議で措置することに決しました。

日程第3. 質疑

○議長（山中 則夫君） 日程第3、質疑を行います。

質疑につきましては、ただいまの常任委員長報告に対する委員長への質疑であります。質疑の際は、議案番号を明示の上、質疑をお願いします。なお、質疑は、1議題につき1人3回以内となっております。ご協力方、よろしくお願いいたします。

質疑はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 請願の4号、5号に対して、不採択と言われましたが、この不採択の理由、反対する明確な理由を教えてください。

○議長（山中 則夫君） 佐澤君。

○総務厚生常任委員長（佐澤 靖彦君） お答えします。

委員会にこの請願書4号・5号、これを提出いたしまして、議論的なものはしておりません。そこで採決しまして、反対・賛成の採決をしたところでございます。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

日程第4. 討論・採決

○議長（山中 則夫君） それでは、日程第4、討論・採決を行います。

議案第51号「特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第51号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第51号は原案のとおり承認されました。

議案第52号「平成25年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 52号、平成25年度三股町一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

25年度は、安倍政権が24年度補正で追加した大型公共工事、いわゆるアベノミクスを推進した一般会計決算となりました。緊急経済対策として国から大型の公共工事の交付金が入りましたが、これは一時的に土木会社を潤しただけで、本町の景気は相変わらずよくなったとは言えません。

国の政策は、大型公共事業や軍事費の増額、大企業向けの減税をやりながら、住民生活は切り捨てております。25年度も物価下落を口実に、年金削減、生活保護の切り下げ、地方公務員の給料引き下げまで行いました。これでは、内需を一層冷え込ませ、地方の零細商工業者は景気回復にはほど遠いと言わざるを得ません。国からの大型公共工事によって本町の町債もふえており、公債費比率は前年度より8.2%増となっております。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第52号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですので、起立により採決いたします。

議案第52号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第52号は原案のとおり認定することに決しました。

議案第53号「平成25年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 53号、平成25年度三股町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場で討論いたします。

国民健康保険は、国民健康法第1条が規定するように、社会保障及び国民保険の向上を目的として、国民に医療を保障しているものです。ところが今日、社会保障制度の一つである国民健康保険制度が国民・町民の生活苦に追い打ちをかけるものとなっております。国保事業の財政悪化と国保税の高騰を招いている現況は、国保に対する国の予算削減にあります。

昭和59年当時の自民政権は、医療費の45%とされた定率国庫負担を38.5%に引き下げ、その後も国保の事務費や保険料軽減措置などへの国庫負担を縮小・廃止してきました。その結果、国保の総会計に占める国庫支出の割合は、昭和59年当時の50%から今日では24%に半減しております。この間、国民所得が減少するだけにとどまらず、雇用関係が壊され、多くの人が非正規労働者となり、国保に加入してきております。国庫負担の削減と国保世帯の貧困化が同時に進んでいる現状です。

国民健康保険税は、財政難、保険税の引き上げ、滞納世帯の増加と、悪循環になっております。国保世帯のほとんどが所得200万円以下の低所得者層です。低所得者が多く加入して、保険料に事業主負担がない国保は、必要な国庫負担なしに成り立つことができない制度です。

こうした国民健康保険制度の深刻な事態と原因となるその打開の責任は、主に、国、政府にあることは明らかです。しかし、保険者である地方自治体が医療費の増加を理由に国保税に転嫁しているのかが問われております。滞納世帯のほとんどが所得200万円以下の世帯です。所得の2割を超える国保税は、払いたくても払えないのです。地方自治体の仕事として、住民の暮らし・命を守ることこそ使命であると考えたら、決算では大幅な黒字あり、また、基金も約1億9,000万円あるのですから、基金を少し取り崩すなどをして、国保税の引き下げを求めているほしいと思います。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかにありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですので、起立により採決します。

議案第53号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第53号は原案のとおり認定されま

した。

議案第54号「平成25年度三股町後期高齢者医療保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第54号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですので、起立により採決します。

議案第54号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第54号は原案のとおり認定されました。

議案第55号「平成25年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 55号、平成25年度三股町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論いたします。

介護保険は、介護保険法に基づいて、自由契約によって介護サービスが受けられるというものです。保険料さえ納めておれば、必要なサービスが受けられるという制度ですが、年を追うごとに介護認定基準が厳しくなり、また、施設不足により施設に入所ができない人もふえております。

保険あって介護なしという状態が進みつつあります。保険料も65歳以上の第1号被保険者の基準額は、本町では年額6万2,400円、第6段階では、所得190万円以上の人が年間9万3,600円と、県内でも高い保険料となっております。年金は、年々引き下げになり、わずかな年金でどうして暮らしていくのかと悲鳴が上がっております。

また、利用者の中には、利用料が高くて介護サービスを受ける回数を減らす方もいるようです。保険料の減免だけでなく、利用料の減免を行うなどの改善が求められます。

以上、反対討論を終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですので、起立により採決します。

議案第55号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、議案第55号は原案のとおり認定されました。

議案第56号「平成25年度三股町介護保険サービス事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第56号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第56号は原案のとおり認定されました。

議案第57号「平成25年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第57号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第57号は原案のとおり認定されました。

議案第58号「平成25年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第58号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第58号は原案のとおり認定されました。

議案第59号「平成25年度三股町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第59号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第59号は原案のとおり認定されました。

議案第60号「平成25年度三股町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第60号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり可決及び承認することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第60号は原案のとおり可決及び認定されました。

議案第61号「三股町例規集の改版に伴う条例の整備に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第61号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第61号は原案のとおり可決されました。

議案第62号「三股町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 62号と63号は関係がありますので、両方に対する討論を行います。

三股町家庭的保育事業等の整備及び運営に関する基準を定める条例に対して、反対討論いたします。

小規模保育事業B型、家庭的保育事業など、保育者の資格要件の緩和、給食の扱いなどが現行認可保育所と比べて問題です。国で実施が決まった子ども・子育て支援制度を条例化するに当たって、全ての子供たちがひとしく保育を受ける権利を保障すべきという立場から、今回の条例案では不十分であるということで反対いたします。

以上、終わります。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですので、起立により採決します。

議案第62号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第62号は原案のとおり可決されました。

議案第63号「三股町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。ご異議があるようですから、起立により採決します。

議案第63号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。したがって、議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号「三股町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第64号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号「三股町ふれあい中央広場の設置及び管理に関する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第65号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号「三股町税条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第66号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

議案第67号「三股町営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第67号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

議案第68号「平成26年度三股町一般会計補正予算（第3号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第68号は、一般会計予算・決算委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

議案第69号「平成26年度三股町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第69号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

議案第70号「平成26年度三股町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第70号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第70号は原案のとおり可決されました。

議案第72号「平成26年度三股町介護保険サービス事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第72号は、総務厚生委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

議案第73号「平成26年度三股町梶山地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第73号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

議案第74号「平成26年度三股町宮村南部地区農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第74号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。

議案第75号「平成26年度三股町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第75号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

議案第78号「都城市・三股町いじめ防止対策専門家委員会の共同設置について」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。議案第78号は、建設文教委員長の報告のように、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。したがって、議案第78号は原案のとおり決しました。

ここで、11時15分まで本会議を休憩いたします。

午前11時05分休憩

.....

午前11時15分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（山中 則夫君） 次に、請願第4号「町民・県民の生命を守る避難計画すら作れない川内原発の再稼働に、反対を表明するよう求める請願書」を議題として、討論・採決を行います。

討論はありませんか。

桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） 総務委員会の結論は不採択ということですが、今度の19号の台風を見てもよくわかると思うんですよね。鹿児島島の西側まで来て、台風が、それから東の方向にぎりっと曲がったんですね。そして、日本全部に上昇気流に乗っていったと。あれは、偏西風なんですよね。偏西風がちょうど吹いてるんですよね、あそこ。

だから、もし川内原発が事故をしたら、あのコースで放射能が拡散するということですよ。今、鹿児島県では、30キロ圏内の避難計画がどうのこうのといってもめてますが、避難する事態になったら手おくれなんです、福島原発見ればわかるように、人がやる仕事というのは、必ず事故が起きます。川内原発も既に13件の事故が起きています。そのうち2回は、重大事故につながりかねない緊急停止をしております。緊急停止ということは。

自動停止をしております。自動停止といえど聞こえがいいけども、緊急停止なんです。それで、川内原発は老朽化しております。だから、避難計画を幾ら立てても、避難場所なんかありませんよ。都城にもすぐ来ますよ、放射能がですね。一旦すつとこう来たら、30キロ圏ではなくても、都城の農作物は全く売れなくなります。

そういう、それで一方、九電は、太陽光発電をもう買わないと言い出しております。太陽光は安くなったんですよ、半分ぐらいに、設置費が。そうすると、原発よりも単価が安く発電できるんですよ。それをどうしても原発再稼働したいもんだから九電は、太陽光は買わないというふうに言い出してあります。けしからんことです。

この原発は、やっぱり廃炉にすべきだと私は思います。都城にとって、何もいいところはない。わかりませんか。だから、総務委員会は、本当に真剣に討議したのかどうか疑問に思います。よっぽど気をつけていかんと、我々は九電やら政府やらそういうのに巻き込まれて、その情報操作に乗ってしまうんですよ。

原発は安全だ、安全だって言って、安全神話がありました、それが真っ赤なうそだったことは、福島原発のあの悲惨な事故を見てもわかります。一旦事故を起こしたら、取り返しがつきません。人間では対応できません。そういうものは、廃炉にすべきだと思います。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 自分の所管している総務厚生常任委員会の一員として、委員長は

論議がなかったというふうに言われてましたけども、内容とかは大分話をしたんじゃないかなというふうに今考えています。

きょうの新聞ですが、川内原発は、地元議会がどうも過半数になりそうだと新聞に出ていました。それと、太陽光発電を前にした太陽光発電は、ほぼイコールだろうと思います。川内原発の稼働が見込めるから、太陽光発電は要りません、買いませんよという形になっている。

やっぱり、今の福島原発は事故を起こしましたが、今やっている貯蔵は、中間貯蔵だそうですね。どこに永久するんですか。どこかが引き受けてくれますか。例えば、宮崎が引き受けられますか、絶対引き受けてくれないですよ。となると、中間施設という、うそ、まやかして、そこが永久保存になるはずですよ。それは、要するに、人のところだからこそ、そういう簡単に言えますけれども、なら、川内原発でもし何かあったら、どこに行けばいいんです。

そういうことから言って、やっぱり川内原発については廃炉にすべしというふうに思いますので、本案に賛成の立場で討論します。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論ありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。

請願第4号は、総務厚生委員長の報告では不採択との報告でした。

起立により採決を行いたいと思います。

本案に対しての総務厚生委員長の報告のとおり、賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、請願第4号は原案のとおり不採択されました。

次に、請願第5号「「特定秘密の保護に関する法律の廃止を求める意見書」の提出を求める請願書」を議題として、討論・採決を行います。

討論ありませんか。

指宿君。

○議員（6番 指宿 秋廣君） ただいま議題になっています請願第5号ですが、マスコミ等を見ても、それから今回の出てきたのは弁護士会であります。いかに言論の自由が危惧されているか、難しいかということが論議されているものであります。内閣が、今から基準をつくるって言いますが、それは自分の都合のいいものしかできないというふうに思っています。

したがって、こういう言論を知る権利を抹殺するようなものは、つくるべきではないし自由にすべきではないと思いますので、原案に賛成の立場で討論します。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論ありませんか。

桑畑君。

○議員（12番 桑畑 浩三君） この特定秘密保護法は、戦争への道なんですよ。まず、戦前の歴史を見ても、政府による情報操作、都合のいい情報しか国民に与えない、何を秘密に指定しているかもわからない。そして、もしそれに気づいてマスコミがスクープすれば、10年の懲役であるというようなむちゃくちゃな法律です。

戦前の軍国主義を見ると、まず、国家機密・秘密法等による上からの情報操作、それから、右からの暴力、左からの言論弾圧、言論統制、そして、下からの教育ですね。その四つに国民が囲まれると、どうしようもなくなるんです。

そして、どこにでも国民は持っていかれるということになります。それが、我々が歴史から学ばなくちゃいけない教訓だと思っています。

そして、まず、情報操作から全てが始まると。そして、集団的自衛権いろいろ具体化していくでしょう。まさに、そういう危険な道へ安倍内閣は進んでいると思います。

だから、こういう法律には、私は断固反対するものです。

以上です。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。請願第5号は、総務厚生委員長の報告では不採択との報告でした。起立により採決を行います。

本案に対して総務厚生委員長の報告のように、不採択に賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、請願第5号は不採択とされました。

日程第5. 質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第5、意見書案第5号及び意見書案第6号を一括して上程いたします。

まず、意見書案第5号「森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）」について、提出者の説明を求めます。

内村君

〔4番 内村 立吉君 登壇〕

○議員（4番 内村 立吉君） 意見書案第5号、森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める

意見書（案）。

上記、意見書（案）を別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出します。

森林整備加速化・林業再生事業の継続を求める意見書（案）。

我が国は、森林が国土の約7割を占める世界有数の森林国である。森林は、国土の保全や水源の涵養、地球温暖化の防止等を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に大きな役割を果たしている。

また、我が国の森林は、戦後を中心に植栽してきた人工林が本格的に利用可能な時期を迎えつつあり、この豊かな森林資源を有効活用することにより、日本の林業を再生し、真の成長産業とすることが大いに期待されている。

本町においては、平成21年度に国において創設された森林整備加速化・林業再生事業を活用し、地元関係者が間伐の実施や路網の整備、高性能の林業機械の導入、木造公共施設等の整備、県産材の利用拡大など、林業再生の次元に向けた取り組みを進めるところである。

しかしながら、同事業は平成26年度で終了することになっており、このまま事業が終了すれば、本町の豊かな森林資源を活用した林業の成長、産業化に向けた取り組みが減速し、経済活動にも多大な影響を及ぼすことが懸念される。

ついては、国においては、今後の予算編成に当たって、基金事業である森林整備加速化・林業再生事業の継続と森林・林業の再生に必要な財源を確保するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条により意見書を提出する。

宮崎県三股町議会。

平成26年10月17日。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

意見書案第5号を議題として質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。意見書案第5号は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。よって、意見書案第5号は原案のとおり可決されました。

次に、意見書案第6号「慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）」について、提出者

の説明を求めます。

佐澤君。

〔2番 佐澤 靖彦君 登壇〕

○議員（2番 佐澤 靖彦君） 意見書案第6号、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書案。

上記、意見書（案）別紙のとおり、会議規則第13条の規定により提出いたします。

慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）。

平成22年7月11日に行われました参議院選挙区選挙にかかわる1票の格差に対して、最高裁判所は、違憲状態、各地の高等裁判所、違憲または違憲状態の判決を下した。国会に設置された選挙制度会議会では、有権者の少ない選挙区で隣接府県と合区させることによって、削減された議席を東京などの有権者の多い都道府県選挙区に新たに加配するという座長案が示されました。

それによって、国においては、次の事項につき特に留意するよう強く要望する。

1、参議院選挙改革に当たっては、各都道府県単位の制度を拡充すること。

2、参議院の担うべき役割について議論を行い、必要に応じて制度改革を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見を提出します。

平成26年10月17日。

三股町議会。

以上です。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。上西さん。

○議員（7番 上西 祐子君） 参議院選挙では、この案では、各都道府県単位の制度を堅持することとしておりますが、私は、参議院選挙というのは衆議院選挙と違って、国の全体的な観点でいろいろ議論する議員たちの集まりじゃないかなというふうに思うものですから、この都道府県単位の制度を堅持すれば、また都道府県によっては人口が多いとこと少ないとことあるわけですから、そういうことではなくて、比例配分によって議席を分けるというふうなことのほうが公正になるんじゃないかなというふうに考えますので、この各都道府県単位の制度にするというふうなところでひっかかりがありますので、反対いたします。

○議長（山中 則夫君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。異議があるようですから、起立により採決します。

意見書案第6号、慎重な参議院選挙制度改革を求める意見書（案）について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、意見書案第6号は原案のとおり可決されました。

本日可決されました意見書は、速やかに関係機関に送付し、その善処方を求めることといたします。

日程第6. やまびこ会調査特別委員会の中間報告

○議長（山中 則夫君） 追加日程第6、やまびこ会調査特別委員会の中間報告を行います。

やまびこ会調査特別委員長よりお願いします。

指宿君。

[やまびこ会調査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇]

○やまびこ会調査特別委員長（指宿 秋廣君） 中間報告を行う前に、1カ所間違いがありますので、まず訂正方お願いしたいと思います。

1ページの下から5行目、後ろのほう、鍵括弧のところですが、社会福祉法人保育所となっています。ここが社会福祉法人やまびこ会保育所という字が抜けておりますので、足してほしいと思います。

今から説明しますが、後ろのほうについている資料を見ていただくとありがたいと思いますので、読み上げさせていただきますと思います。

やまびこ会調査特別委員会の中間報告を行います。

当委員会は、平成26年7月22日に臨時議会において設置され、委員に桑畑議員、重久議員、大久保議員、上西議員、佐澤議員と指宿の6名が選出され、その日に第1回の委員会を開催し、委員長に指宿が、副委員長に重久委員が委員の互選により選ばれました。

社会福祉法人やまびこ会は、社会福祉事業法第2条第2項第2号の2に掲げられている老人福祉法にいう養護老人ホームの指定管理者で、また、同法同条の第3項第2号の児童福祉法にいう保育所を運営している社会福祉法人であります。

この全ての施設が、もともと町営の施設でありましたが、昭和40年4月1日の当時の町長であった大河内利雄氏を理事長に半官半民として設立されたものであります。資料1の裏面の3、やまびこ会の残余の財産帰属確約書の囲み書き、社会福祉法人やまびこ会保育所、こぼと、わかば、りんどう、すみれ、ひまわりは、法人設立時に町有財産、土地・建物を譲与しており、また、

建物改築時には一般財源の一部を補助して官立民営として運用しているところであります。

したがって、法人設立の趣旨の町の肩がわりとして発足した事業团的な性格であるため云々とありますとおり、平成7年7月31日に確約書が町長とやまびこ会の間で締結されているところで、双方とも認め合っています。

特別委員会は、現在までに計9回の開催をしております。その中で明らかになったものを報告いたします。

保育園の建てかえ事業が、やまびこ会では、ひまわり保育園、わかば保育園の2園の計画があり、資料2であるように、わかば保育園で施設整備事業の基準額で1億7,105万2,000円のうちの補助金合計が1億2,822万8,000円と、何と4分の3が補助金と、大変恵まれた補助金システムとなっています。

ひまわり保育園も同様でありますので、確認をしてください。

このような施設整備事業の入札に当たって、前回、他の保育園の施設整備事業の実施に当たり、資料3の宮崎県福祉保健部こども政策課長名で、会計検査員第2局厚生労働検査第1課から、指導事項通知がありました。その中で、三股町に直接関係がある現指導を遵守するため、役場の担当が社会福祉法人に説明・指導をしましたが、その後の回答の要旨は、資料4の平成26年度保育園整備事業に関する入札執行についての中の記1にあるとおり、当法人は、独立した法人であり、れっきとした民間であると記載されていて、最初に説明した資料1の事業团的な性格であるとの確約書と明らかに違います。

特別委員会が設置された7月22日に入札の透明性を図る観点から、再度、今回建て直しを予定している社会福祉法人に、資料5にあるとおり、保育園施設整備事業について、13項目の依頼を行っています。特に、⑦を見てほしいと思います。

しかし、やまびこ会からは、資料6の入札の実施に関しての条件項目について回答があり、町執行部は当惑していました。その後、町とやまびこ会で話し合った結果、町の方針どおり入札の執行を合意して入札を行っています。

資料7の開札当初のとおり、ひまわり保育園は1回で落札されていますが、わかば保育園については、1回目の入札では入札希望者8社での予定価格以下の業者が1社もなく、再度の入札時に辞退事業者が5社もあり、かつ残った3業者の応札金額も予定価格を超えていました。最低金額を提示した業者との話し合いも成立せず、再度設計を見直し、入札を行おうとしていますが、なぜ応札金額が高かったのか、分不相応の高額な材料等の使用が予定されていなかったのか、建設金額の4分の3という大変恵まれた高額な補助金が予定されていますので、精査する必要があると思っています。

当委員会は、資料8の、議長に対して記録の提出についての送付を依頼し、議長からやまびこ

会に対して、資料9の資料の請求が行われていますが、委員会としては、送付文の内容は把握していませんでした。町執行部から詳細な資料の提出や丁寧な説明を受けました。また、調査の過程で3名の方と意見交換をしました。その中で、元やまびこ会理事長の内村征生氏をお招きし、事情の聴取を行いました。うわさされているやまびこ会職員採用問題は、不正と言われるものは、その後の調査でもなかったと言えます。

一方、やまびこ会からは、資料10のとおり、資料の請求根拠等の説明を求める求釈明書がありました。しかし、当委員会には担当する弁護士がいないため、求釈明書の回答も出せていません。議事録等の提出期限が短かったとはいえ、期限の延長を申し出てもらえれば、話し合いの余地は幾らでもありました。近日中に再度の書類の提出を促したいと思っております。このものについては、おととい、ファクス等で弁護士に送っております。

なお、審査の過程で資料11の社会福祉法人やまびこ会の役員報酬及び費用弁償が明らかになりました。その中を見ると、一番最後の記載は、平成26年3月14日、議案第23号で改正されて、平成26年4月1日適用となっています。それによると、本文中の報酬及び費用第3条第1項には、理事長が理事会及び本会、及び施設の運営のための業務に当たった場合は、別表1による報酬及び費用を支給することができるかとあります。

それによると、名称、理事長、理事会出席及び業務、報酬1万2,000円、費用弁償1,000円です。常務理事の費用報酬等第4条には、第2号に掲げる額とするとの規定がありますが、本文には別表第3の記載はどこにもありません。しかし、裏面には別表3、役職名、理事長、報酬月額、これは給料ですが40万円、賞与6月期一月分、12月期二月分の記載がされています。年間総支給額600万円で、常勤化に伴う社会保険料等を加えれば、年間670万円を超える金額が必要経費であります。

調査はまだ終わっておりませんので、引き続き、やまびこ会調査特別委員会が議会休会中も調査を行いたいと思っておりますので、皆様方のご賛同をお願いいたします。

以上で、やまびこ会調査特別委員会の中間報告を終わります。

日程第7. 質疑・討論・採決

○議長（山中 則夫君） 日程第7、発議第2号「やまびこ会調査特別委員会の調査経費補正について」の提出者の説明を求めます。

指宿君。

〔やまびこ会調査特別委員長 指宿 秋廣君 登壇〕

○やまびこ会調査特別委員長（指宿 秋廣君） それでは、やまびこ会調査特別委員会の調査経費の補正についてご説明いたします。

本案は、7月22日の臨時議会において、調査経費を6万円と計上しておりましたが、23万7,000円を増額して経費の総額を29万7,000円としようとするものです。

補正の主なものは、まず、弁護士費用の10万8,000円です。中間報告でご説明いたしましたように、やまびこ会側が弁護士の対応としたため、特別委員会も弁護士に必要な応じて相談することが生じました。例えば、中間報告の資料の9にありますように、求釈明書で内容証明物の返答であった場合に、どのような書類作成になるのか。求釈明書なるものは、何なのか。また、返事の表題はどのようになるのかなど、弁護士に相談するべき事柄は多岐に及ぶと考えられます。

次に、印刷物の10万4,000円であります。地方自治法100条による特別委員会を設置した以上は、町民に設立の経緯や調査の結果などをお知らせする必要があります。また、義務だと存じます。

議会広報でいいのではないかと疑問もあるとは思いますが、予算の広報紙の規格は、A3、1枚であります。広報紙の部数と同じ部数を予定しております。議会広報委員会、あるいはやまびこ会調査特別委員会のどこの部署が作成しようが、新たな印刷経費は絶対に必要でありますので、今回の補正に計上いたしました。

以上で、調査経費補正の説明を終わります。ご審議の上、ぜひ可決していただきますようお願いして、提案理由といたします。

○議長（山中 則夫君） それでは、これより質疑・討論・採決を行います。質疑はありませんか。質疑は、回数、一つの議題に5回となっておりますので了解ください。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 質疑もないので、これにて質疑を終結します。

これより討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 討論もないので、これにて討論を終結します。

これより採決を行います。発議第2号は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですから、起立により採決します。

発議第2号、やまびこ会調査特別委員会の調査経費補正については、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（山中 則夫君） 起立多数であります。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議員（９番 重久 邦仁君） 議長に質問の動議を提案いたします。

○議長（山中 則夫君） 議長に対しての質問はできません。

○議員（９番 重久 邦仁君） 議長。

○議長（山中 則夫君） ありませんて。

○議員（９番 重久 邦仁君） ただいま議題で可決されましたけど、やまびこ会に対して議長が理事をやめられたということについてお聞きいたします。

○議長（山中 則夫君） 休憩してください、休憩。

午前11時44分休憩

.....

午前11時49分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議員（９番 重久 邦仁君） 議長、動議。

議長不信任案の動議を提案いたします。

○議長（山中 則夫君） 休憩いたします。

午前11時50分休憩

.....

午後 0 時06分再開

○議長（山中 則夫君） 引き続き会議を再開いたします。

ただいま、重久君から議長不信任とする動議が提出されました。

議長不信任の動議を議題とするため、本件は私の一身上の案件でありますので、議長席を副議長と交代いたします。よろしくお願いいたします。

ここで、暫時休憩いたします。

〔議長交代〕

午後 0 時07分休憩

.....

午後 0 時07分再開

○副議長（上西 祐子君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

副議長の上西です。よろしくお願いいたします。

それでは、本件については、山中議長の一身上に関する事件ですので、地方自治法第117条の規定によって、山中議長の除斥を求めます。

〔議長 山中則夫君 退場〕

ただいまの動議に賛成の議員の挙手をお願いいたします。

[賛成者挙手]

○副議長（上西 祐子君） この動議は、1人以上の賛成がありますので、成立しました。

議長不信任の動議を日程に追加し、追加日程第1とし、直ちに議題とすることについて採決いたします。

本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

追加日程第1. 議長不信任の議決

○副議長（上西 祐子君） それでは、追加日程第1、山中議長不信任決議案についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

重久議員。

[議員 重久邦仁君 登壇]

○議員（9番 重久 邦仁君） ただいま、議長不信任案動議の件につきまして、内容を説明いたしたいと思えます。

山中議長は、議会運営のやり方、及び閉会中の現業について、議長の職としての公平性・的確性・中立性に欠くことが多く、このままでは三股町議会運営に支障を来し、住民の負託に応えにくいと判断し、ここに議長不信任案の動議を行うものであります。

まず、第1点、ことし7月22日、先ほど指宿委員長から報告がありましてとおり、臨時議会において議員が町の公共施設の指定管理者となる法人の団体の代表や役員につくことを禁止する条例を、議員発議を全会一致で三股町議会はいたしました。

この条例は、山中議長がやまびこ会の理事になり、そして理事長である内村前々理事長の職員採用問題について、不正があったということ突き詰め、本人は1カ月以上に及ぶノイローゼと、そして各機関において自分の不当な扱いについて相談をされております。その件につき、大変議長が一会の理事とはいえ、なすべきことではないと思うのであります。

その次に2点目、その件で百条委員会が設置されました。議長の職として、ただいま申し上げましたとおり、権威を失墜させたことは、御存じのとおりでございませぬか。先ほど、委員会報告の中に、前々理事長の不正はなかったと、もう百条の中で結論をしております。また、議員は、町民のため、そして行政の二元代表制の中で、町民の代理となって発言し、その権利を施行するものであります。

議長職として、甚だ町民を恐怖に陥れ、議長の顔を見て恐怖を感じ、前々理事長の方においては、同じやまびこ会の運営会の中で机をたたかれ、3時間ほど監禁され、思うようになるように、

もう一人の理事長、今は新理事長、月給40万円になられているこの二人と共謀し、あらんや百条委員会の参考委員招致について、前理事に対して百条委員会でしゃべるなど、いうことまで圧力をかける理事長の職を利用した、また、議長の権威を不当に施行したものであります。

私は、この町民の人たちの声を早く知っていれば、もっと私はここにおいて発議しようと思って、提案しようと思っておりました。残念ながら、私は前々理事長からその話を聞いたのは、大久保議員と一緒にその本人から事情を聞いたときに、あきれ返りました。この事実を知っているのは、去年の10月ごろから、議員が3名ほど絡んでおります。議員は、誰のためにあったのか、議長のためにあったのか、甚だ私は残念でなりません。

以上のことを申し上げながら、私は全議員の方に、私のこの議長不信任案動議に反対する議員は、理由を明らかにして堂々と意見を述べてもらいたいと思い、ここに動議を出す提案理由いたします。

ご賛同、よろしく申し上げます。終わります。

○副議長（上西 祐子君） これにより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上西 祐子君） 質疑もないので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

指宿議員。

○議員（6番 指宿 秋廣君） 私は今、重久議員が提案されたものに賛成の立場から討論をいたします。

先ほど、委員長報告で申し上げました、弁護士は、織戸弁護士という宮崎の弁護士からの内容通知で来たわけですけれども、その求釈明書の回答について、議長へ向かって、議長名で出してくれというふうに通知を出しました。議長からの返答は、自分ではできない。委員長名で出してくれということでした。

議会を代表する議長が、それを回避するというのは、議長としての職責を余りにも軽く思われているのではないのかというふうに思いますので、私は議長にふさわしくないというふうに思っております。

以上です。

○副議長（上西 祐子君） ほかにありませんか。

大久保議員。

○議員（8番 大久保 義直君） 私の考えを申し上げたいと思います。

まず、特別委員長が報告いたしましたように、私は給料の問題であろうと思う。40万円も月

に、これを誰が支払うんですか。はっきり言うて、税金、保育料、この中で賄っているじゃないですか。誰が理事になっているんですか、山中じゃないんですか。そういうことは、早く辞退してもらえれば、こういう百条委員会ではできなかつたんです。できても、すぐ解散ができた。私、そういうことを述べてまいります。

それと、監査指摘でも、この前も全員協議会の中でも申し上げましたが、理事がトップがいろいろと言われると。これは、保母さんにですよ、保母、園長にですよ。そういう指摘で、今までは園は、円滑な運営ができておつたと。しかし、最近は不安でたまりませんということが指摘されておるんです。そこを申し上げて終わります。

○副議長（上西 祐子君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上西 祐子君） 討論もないので、これにより討論を終結いたします。

それでは、ただいまより議長不信任決議案について、採決は投票で行います。無記名投票ですね。

投票で行うのか、挙手で行うのか、それでは皆さんの。

投票で行うのに賛成という方は。

それでは、挙手でされたいと思う方は。

○副議長（上西 祐子君） 採決方法を、起立か投票か。起立でやりたい方は、挙手をお願いいたします。

〔賛成者挙手〕

○副議長（上西 祐子君） 投票でやりたい方。

〔賛成者挙手〕

○副議長（上西 祐子君） 投票でやりたい方が多数ですので、それでは無記名投票で行います。

投票のほうが多かったので、投票で行います。

では、準備のためにしばらく休憩いたします。

午後 0 時 21 分休憩

.....
午後 0 時 24 分再開

○副議長（上西 祐子君） 会議を再開いたします。

再度確認いたしますが、投票による賛成の方は起立をお願いいたします。しっかり立ってください。

〔賛成者起立〕

○副議長（上西 祐子君） 6 人ですね。

それでは、投票による賛成者が6人ですので、採決は無記名投票で行います。

それでは、議場を閉鎖いたします。

〔議場閉鎖〕

○副議長（上西 祐子君） ただいまの出席議員は、11名であります。

投票用紙を配付いたします。

〔投票用紙配付〕

○副議長（上西 祐子君） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上西 祐子君） 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検いたします。

〔投票箱点検〕

○副議長（上西 祐子君） 異状なしと認めます。

念のために申し上げます。

重久議員の動議に賛成の方は、賛成と、反対の方は、反対と記載願います。

なお、投票の秘密保護を図るため、必ず記載台でご記入願います。

それでは、1番、池邊さんより順番に投票をお願いいたします。

〔議員投票〕

○副議長（上西 祐子君） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（上西 祐子君） 投票漏れなしと認めます。投票を終わります。投票箱を閉鎖します。

開票を行います。会議規則第31条第2項の規定により、開票立会人に、3番、堀内さん、8番、大久保さんの2人を指名いたします。

なお、開票事務は事務局職員をお願いいたします。

〔開票〕

○副議長（上西 祐子君） それでは、選挙の結果を発表いたします。

投票総数は10票であり、先ほどの出席議員数と符合しております。投票結果を報告いたします。

投票総数10、有効投票10票です。有効投票のうち、賛成5票、反対5票。賛成・反対同数のため、議長判断といたします。議長を務める私は賛成であり、したがって、山中議長の不信任の件は可決いたしました。

ここで、議長の除斥につきましては、これを解除いたします。

議長が着席されるまでお待ちください。

これで、暫時休憩いたします。

〔議長 山中則夫君 入場〕

午後 0 時 38 分休憩

.....

午後 0 時 48 分再開

○副議長（上西 祐子君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

それで、議長の職を解かせていただきますとさっき言いましたけど、続けてさせていただきます。

それでは、2 時まで昼休み休憩といたします。

午後 0 時 48 分休憩

.....

午後 2 時 00 分再開

○副議長（上西 祐子君） それでは、休憩前に引き続き本会議を開会いたします。

私の議長任務は終わりましたので、議長をこれで交代いたします。

暫時、本会議を休憩いたします。

〔議長交代〕

午後 2 時 01 分休憩

.....

午後 2 時 03 分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

私、ちょっと意見を述べさせていただきます。

午前中において、議長不信任が議決され、可決・成立したということをお聞きしました。

今回、私は提案理由を聞くこともなく、内容はわからず、弁明の機会も与えられておりませんので、また、議長不信任の議決については、議会の議決であっても法的根拠はなく、私、辞任する考えはございません。引き続き、議長として務めてまいります。

どうぞ。

○議員（9 番 重久 邦仁君） 議長における懲罰の動議を提案いたします。

○議長（山中 則夫君） ただいま、重久議員から懲罰動議が出ましたが、賛成の方いらっしゃいますか。

〔賛成者挙手〕

○議長（山中 則夫君） いないということで。賛成。

それでは、ただいまの賛成議員がおりますので。

○議長（山中 則夫君） ちょっと休憩します。

午後 2 時05分休憩

.....

午後 2 時05分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

先ほどの重久議員の動議は賛成者がいますので、その動議の提出者の説明を求めます。

重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 議長におきましては、議員全体に対して議会を取り仕切る役目がありますが、議員各位においての一人ずつの発言及び言論に対して制約するものでは決してないものと私は思っております。

しかるに私が懲罰の動議を出したものは、議長は、副議長に対し、百条委員会の設置に対し、なぜおまえは百条委員会に賛成したのか、誰が副議長にしてやったのかということを経員に向かって発言しております。この発言の根拠においては、百条委員のメンバー6人が、もちろん上西副議長からの発言でありましたので、その証拠たるものは聞いております。軽々に人の発言、ましては副議長に対し、その暴挙に至るは何たることか。ましてや、副議長は女性であります。女性軽視であります。

これにおいて、議長の懲罰の動議を提案したところであります。

以上。

○議長（山中 則夫君） ちょっと暫時休憩します。

午後 2 時07分休憩

.....

午後 3 時00分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

先ほど、重久議員のほうから懲罰の動議が出ておりましたが、懲罰事犯が先ほどの理由に当たりません。というのは、懲罰の動議は、法律、会議規則、委員会条例の法令違反について懲罰事犯を明確にしてください。

そしてまた、さらに懲罰事犯、もしくは事件があった日から3日以内に提出しなければならないと、会議規則第109条に規定してあり、3日以内であったという事実について、疎明を求めます。3日以内であったのかどうか、そこです。それが会議規則の109条に規定してあって、その事実があったら言ってください。3日以内です。

○議員（9番 重久 邦仁君） 3日以内でないということは判明しておりますが、議長は、上西議員に発言したということは。

○議長（山中 則夫君） ちょっと、挙手をして。

重久君。

○議員（9番 重久 邦仁君） 法令的に3日以内という事案には該当しません。

しかし、議長が上西議員に対して自由な発言の妨害、及び副議長の職にある者に対して暴言を吐いたということは事実であるということを申し述べます。

以上。

○議長（山中 則夫君） 何が事実。事実だというのであれば、ちゃんとしたあれを出してください。

○議員（9番 重久 邦仁君） 3日以内でないと成立せんという法律になっているんでしょう。

○議長（山中 則夫君） ですよ。

○議員（9番 重久 邦仁君） 成立せんならそれで。終わり。

○議長（山中 則夫君） ちょっと休憩します。

午後3時04分休憩

.....

午後3時07分再開

○議長（山中 則夫君） それでは、休憩前に引き続き本会議を再開いたします。

先ほど可決しました、発議第2号、やまびこ会特別委員会の調査経費の補正につきましては、執行部に一任いたしますので、執行部におかれましては、よろしくお願いいたします。

追加日程第2. やまびこ会調査特別委員会の閉会中の審査について

○議長（山中 則夫君） それでは、お諮りします。

先ほどのやまびこ会調査特別委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。

したがって、やまびこ会調査特別委員会は、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続審査とすることに決しました。やまびこ会調査特別委員会におかれましては、閉会中の審査方、よろしくお願いいたします。

日程第8. 常任委員会の閉会中の審査事項について

○議長（山中 則夫君） 日程第8、常任委員会の閉会中の審査事項についてを議題とします。

建設文教常任委員長より議長宛てに、閉会中に所管事務の調査をしたい旨申請が来ております

ので、その概要を説明します。

建設文教常任委員会でございますが、11月17日から2泊3日の日程で岐阜県高山市、北方町において、所管事務の調査を実施したいとのことであります。

お諮りします。

ただいま説明しました調査については、常任委員会の閉会中の審査事項とし、建設文教常任委員会は閉会中も活動ができることにしたいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） ご異議なしと認めます。

よって、ただいま説明しました調査については、常任委員会の閉会中の審査事項とし、建設文教常任委員会は、閉会中も活動できることと決しました。

また、総務厚生常任委員会は、2月ごろに調査予定であります。

日程第9. 議員派遣の件について

○議長（山中 則夫君） 日程第9、議員派遣の件についてを議題とします。

今後の議員派遣についてお諮りします。

お配りしております日程8の資料のとおり、森林林業活性化議員連盟連絡会議ほか、研修にそれぞれの議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議なしと認めます。

よって、議員派遣については、配付資料のとおり、それぞれの議員を派遣することに決しました。

お諮りします。

今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（山中 則夫君） 異議があるようですので。

暫時休憩します。

午後3時11分休憩

午後3時13分再開

○議長（山中 則夫君） 本会議を再開いたします。

異議なしと認めます。

よって議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決定しました。

○議員（９番 重久 邦仁君） 議長、異議ありと言った。

○議長（山中 則夫君） それでは、もう一回お諮りします。

今期定例会において議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に委任されたいと思いますが、ご異議があるようですので、この点につきまして、賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（山中 則夫君） 起立多数でありますので、よって、議決案件等の条項、字句、数字、その他の整理は、議長に委任することに決しました。

○議長（山中 則夫君） 以上で全ての案件を議了しましたので、6月定例会以後の議長の公務報告はお手元に配付してあるとおりであります。

しばらく本会議を休憩し、全員協議会といたします。

午後3時15分休憩

.....

午後3時25分再開

○議長（山中 則夫君） 休憩前に引き続き本会議を再開します。

○議長（山中 則夫君） 以上で本会議の全日程を終了しましたので、これをもって平成26年第4回三股町議会定例会を閉会いたします。

午後3時25分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 山中 則夫

署名議員 福永 廣文

署名議員 上西 祐子